

平成26年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（平成25年度決算）
文教警察企業分科会会議録

平成26年10月1日～3日

場 所 第3委員会室

平成26年10月1日(水曜日)

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第18号 平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第19号 平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第20号 平成25年度宮崎県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第21号 平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(7人)

主	査	西村賢
副主	査	右松隆央
委員		中村幸一
委員		押川修一郎
委員		山下博三
委員		高橋透
委員		徳重忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	坂口拓也
警務部長	水野良彦
警務部参事官兼 首席監察官	西福一
生活安全部長	山内敏

刑事部長	武田久雄
交通部長	鳥井宏一
警備部長	金井嘉郁
警務部参事官兼 警務課長	齊藤直司
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	野辺学
生活環境課長	橋本利幸
総務課長	河野俊一
警務部参事官兼 会計課長	鬼塚博美
少年課長	津端重雄
交通規制課長	大野正人
運転免許課長	吉田瑞行

企業局

企業局長	四本孝
副局長	城野豊隆
技監 (土木担当)	関師雄一
技監 (電気・機械担当)	本田博
総務課長	沼口晴彦
経営企画監	喜田勝彦
工務課長	新穂伸一
開発企画監	平松信一
電気課長	白ヶ澤宗一
施設管理課長	山下雄一
総合制御課長	田村秀秋

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧浩一
議事課主任主事	沼口恭一郎

○西村主査 それでは、ただいまから決算特別委員会文教警察企業分科会を開会をいたします。

まず、分科会の日程についてであります、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのように決定をいたします。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告をいたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元に配付の説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合についてですが、主査会において、他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨が確認されましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成25年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○坂口警察本部長 先日の常任委員会における警察本部関係の議案審査につきましては、御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。引き続き、適正な警察行政の推進に

努めてまいりたいと考えております。

本日は、平成25年度の警察本部に係る決算の概要及び平成25年度に推進してまいりました主要施策について、御説明させていただきます。

平成25年度一般会計の決算につきましては、予算額263億8,535万5,146円、支出済み額261億6,075万2,338円であり、常に適正な予算執行に努めてまいったところであります。

また、平成25年度は、宮崎県総合計画未来みやざき創造プランに掲げられた将来像である「安全な暮らしが確保される社会」の実現を目指し、安全で安心なまちづくりと交通安全対策の推進を施策の柱として、各種事業に取り組んだところでございますので、これらについて御審議のほどをよろしく願いいたします。

決算の概要と主要施策の成果についての説明は、お手元に配付しております決算特別委員会(分科会)の資料により、警務部長から具体的に説明をさせていただきます。

県警につきましては、今後も予算を有効かつ適正に執行するとともに、時代に対応した施策に取り組み、安全で安心な宮崎を目指し、努力していく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○水野警務部長 それでは、警察本部の平成25年度決算の概要について御説明いたします。長くなりますので、着席させていただいて、説明させていただきます。

それでは、お手元に決算特別委員会の資料が配られてるかと思いますが、こちらをごらんいただければと思います。そちらの2ページであります。標題が、平成25年度決算事項別明細総括表と書いてある資料であります。

これによりまして、平成25年度の決算の概要

について説明いたしますと、警察本部では、一般会計につきましては、そこに記載のとおりであります。予算額が263億8,535万5,146円、その右の欄、支出済み額であります。261億6,075万2,338円、その右側、2つ飛んで不用額とある欄ですが、不用額2億2,460万2,808円、その横の欄であります。執行率でありますけれども、99.1%でございました。

続きまして、決算の明細につきましては、その次のページ、3ページをお開きください。

平成25年度決算事項別明細説明資料により、御説明いたします。

まず、左上のほうに(款)とございます。(款)1警察費、その右下(項)1警察管理費、さらにその右下の(目)1公安委員会費でございます。これにつきましては、予算額、公安委員会費の右側でございますけれども、1,327万円でございます。支出済み額が、その隣でございます。1,256万6,317円でありまして、2つ飛んでもう一つ右側でございますけれども、不用額の欄にありますとおり、70万3,683円でございます。その右側にあります執行率ですが、94.7%でありました。

公安委員会費は、公安委員や警察署協議会委員の報酬及び公安委員会の運営に関する経費等でございますが、その不用額の主なものは公安委員の報酬等の不用額でございます。

続きまして、(目)1のところの公安委員会費の下にあります(目)2警察本部費の欄であります。これにつきましては、その右側に予算額がございますが、208億9,199万7,146円、支出済み額がその隣の欄でありますけれども、208億3,755万5,553円であります。不用額が5,444万1,593円でありまして、執行率が99.7%でございました。

この警察本部費につきましては、職員の人件

費及び警察職員の設置に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、右側の一番右の欄に説明の欄がございます。まず、2番の給料ですけれども、給料における早期退職者に伴う給料の減。それからその下であります職員手当等の欄でありますけれども、一番右の説明にあります。休日勤務手当等の減、4番の共済費におきましては、早期退職者に伴う共済費の減。さらに下に下がりまして、8番の報償費であります。家族報償費等の減、11番の需用費におきましては、警察事務関係消耗品費等の減、12番、役務費、LAN端末等の回線使用料等の減、13番、委託費につきましては、システム改修費等の減、14番の使用料及び賃借料の欄におきましては、LAN端末整備における入札残等による減でございます。

このうち不用額の大きい職員手当等における休日勤務手当の減であります。3番の欄ですけれども、これにつきましては、国民の祝日に勤務した職員に支給される手当について、実績が見込みを下回ったものでございます。

また、13番の委託料の減につきましては、システム改修費等の減とありますけれども、これは、法律改正等に伴う各種電算システムの改修費用を見込んで予算としておりましたが、最終的にシステムの改修が必要となる事案がなかったということから、不用額が生じたものでございます。

続きまして、ページをめくっていただいて、4ページに移ります。

左上の(目)であります。3番目(目)の3装備費であります。これにつきましては、その右側にあります。予算額4億1,541万9,500円、支出済み額につきましては4億114万9,460円、不用額が1,427万40円、執行率が96.6%であ

りました。

装備費は、警察の機動力や、警察装備の整備に要する経費でございます。不用額の主なものにつきましては、11にあります需用費における警察車両維持費等の減、それから12番の役務費、一番右端の欄にありますとおり、自動車点検料等の減であります。

このうち不用額の大きい警察車両維持費等の減につきましては、警察車両の維持に必要な消耗品費それから燃料費に不用額が生じたものでございます。

続きまして、その下、(目)の欄でいいますと4番、警察施設費のところであります。これにつきましては、予算額が10億9,050万1,500円、支出済み額が10億6,125万7,291円、不用額が2,924万4,209円、執行率が97.3%でございました。

この警察施設費であります警察施設の計画的整備と、適正な管理に要する経費でございます。その不用額の主なものは、その右側の欄、節にありますけれども、11番の需用費の職員宿舍修繕料等の減、それから13番、委託料における庁舎維持管理委託料等の減、14番の使用料及び賃借料においては、借入金利息相当償還金等の減、15番、工事請負費における庁舎維持管理工事費等の減でございました。

このうち、不用額が大きい職員宿舍修繕料等の減につきましては、職員宿舍等の修繕が少なかったことによる執行残でございます。

また、その下にあります庁舎維持管理委託料等の減につきましては、庁舎清掃委託の入札残や、突発的な庁舎維持補修に関する執行がなかったことによる執行残がございました。

それから、その下であります借入金利息相当償還金等の減につきましては、交番・駐在所の

建設費は、警察共済組合本部の不動産投資により借入れを行っておりますが、借入時期が年度末となるため、利息額が少なかったということによります。

それから、その下にあります庁舎維持管理工事費等の減につきましては、各警察施設の工事における執行残額でございます。

続いて(目)の5番であります。運転免許費につきましては、予算額が6億8,312万8,000円、支出済み額が6億7,119万8,430円、不用額が1,192万9,570円、執行率が98.3%であります。

運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、続きまして、めくっていただいて5ページの一番上の節の欄であります。11番の需用費の欄ですけれども、右側の説明を読んでいただければわかりますが、運転免許事務関係消耗品費等の減、それから、13番の委託料につきましては、高齢者講習委託等の減でございました。

この運転免許事務関係消耗品費等の減につきましては、運転免許事務関係に必要なコピー代やインク代、それからIC免許証関係等の消耗品費の執行残でございます。

また、高齢者講習委託等の減につきましては、高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったことにより不用額が生じたものでございます。

そして、最後に(項)の2警察活動費(目)1警察活動費であります。これにつきましては、予算額が32億9,103万9,000円、支出済み額が31億7,702万5,287円、不用額が1億1,401万3,713円、執行率が96.5%でございました。

この警察活動費は、警察活動全般に要する経費や、信号機それから道路標識等の交通安全施設の維持・整備に要する経費でございます。そ

の不用額の主なものは、節の欄にあります。1番の報酬においては、非常勤職員報酬等の減、8番の報償費については、捜査報償費等の減、9番の旅費については、警察活動旅費等の減、11番の需用費については、警察活動用消耗品費等の減、12番の役務費につきましては、警察電話使用料等の減、13番の委託料については、銃砲の技能講習委託料等の減、14番の使用料及び賃借料につきましては、各種リース機材経費等の減、15番の工事請負費については、交通安全施設工事費等の減、18番の備品購入費につきましては、高速隊用の備品購入費等の減、19番の負担金・補助及び交付金における暴力団排除活動支援事業費等の減でございます。

このうち、報償費の欄にあります不用額の大きい捜査報償費等の減につきましては、犯罪捜査の協力者等に支払う捜査費の執行が、見込みより少なかったものでございます。

旅費における警察活動旅費の減、その下の欄でありますけれども、犯罪捜査に伴う警察活動旅費の執行が、見込みより少なかったものであります。

また、その下であります。警察活動用消耗品費等の減につきましては、通常の警察業務に必要なコピー代や事務用品の執行残のほか、突発的な事件・事故で必要となる消耗品の経費が、見込みより少なかったものでございます。

その下の警察電話使用料等の減につきましては、本部や警察署で使用する電話回線使用料や、捜査等に使用する携帯電話利用料が、見込みより少なかったものでございます。

また、その下の銃砲の技能講習委託料等の減につきましては、講習受講者が少なかったことによる執行残でございます。

一つ飛んで、その下であります。交通安全

施設工事等の減につきましては、信号機の新設や道路標識等の交通安全施設設置工事の入札残でございます。

以上で、平成25年度決算事項別説明につきまして終わります。

続きまして、平成25年度主要施策の成果について、御説明させていただきます。

今、御説明申し上げました資料の1ページをお開きいただければと思います。標題が、宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン（公安委員会関係）となっている資料であります。

まず、警察本部におきましては、未来みやざき創造プランの施策体系のうち、左側の分野にありますとおり、くらしづくりの分野において、その右側の将来像として、1、安全な暮らしが確保される社会に位置づけられております。その右側の施策の柱、(1)では、安全で安心なまちづくり、(2)では、交通安全対策の推進と、2つの柱に分類されておまして、それぞれの基本的方向性に基づき、施策推進のための各種事業に取り組んでいるというところであります。

続きまして、分厚い資料になりますけれども、平成25年度主要施策の成果に関する報告書、お手元にこれがあるかと思いますが、こちらの357ページをお開きください。先ほどの資料の1ページと見比べながら進めていきますので、大変恐縮ではございますけれども、行ったり来たりしながら御説明させていただきます。

まず、安全な暮らしが確保される社会の(1)安全で安心なまちづくりにつきまして、御説明いたします。

当該施策の目標は、そのページの施策の目標の欄に書いてありますとおり、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、行政、事業者、地域住民等が、業種や世代を越えて、犯罪の防止

や安全の確保に必要な取り組みを行うことによつて、高い規範意識ときずなが根づき、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指すというものでございます。

行ったり来たりして大変恐縮でございます。先ほどの資料の1ページをごらんいただければと思いますが、先ほど、施策の柱まで御説明申し上げました。(1)の安全で安心なまちづくりにつきまして、今、御説明申し上げるところでありますけれども、その右側に、基本的方向性、3つございます。犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進、少年の非行を生まない社会づくりの推進、被害者支援活動の推進、この3つを基本的方向性として掲げております。

このうち、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進につきまして、済みません、再度その分厚いほうの資料に戻りますけれども、357ページの表がございまして、こちらの表にありますとおり4つの事業、「地域の安全を守る街頭活動強化事業」、それからその下、「犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業」、下から2番目の「サイバー犯罪等捜査強化事業」、一番下の「事業所暴力団等排除責任者講習事業」、この4つの事業を推進いたしました。

このうち、一番上の地域の安全を守る街頭活動強化事業におきましては、まず、交番相談員を県下の12警察署、42交番に47人を配置いたしまして、一部の業務を交番勤務員にかわって行わせるとともに、警察安全相談員を警察本部及び県下10警察署に18人を配置して、警察官にかわって警察に寄せられる多種多様な相談を受理しております。これによりまして、警察官は警ら活動や捜査活動などの街頭活動を強化し、地域の安全を確保いたしました。

その下の犯罪・事故の起きにくい社会づくり

事業につきましては、民間警備会社に委託し、県下5警察署管内に合計58人の地域交通安全パトロール隊員を配置し、街頭犯罪や交通事故の抑止を目的としたパトロールを行いました。

その下であります。サイバー犯罪等捜査強化事業におきましては、増加するサイバー犯罪の被害防止等を図る目的で、児童や保護者、教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティーカレッジを210回開催するとともに、スマートフォンの普及により、新たなサイバー犯罪の発生に対応するため、解析装置の導入なども行いました。

一番下の欄であります。事業所暴力団等排除責任者講習事業につきましては、各事業所で選任された責任者に対しまして、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害防止を図るため、その対応要領の教示を目的として、事業所暴力団等排除責任者講習を25回開催しております。

行ったり来たりして大変恐縮でございますが、再度、先ほどの資料の1ページのほうをごらんください。

続いて、少年の非行を生まない社会づくりの推進につきまして、御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の358ページであります。

少年の非行を生まない社会づくりの推進に関する主な事業としましては、その表の上から3つであります。「地域の安全を守る街頭活動強化事業」、その下「少年サポートセンター運営事業」、3つ目であります「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」、この3つの事業を推進いたしました。

1つ目の地域の安全を守る街頭活動強化事業においては、スクールサポーターを警察本部少年課に2名、宮崎南警察署、都城警察署、日向

警察署及び延岡警察署に各1名の合計6名を配置して、小・中・高校等からの相談受理や助言、パトロール活動等を行い、学校内外における少年の非行防止と子供を犯罪から守る活動を推進しております。

その下の少年サポートセンター運営事業ではありますが、これにつきましては、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする県内6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心としまして、小・中・高校等を対象とした非行防止、薬物乱用防止教室を延べ434回開催いたしました。あわせて、犯罪被害等を受けた少年を、被害少年支援指定人員として11人指定いたしまして、各種援助を行ったほか、少年相談575件を受理するなど、少年の非行防止と保護活動を推進しております。

また、3つ目の少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業につきましては、過去に非行があり、かつ再非行のおそれのある少年に対しまして、農業体験やスポーツ活動等を通じて、社会に溶け込もうとする意欲を醸成するものでございまして、11回開催し、延べ59人の少年が参加してくれました。

続きまして、再度、先ほどの資料の1ページをごらんください。

基本的方向性が3つあると申し上げました。

少年の非行の話が2つ目でありましたが、続きまして、被害支援活動の推進につきまして、御説明いたします。

この3つ目の施策、基本的方向性につきましては、主要施策の成果に関する報告書の358ページをごらんください。

その表の下から2番目以降です。2つの事業が主な事業であります。「犯罪被害者援助団体への業務委託事業」と「犯罪被害者対策推進事業」、

この2つの事業を推進いたしました。

犯罪被害者援助団体への業務委託事業につきましては、公益社団法人みやざき被害者支援センターに対しまして、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話・面接相談の受理や、付き添い等の直接支援を737回、専門家によるカウンセリング等を70回実施しております。

次に、犯罪被害者対策推進事業におきましては、性犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、診断書や初診料等の公費負担を151件行うとともに、性犯罪被害者の病院付き添い、事件後の相談受理等の被害者支援を384件実施するなど、積極的な被害者支援に努めました。

続きまして、その資料の359ページをごらんください。

一番上の表であります。施策の進捗状況の欄であります。その表にありますとおり、刑法犯認知件数は、平成26年を最終年として8,400件までに抑制することを目標値としております。昨年は7,997件と、目標値を上回る実績値となっております。

また、その下の非行防止教室の開催回数につきましては、平成26年に355回の開催、これを目標値としておりますところ、昨年は434回開催しております。目標値を上回る実績値となっております。

続きまして、その下であります。施策の成果等についてであります。長くなりますので、これを要約いたしますと、まず、交番相談員等の配置による警察官の街頭活動の強化やパトロールの民間委託で、街頭活動を強化したことによりまして、平成25年の刑法犯の認知件数は、戦後最多であった平成14年の1万7,703件から9,706件減少し、減少率ではマイナス54.8%と半分以下になっております。近年は、平成21年

以来1万件を下回っておりまして、犯罪総量の抑止にその効果が上がっているところでございます。

今後も、県民が身近な不安として感じている犯罪の抑止と検挙活動を推進するため、交番相談員や警察安全相談員等の体制充実等により、警察官の街頭活動のさらなる強化を図ることが重要と考えております。

以上が①の要約であります。

続きまして、②のサイバー犯罪対策に関しましては、児童や保護者、教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティーカレッジを開催し、県民の情報セキュリティー対策意識の向上を図るとともに、スマートフォン等の急激な普及により、新たなサイバー犯罪の出現が予想される状況であることから、スマートフォン用の解析装置を整備するとともに、サイバー犯罪に的確に対応するため、捜査員の教養や研修会を開催し、捜査能力向上を図りました。

続きまして、③であります。少年の非行防止対策に関しましては、学校や地域ボランティア等との連携、スクールサポーターの活動、インターネットの違法・有害情報対策等によりまして、平成25年の刑法犯少年は444人と、前年と比較して74人減少し、このうち自転車盗等の初発型非行に関係した刑法犯少年は311人で、前年と比較して62人減少し、一定の成果が認められることから、引き続き総合的な少年非行防止対策を推進する必要があると考えております。

続きまして、めくっていただきまして360ページに移りますが、④番であります。

これら犯罪の抑止に一定の成果が得られておりますが、平成24年に内閣府が実施した国民への世論調査では、いまだ約8割の国民が治安に関する不安を抱いている状況でありますことか

ら、子供、女性、高齢者対象の犯罪の抑止・検挙等の体感治安の確保に向けた総合的な犯罪抑止対策を継続して推進してまいります。

なお、360ページから361ページにかけましては、平成21年以降の刑法犯認知件数等の関係資料でございます。説明につきましては、長くなりますので割愛させていただきたいというふうに思います。

めくっていただきまして、362ページをごらんください。それから、先ほどの資料でございます。紙でつづったほうの資料の1ページもごらんください。

紙でつづったほうのページの施策の柱で、(2)で交通安全対策の推進というものがございます。こちらについて御説明させていただきます。

分厚い資料の362ページを再度ごらんください。

交通安全対策の推進の施策の目標でございます。そこに記載のとおりであります。県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑、快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものでございます。

この施策の基本的な方向性でございますけれども、先ほどの資料の1ページに2つ掲げております。交通安全意識の高揚、安全な交通環境の整備、この2つでございます。

このうち、まず、交通安全意識の高揚につきまして、御説明させていただきます。分厚い資料の362ページの表をごらんください。

362ページの表に5つの事業があります。この5つの事業が主な事業でございます。「交通安全指導員委託事業」、「高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業」、「交通安全教

育事業」、3つ目でございます。それから、「レーダースピードメーター更新整備事業」、「放置駐車違反処理・管理システム等整備事業」、この5つを推進いたしました。

まず、交通安全指導員委託事業につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業でありまして、県下53人の交通安全指導員による高齢者宅を訪問しての交通安全教育や、通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への通行誘導活動など、交通安全活動を行うものであります。

2番目でありまして、高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業につきましても、一般財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業でございます。高齢者の道路横断中の事故を防止するため、交通安全指導員が高齢歩行者教育システムを活用して、県内各地の公民館等で、参加・体験型の交通安全教育を行うものでございまして、高齢者の安全意識の高揚を図りました。

続きまして、その下であります。交通安全教育事業は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源といたしまして、運転適性検査器を登載した交通安全教育車や自転車シミュレーターの活用により、参加・体験・実践型の交通安全教育を民間事業者に委託したものであり、交通安全教育隊5名で、県内各地の小・中・高校や一般企業のほか、高齢者対象の交通安全教育を推進いたしました。

続きまして、4つ目の事業であります。レーダースピードメーター更新整備事業につきましては、速度違反取り締まりに使用するレーダースピードメーターの整備でございます。

次の放置駐車違反処理・管理システム等整備事業は、放置駐車違反に関する情報を処理・管

理するシステムの整備等を行うものでございまして、上のレーダースピードメーターとともに、効果的な交通違反取り締まりを行うことを目的とし、ドライバーの交通法規の遵守を図ることで、交通事故の抑止に資するものでございます。

続きまして、363ページをごらんください。

先ほど、基本的方向性が2つあると申し上げました。2つ目の安全な交通環境の整備という方向性に関するものが、2事業ございます。このページに書いてあるのが、その事業でございます。「交通安全施設整備事業」と「安全で人にやさしい信号機等整備事業」であります。

この2つの事業で、合計13基の信号機を新設したほか、交通管制システムの更新や信号機のLED化及び信号柱の鋼管柱化等の交通安全施設の整備により、歩行者、車両運転者の安全性・快適性の確保を図ったところであります。

次に、その下であります。施策の進捗状況がありますが、下の表にありますとおり、交通事故死者数につきましては、平成26年には41人まで抑制することを目標値としており、平成25年は59人で、前年より9人増加いたしました。

交通事故死傷者数につきましては、平成26年には9,800人まで抑制することを目標値としており、平成25年には1万2,648人と、前年より239人減少しております。

続きまして、ページをおめくりいただいて、364ページをごらんください。

施策の成果等につきましては、これも要約して御説明させていただきますと、まず、①であります。交通事故総量の抑止のため、季節ごとの交通安全運動を初め、交通事故の割合が高い高齢者等に対する年齢、特性に応じた交通安全教育を推進いたしました。

続いて、②であります。交通安全施設の整備

につきましては、交通管制システムをバスなどの公共車両が、道路に設置された感知器の情報により、青信号で通過しやすいよう優先的に通行できる公共車両優先システムであるPTPS対応といたしまして、交通の円滑化を図るとともに、信号灯器のLED化やコンクリート製の信号柱を鋼管柱化することにより、災害対策を視野に入れた交通安全施設の整備を行いました。

また、③につきましては、平成25年中の交通事故発生状況は、前年より発生件数、負傷者数は減少したものの、死者数が9人増加したことや、65歳以上の高齢者死者数が全国平均より高い割合で推移しているなど、依然として厳しい交通情勢であることから、「てげてげ運転追放運動」を初め、さらなる県民一丸となった各種交通事故防止対策を推進し、交通事故総量抑止を目指すものであります。

④でございます。平成25年度は、高齢者が関与する交通事故の増加や交通事故総量の抑止という課題を踏まえ、自治体を初め関係機関・団体との連携強化や、交通安全教育隊の設置などによる県内一円における交通安全教育の増強により、県民の交通安全意識の高揚に努めたところであります。

なお、364ページ、その下から次の365ページにかけての表は、平成21年以降の交通安全教育実施状況等の関係資料でございます。資料の説明につきましては、長くなりますので割愛させていただきます。

以上で、平成25年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わります。

最後になりますが、監査における指摘事項につきましては、最初にごらんいただきました紙でつづった資料の6ページに記載してあるとおりでございます。特に指摘事項はございませ

んでした。

なお、注意事項につきましては、その次の7ページに記載しております。注意事項に関する改善につきましては、関係法令を遵守させ、適正な会計経理に努めてまいります。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○西村主査 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑はございませんか。

○高橋委員 いろいろと御苦労さまです。委員会資料の決算の事項別明細資料からお尋ねしますが、3ページの執行残、いわゆる不用額が職員手当で2,839万7,000円ですか。見込みを下回るといって御説明をいただきましたが、結構忙しい職場だというふうに認識してるものですか、当初の見込みを下回った理由ってというのはどんなことなんでしょうか。

○水野警務部長 済みません、御説明がもう少し詳細にできればよかったですけれども、休日勤務手当等の減につきましては御質問であります。これにつきましては、毎年、勤務実績に対して支給不足がないように要求して、予算措置してございます。

それで、2月に補正が行われました。それ以降に、休日が何日かございました。そこで、例えば、事件であったり、あるいは交通事故の発生が起こることを見込みまして、補正の際にあらかじめ休日勤務手当を措置しておるわけでございますけれども、その見込みが少なくなったということでございます。そのため、休日に勤務した職員が少なくなったということで、それに要する手当の量も減ったということでございます。

○高橋委員 ということは、たまたま休日の事件、事故が見込みの件数よりなかったという単純なことですね。

○水野警務部長 おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 済みません、つまらんこと聞いた。

ちょっと勉強不足で、家族報償費とは、駐在所の配偶者の手当ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、5ページの運転免許費の高齢者講習委託等の減について、受講者が少なかつたって、見込みではどのくらい見込んでらっしゃって、実績はどのくらいだったかを教えてください。

○吉田運転免許課長 少々お待ちください。当初、受講者につきましては、約3万人を予定しておりましたが、実際に受講された方は2万7,000人ということでございました。

○高橋委員 想像していた以上に、そんなに少ないとはちょっと思わなかったんですけど、ただ、高齢者の事故が結構高どまりで、全国的にも高いという御説明がさっきもあったから、こういった講習っていうのにやっぱり力を入れてらっしゃると思うんです。だから、そういう意味では、お金は準備しているわけですから、足りないぐらいの受講者があるように、また御努力いただきたいと思います。

続けて、思った以上に多いというふうに思ったのが、警察活動費の需用費が3,500万ぐらい不用額が出てると説明がありました。コピー代とか、事務用品とか、財政が厳しいということで、切り詰めることを日ごろおっしゃてるでしょうから、それで皆さんも節約されているとは思いますが、そういう一方で、この警察活動費全体でも不用額が1億1,000万あるわけですね。当初予算を見ると、5,000万弱ぐらいふやしてらっしゃるわけですよ。まあ、別なところでふやしてらっしゃるとは思うんですけど、当初予算とまたこの決算と説明書きがちょっと違う

もんですから、対比の仕方がなかなか難しいんですよね。ただ、この需用費を単純に見たときに、いつも当初予算を組むときに、マイナスシーリングで財政から指令が来るじゃないですか。だから、26年度の場合には、交付金とかでいろいろ緊急対策があった関係でふやせたっていうふうに理解してもいいんでしょうけど、この需用費の3,500万はちょっと大きいもんですから、もう少し詳しく説明をいただくとありがたいなと。

○水野警務部長 2つ御質問をいただいているかと思えます。予算額がそもそもふえているのではないかという御指摘と、それから、不用額が多過ぎるじゃないかという、需用費のところでございますね。3,500万円ということで、少し多いという御指摘だと思います。

まず1点目でございますけども、警察活動費の最終予算でございます。こちらに記載してありますが、32億9,100万円余りでありますけれども、24年度と比較しますと5,000万円ほどふえております。いろんな事業がこの中にございまして、その増減がございますので、差し引きして考えられるわけじゃないですけれども、主な増額要因としましては、先ほど、主要施策の成果に関する報告書というものをごらんいただきながら説明しておりましたが、その中に犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業というのがあったかと思えます。実は、そこの部分の増額が約5,000万円ほどございまして、こちらが大きくふえた要因ではないかなというふうに思います。それ以外にも増減がございますので、これだけだとは申し上げませんが、そういったことが背景であるかなというふうに思われます。

また、特に需用費の予算額、不用が非常に立っているということで御指摘いただいております。

す。3,500万円ほど、25年度は不用額がございました。この不用額の需用費のところでありませけれども、そもそも需用費は何かと申しますと、警察活動に伴いまして、コピー代、コピーをするための用紙代、OAの消耗品、インク、写真の印刷代、写真の台紙とかいうのがございます。それから、留置人の給食代と、各種印刷物代という多岐にわたったものでございます。

これにつきましては、先ほどの話にちょっとかぶります。休日の手当と同様でございますけれども、大きな事件が発生しますと、たちどころに今の需用費に掲げたような費用につきましては、相当の額が必要になってくるというものでございまして、これは、例年ある程度の予算を残しておいて対応しているというところがございます。2月の補正以後も、1カ月ちょっと、1、2、3月ぐらい、3カ月ぐらいでしょうか、ございます。その際に、昨年も死体損壊事件等いろいろございました。ああいったときに写真を何万枚も撮るもんですから、そういったものの関係の費用を準備しておくということが必要でございまして、3,500万円ぐらいの不用額というのは毎年、いたし方ないんですけども、出るということでございます。

ちなみに、平成24年のデータですけども、この年も4,000万円ほど需用費において不用額が発生しておりまして、これについては御理解を賜ればなというふうに思います。

○高橋委員 続けて、主要施策の関係で1点、解釈の仕方で、ちょっと違和感があったりするもんですから、例えば、359ページに施策の進捗状況で目標値っていうのがありますよね。確かに目標っていうのは大事なことで、ただ、犯罪はなければいいわけですよ。なくすことが、究極の目的であって、8,400ってあらかじめ、8,400

件の事件があってももうしょうがないと、ちょっと違った見方をすればそういう言い方をする人もいるでしょうし、それに向けて努力してる姿勢というのはわかるんですよ。わかった上で、私は申し上げてるんです。ただ、これは、問題提起で聞いてくださればいいんですけど、全国的にやっばこういう目標値の仕方をしているのかなと。

もっとわかりやすく言えば、例えば、363ページの交通死者数です。これも、私は違和感を覚えまして。目標値が、26年で41人としてあるじゃないですか。41人以上の場合には、これはちょっとって、以下ならよっしゃっていう、それじゃないと思うんです。やっばりゼロを目標とする。

以前、自殺対策で、300人以下にするっていう、福祉保健部が示したことがあって、物すごい違和感を覚えて、300人以下だったらいいっていうふうにとるんですかっていうことで、私は議会でも問うたことがあって、今は率にしました。例えば、自殺死亡率を25%とか率にして、ちょっと穏やかな表現っていいですか。

だから、この目標値の設定の仕方は、工夫できないのかなっていうことなんです。全国的にこういうことでやってるから、宮崎県も右に做えじゃないですけど、やってるんだっていうことで理解をするんでしょうか。その辺、何かちょっとコメントがあればいただきたいなと思って。私は、問題提起で、きょうの場合は整理したいと思います。

○山内生活安全部長 まず、1点目の刑法犯の認知件数です。これの目標値は、本来ゼロじゃないかという御意見だと思います。もう委員御指摘のとおりだと思います。我々も、ゼロというのが最終目標でございますし、それを目指してやっておるわけでございますけども、全国的

にこういう目標値を立てているかどうかは……。これは、あくまでも宮崎県の創造プランの中で立ててるわけでございます。

実態を申し上げますと、先般も申し上げましたが、平成14年、1万7,000件ありました。そして、平成20年までは1万件を超えておりました。1件1件に、一人一人被害者がいらっしゃるわけですから、これを何とか1件ずつでも減らしていきたいという、そういう願いの目標でございまして、決して8,400件発生していいというものではございません。そういう気持ちで、もちろんこの目標は目標ですけども、それを下回って、一人でも被害者を出さないというのが最終目標でございまして、御意見のとおりだと思います。

○鳥井交通部長 交通警察のほうから説明させていただきます。

御指摘のとおり、交通死者というのはゼロであってほしいというのは、我々県民の願いでもあります。この目標値41という数字ですが、国の基本計画に基づきまして、現在、宮崎県の交通安全計画が第9次5カ年計画で——平成27年度が第9次の最終年になるんですけど、ここまですべて、目標は限りなくゼロがよろしいんですが、一応39人という目標を立てております。5カ年計画のことが4年目ということで、41人という、あくまでも数値目標を示してるところでございまして。

じゃあ、この数字はどうして出したのかということにつきましては、第9次計画を立てる際に、全国の交通事故の死者と本県の死者の割合を見まして、その割合ではじいた数ということでございます。一応、国の基本計画に基づいて、最終年の国の交通事故の死者が3,000人以下という目標がございまして、それに本県の死者の

割合を乗じて39、26年は41という数字を示したところでございます。以上でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。目標値というのは大事なことであって、ただ、工夫をしていただいて、できるだけゼロがいいわけですから、そういうところを今後検討していただければいいかなという問題提起にさせていただきたいと思います。

最後に、高齢者の交通事故対策が、一つの大きな課題であることと、さきの補正の委員会でも話題になった振り込め詐欺ですよね。ここの対策が、我が県の大きな課題だ、これは、全国的な課題だと思うんですけど、いわゆる人を集めることはなかなかうまくいかないんですよね。出向くことが、今からは大事なかなということで、ただ、それにはやっぱり人が要るし、お金もかかるわけですから、特に交通課っていうのは、事故処理で物すごく大変です。私も、雨の日も、風の日も、暑い日も、寒い日も、本当頑張って一生懸命やってらっしゃる中で、大変だなと思って。だから、警察のそれぞれの部署総ぐるみで対応できる部分、それにやっぱり財務規則もあるんでしょうけど、不用額っていうお金はあるわけだから、何かうまく泳げないかなというのを、決算の説明を受けながら、高齢者の対策、ここのところに振り向けないかなっていうことを思いました。これは、要望ですので、今後何か検討ができるのであればお願いしたいと思います。

○西村主査 ほかにないでしょうか。

○山下委員 委員会資料の5ページの警察活動費の工事請負費について、交通安全施設工事がここで上がってるんですけど、大体、この工事の内容ってのは、どういうものでしょうか。

○鳥井交通部長 済みません、質問をもう一回

よろしいですか。

○山下委員 11億8,500万の予算が、当初にありますよね。不用額が850万ほど残ってるんですが、この安全施設というのはどういう工事をされてるんですか。

○鳥井交通部長 この安全施設の内容につきましては、もう広く、信号機の新設であったり、信号機の柱、これを鋼管柱にかえたり、LED化、そういったものも全て交通安全施設ということで含んでおります。

残額が出たのは、入札のときの執行残というふう聞いております。

○山下委員 363ページの交通安全施設整備の中の、これが信号機関係だろうと思うんですが、8億8,300万ほど予算が計上されております。信号機が9地区に9基、新しく設置されておりますけども、このあたりが中心かなと思ったんです。この363ページに書いてある内容が11億のほとんどということですね。

それでは、この9基の信号機の新設された箇所というのは、どこ辺の市町村でしょうか。

○鳥井交通部長 設置箇所については、ちょっとお時間いただけますか。今、資料を準備いたします。

○大野交通規制課長 設置箇所につきましては、宮崎北署管内、宮崎市の大字島之内の塩路西交差点です。それから、都城署管内、これが2カ所でありまして、都城市の梅北町川内交差点と三股町の蓼池神之山東交差点です。それから、西都管内、西都市大字三宅の赤池交差点、1カ所。そして、高鍋署管内が1カ所で、都農町の都農駅前交差点。最後が延岡署管内、ここが4カ所でありまして、延岡市の北川町長井の北川インター入口交差点、それから、延岡市出北6丁目レオナ北門西交差点、延岡市浜町の浜橋西

詰交差点、最後は延岡市富美山町の富美山西交差点、以上の9カ所であります。

○山下委員 宮崎は1カ所ですか。

○大野交通規制課長 宮崎は、北署管内の大字島之内の塩路西交差点、この1カ所であります。

○山下委員 信号機は、1基どれぐらいかかるもんですか。

○鳥井交通部長 物によって異なってきますけども、高いものでは1基が800万を越す場合があります。

○山下委員 希望箇所はかなりあるだろうと思うんですが、信号機の設置依頼箇所というのは、どれぐらいあるもんですか。

○鳥井交通部長 信号機の要望ですね、ことしの8月末現在の要望数ですけども、400件ほど信号設置の要望が来ております。

なお、今年度は、県内12基設置の予定でございます。

○山下委員 今年度は、計画が12基ですね。わかりました。

私たちの地域で要望がある中で、信号機の設置が非常に望まれてるところがあるんですが、聞くところによると、死亡事故等が発生しないとなかなかつけてくれんよねとか、急いで設置しないといけないよねという声があります。延岡が4カ所、去年は多かっただろうと思って、ことしのこの12基の箇所ってというのは、それぞれ市町村の区域割がわかってますか。

○鳥井交通部長 一応予定はできております。ただ、400件ほどの要望があって、それを全部賄うのがよろしいんですけども、やはりそこには交通事故の発生状況とか交通環境、信号機の設置箇所があるか等、いろいろなものを考慮しまして、予算の範囲内でやっておるといのが現状でございます。

補足説明させていただきますと、県内2,370基の信号機、信号交差点があるわけなんですけども、この資料の363ページに記載のとおり、1交差点、2,370基、単純計算すれば、4つ信号機が立って、1万本ぐらいの柱が立ってるわけなんですけど、これは、コンクリート柱の部分もまだ千何件ほどあるんです。コンクリート柱というのは、25年以上経過しますと倒壊のおそれがあるということで、こういったものもかえていかなければならないため、限られた予算の中で、事故の発生状況、交差点の形態、付近の通学路、学校の有無とか、そういうのを考慮して、最適な場所に限定して設置することとしております。

○山下委員 ありがとうございます。特に高齢化が進んでくる中で、安全対策っていうのは、歩道の整備とかですよ。私も、道路をいろいろ動いてて気づくことがあるんですが、右折ラインとか、横断歩道、いろんな標識が道路上に書いてあるんですが、かなり消えかかっているところが多いんです。この設置義務っていうのは、あれは道路設置者の義務ですか。

○鳥井交通部長 「止まれ」とか、一時停止の停止線とかあいう規制標示は、警察のほうでやっております。

○山下委員 道路の右折ラインとか、あいうのの標示とか安全対策は、警察の管轄ですね。気づいておられませんか、もうかなり消えているところがある。我々も知らない道を行くと、センターラインもなくなってる交差点がいろいろあるものですから、チェックというか、要望とかかなり来て、そういうところは、やり切れないということでしょうか。

○大野交通規制課長 道路標示の補修の予算の範囲で必要な場所については早急にやり返して、その実態につきましては、各警察署ごとで地域

扱いも含めて、警ら中、そういった場所があれば、交通課のほうに報告して、それを把握の上で必要な場所から補修していくという形で取り組んでおります。

○山下委員 万全を期してください。以上です。

○徳重委員 分科会資料の5ページ、先ほど高橋委員から質問があったんですが、ちょっと気になったものですから、お尋ねしてみたいと思います。

高齢者講習委託料減ということで、3万人予定しておったのが2万7,000人受講されたということかなと、私は理解したんですけど、講習を受けないと免許証をいただけないと思ってるんですが、これは、あと3,000人の方はどういう形になるわけですか。一応、この数字っていうのは、確実なものになろうと思ってるんですが。

○鳥井交通部長 この高齢者講習というのは、更新時に70歳以上の方、これを受けませんと更新ができないというようなことで、ことし、3万人を見込んでいたんですけども、中には自主返納された方もいたり、更新をされなかった人たちもおります。

それとまた、この高齢者講習というのは、更新が満了する半年前から受講できますので、これが、年度が変わる場面、4月生まれの人は、極端に言えば前年の10月ぐらいから高齢者講習を受けられるということで、そのようなことで、見込みの数が異なったというところがございます。

○徳重委員 わかりました。

もう一つお尋ねです。その下のほうなんです。警察活動費の中の捜査報償費等の減ということで、1,454万というお金が残ったところですけど、これは、どれぐらいの方がこの報償費等を受け取られたというか、協力されたということになっ

てるんですか。

○水野警務部長 件数につきましては、ちょっと手元にないものですから、一応、捜査報償費の減とありますが、その中身につきましては、報償費についての御説明をさせていただくということでかえさせていただければと思います。報償費、主なものが幾つかございます。犯罪捜査を行う際の捜査報償費もございますし、また、警察官の職務に協力・援助した方が亡くなられたとか、あるいはけがをされたという場合に、災害給付金という格好で支給するものも報償費でございます。また、地域交通安全活動推進員、あるいは被害少年サポーターといった方々に対する謝金というものも、この報償費の中にございます。死体検案、それから行政解剖、警察犬の出動の際に、御協力いただいた際の謝金といったものが支出予定でございます。

捜査報償費につきましては、予算額2,503万円に対して、支出実績が1,286万円ということで、不用額が1,216万円ほどございました。

この減額の実態としましては、先ほど申し上げましたけども、捜査費用を活用するような事件が少なかったことが実態でございます。

済みません、ちょっとお答えうまくできてるかどうかあれですけども、以上でございます。

○徳重委員 いろんな報償があるということではわかるんですが、私がお聞きしたかったのは、事件等の捜査に協力したということで、報償費を受け取られるようなケースがあるんじゃないですか。例えば、100万とか500万とか、いろんな新聞に出たりしますよね。そういったことを考えておるんですが、それは何件ぐらいあって、どれぐらい出されたものかということです。

○鬼塚会計課長 この捜査報償費と申しますのは、例えば、協力者と接触する際の飲食代とか、

または、いろんな協力者関係の手土産とか、そういうのを含みます。今、委員が御質問になりました、例えば何百万というお金は懸賞金だと思うんですが、そういうものではございませんで、一つ一つの積み上げというものが、こういう形の金額になってるということです。

○徳重委員 ああ、そういうことですね。わかりました、ごめんなさい。

○押川委員 ちょっと教えてください。4ページの職員宿舍修繕費等の減ということで、職員宿舍は県内にどれぐらいあるんでしょうか。

○鬼塚会計課長 県内の職員宿舍は69棟ございます。

○押川委員 その中で、25年度が、予算が7,377万7,000円から6,100万ということで、1,272万2,000円の不用額が出たと。これは計画的に、例えば、69棟の中の何棟かを修繕しますよということで、計画を上げてされたのが何棟あって、余り分が出たということになるんですか。これは、計画的な修繕というのはされてるのか、ちょっとそこあたりを教えてください。

○水野警務部長 詳細は会計課長のほうから説明があれば、ちょっと譲りたいと思いますけども、まず、基本的なところで申し上げますと、耐用年数等を勘案いたしまして、場合によっては廃止するという事も考えながら、計画的に整備推進しておるところでございます。

○押川委員 25年度の場合は何棟を計画して、何棟かを修繕されて、この1,200万ぐらい余ったわけですよね。内容をちょっと教えてください。

○水野警務部長 少々お時間を賜ればというふうに思いますが……。もしよろしければ、整いましてからまた報告させていただければと思います。

○押川委員 先ほども高齢者講習委託減の中で

ちょっと出たんですが、25年度は免許証返納は何件ぐらいありましたか。

○鳥井交通部長 正確な数字は、今、準備させたいと思いますけども、平成25年中は、私の記憶では1,370人ほど返納があったというふうに聞いております。また、高齢者の数等、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○吉田運転免許課長 今、交通部長が説明しましたとおり、返納につきましては、1,429人でございます。

○押川委員 正確な数字は、部長よりか後のほうっていいんですか。

○吉田運転免許課長 大変失礼いたしました。高齢者の自主返納につきましては、1,432人でございます。

○押川委員 これは、返納されるっていうのは、毎年の増減はどのような状況なのか。あと、病気で、例えば認知症等で返納される方、どういった方が返納されてるか内容があれば、ちょっと教えていただいて。というのが、実は、共済関係から、農協あたりから問い合わせがあって、この人はどうでしょうかって我々に聞かれて、確かに軽い認知症はあるようですよっていう話はしたんです。そこらあたりで、高齢者宅を回られた中で、そういったことのチェックなり、聞き取りとかあるのかなと思いますけど、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。わかる範囲で結構です。

○吉田運転免許課長 詳細につきましては、現在、ちょっと調査しておりますけども、やはり今おっしゃいましたように、運転に自信がなくなったとか、病気でもう運転する必要がなくなったといったような方は、年々増加傾向にはございます。

○押川委員 今、返納の特典はどういうものが

ありますか。

○吉田運転免許課長 平成25年で申し上げますと、運転の必要がないという方が525人、身体機能が低下して運転がもうできないという方が693人、あるいは、同じですけど、家族の勧めでもう返納したほうがいいんじゃないですかという方が151人、その他適正検査等で、例えば視力が落ちたとか、そういう方が60人ということで、全体では1,429人ということで把握しております。

○押川委員 わかりました。特典については、また後ほど教えてください。

○鳥井交通部長 宮崎県というのは非常に広い面積の中で、車は不可欠な土壌と申しますか、そういう特質があるわけですが、やはり免許を返納することによっての特典ということで、それぞれ自治体のほうに協力をお願いをしているところです。例えば、足を奪われるわけですので、市町村によりましては、1年間に限ってのバスの半額とか、中には、返納されると高齢者の買い物、こういったものを支援しようという動きです。新聞等に載っておりますけども、タクシーの回数券を発行したり、市町村によっては1万円ほどの回数券とか、金額はそれぞれの市町村で異なっておりますけども、そういった特典等です。事業、数につきましては、ちょっと詳細を調べてからお答えしたいと思います。以上です。

○押川委員 ありがとうございます。

それから13の委託料、鉄砲の技能講習委託料等の減ということではありますが、25年度を受講者状況をちょっと教えてください。

○山内生活安全部長 この猟銃の技能講習ですけども、法定で3年に1回義務づけられております。それで、25年の予算要求当時、約3,300人

の猟銃所有者がいたわけですが、その3分の1ということです。3年に1回で3分の1、大体1,100人ぐらいを見込みまして、必要経費として計上させていただいております。

その実績でございますけれども、25年度の受講者数は283名でございます。若者の狩猟離れ、それから高齢者の返納、こういったものもございまして、毎年二、三百人ずつ減少してる実態がございます。

それと、その関係で、175人減少してるわけですが、もう一つは特措法ができて、ことしの12月までに市町村が事業として実施する鳥獣駆除、これに従事する市町村長の事業で指定された隊員ですが、この方はこの講習が免除されると。それから、ことしの12月3日までですが、個人のレベルで市町村長の許可を受けて有害鳥獣駆除に従事する人、この方も免除されることになっております。

ですから、当初予定よりも、そういう特措法の関係で減少したということでございます。

○押川委員 ありがとうございます。おっしゃられたとおり、ある程度年齢がいくと、なかなか受講も大変だということで、やめていかれる方が多いと。これは警察ばかりじゃなく、環境森林も絡むし、農政も絡むと思うんですけども、どうしてもやっぱり山手に行くと、猿害、それから鹿、イノシシ、これの被害が多くて、できることなら作場は自分たちに年中撃たせてくれるような許可を出してくれないかということで、我々にもそういう要請がかなり来るんです。ただ、警察の皆さん方とすると、安全性の面からいくと、なかなかそれもできないかもしれないけども、もう今作場は自分たちで守らないと、狩猟班あたりに任せてもなかなか対応できない。電話したころには猿やらイノシシはおらんとい

うことで、何かそういった話もきてるものから。これは、なかなか即答は無理でしょうから、またそういったことも、本部長を中心に検討していただいて。安全性の中で、もし作場が広いところで、けものを見つけた段階でできるというようなことであれば、相当農作物の被害も軽減できるのかなっていう話を聞いたものですから、一応要望にしておきたいというふうに思います。

○山内生活安全部長 ちょっと補足させていただきますと、狩猟免許と猟銃の所持免許はちょっと分かれておりまして、猟銃の所持免許は公安委員会ですけども、狩猟免許は鳥獣保護法になりまして宮崎県環境森林部、こちらのほうの所管になりますので、そこだけ補足させていただきますと思います。

○押川委員 わかりました。

それから、359ページ、施策の成果等のところ、①で地域交通安全パトロール隊を県下4地区、宮崎、都城、延岡、日向、そして、5警察署に58人配置ということで、犯罪の被害を未然に防止するとか、パトロールの活動等で実績が出てるといことありますが、これは、毎年ここだけなのか、あるいは県内12警察署の中をローテーションか何かでされるのか、これをちょっとお聞きをしたいと思います。

○山内生活安全部長 この事業は、平成21年度から、当初は安全・安心パトロール事業ということで、犯罪抑止を主として起こした事業、経済対策が主だったんですけど、その後、平成23年に東日本大震災等もございまして、さらなる経済対策が必要だということで、地域と交通、両方をあわせまして犯罪・事故の起こりにくい社会づくり事業として、引き続きやっております。

ただ、その事業の原資といいますか、これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金という交付金を活用させていただいております。

本来ならば、全警察署が望ましいんですけど、やはり犯罪の発生状況とか、いろんな要素を勘案しながら、ここにありますように、北、南、それから都城、日向、延岡ということで実施させていただいております。

○押川委員 わかりました。宮崎県内においても、ある程度人口の多いところということで理解をしたいと思いますし、それをすることによって、ほかの警察署にも、そういった抑止あたりが恐らく行くんだらうというふうに思います。ありがとうございました。

それから、③の少年の非行防止対策を推進するためのスクールサポーター6人の、警察本部と南、都城、日向、延岡、これも、やっぱり同じような考え方でよろしいのでしょうか。

○山内生活安全部長 スクールサポーターは、現在6名です。本来ならば、本部と全警察署に配置して、学校と警察のかけ橋、少年非行の防止、被害少年の保護、いろんな活動をやってるわけですから、そういうふうをお願いしたいところがございますけども、財政当局、いろいろございまして、継続してお願いをしていきたいというふうに考えております。

○押川委員 できたらこれは、もう少し人数をふやしていただいて、ほかの警察署あたりも同じような形をしていただくといいかなと思いましたので、一応要望にしておきたいと思います。ありがとうございました。

○鳥井交通部長 先ほどの免許証の返納について、関係機関、市町村とか安全協会、金融機関等の188の事業所から協力を得まして、返納することによって、市町村単位では運賃の割引、そ

れとか入浴、宿泊料の割引、金利上乗せ等10項目のメリット制度ということで、返納しやすい環境づくりということに努めておるところです。

また、運転免許証そのものが公的な証明書として、いろんな面で使われていたわけですけども、返納したのちに、申請によって、公的証明書になる運転経歴証明書というものも、道路交通法に規定されており、経歴証明書等も*無料で取得できるといった制度もございます。以上です。

○押川委員 運転経歴証明書というのは、何年間かはその証明を見せれば、運転免許証のような効果があるということではないですか。

○鳥井交通部長 返納して5年以内であれば、申請すれば、運転免許証ではございませんけども、運転免許証にかわる公的証明書ということで通用するようになっております。以上です。

○押川委員 ありがとうございました。

○水野警務部長 先ほど頂戴いたしました、4ページの職員宿舎の修繕料の減の話につきまして、御質問いただいた件を、若干訂正しつつお答えできればというふうに思います。

まず、訂正と申しましたのは、職員宿舎の修繕の計画的な実施につきましては、計画的に実施しておるんですけども、正確に申し上げますと、ここの需用費で修繕をするというよりは、工事請負費というのが15番にございますが——額が非常に大きいんですが——こちらのほうで計画的に修繕をする。例えば、大幅な修繕を行うようなものでございますが、多額にわたるようなもの、この工事みたいなものはこちらでやっておりますして、需用費と申しますと、例えば、ちょっと雨漏りがしましたとか、防水のパッキングがちょっとずれたとか、そういうなのを直

※21ページに発言訂正あり

すとか、あるいはトイレを取りかえますよとか、ドアがちょっと壊れましたんで、それを修繕いたしますというようなことに使うための費用として計上しているところがございます。

この1,200万ほどの不用が立っているわけですが、ここで一応主なものとして、職員宿舎修繕料等の減ということで掲げておるんですけども、いろんな項目の不用額が積み重なっての1,200万円でございます。直接、職員宿舎修繕料関係で幾らという形では、ちょっと今手元には資料がないわけでございますけれども、2月以降、職員宿舎向けということで考えていたものが、結構残っておったということから、不用で立ってということでございます。

ちなみに、ほかで申し上げますと、例えば、本部庁舎の空調用の装置とかも、実は修繕が不要だったもんですから、不用で二、三百万円ほど立ったというようなものもございまして、そういうのも積み重ねていくと1,200万円ほど不用が立ったというようなものでございます。

○押川委員 かなりもう老朽化してるということにもなるのかなという気がするんですが、今、職員宿舎っていうのは、稼働率はどんなもんなんでしょうか。69ある中で、ほぼいっぱい入ってるものなのか、そうでないものもあるのかということをちょっと教えてください。

○水野警務部長 平成26年度の職員宿舎の入居率、4月1日現在でございますけれども、74.5%というふうに聞いております。

○押川委員 ちなみに、部屋数は何ぼあるんですか。

○水野警務部長 部屋数じゃなくて、戸数という形でお答えをして……。

○押川委員 74.5%が入居ってということでしょう。

○水野警務部長 はい、戸数で申し上げますと868戸ございます。その74.5%という格好でございます。入居戸数といたしましては647戸あります。

○押川委員 ありがとうございます。

それでは、今言われたとおり、工事請負費において、69棟の中での計画的な工事をされるということではありますが、25年度は何棟されているのか。これも不用額が出てるわけですが、何棟ぐらいを計画されたのか。これも、毎年大体そういうことで計画されてるのか。やっぱり工事が要るってということで計画を上げるわけでしょうから、何棟ぐらいを計画されて、何棟工事されて余ったのかということをちょっと教えてください。

○水野警務部長 ちょっと全てお答え切れない場合には、また補足で答えますが、ここの経費、工事請負費でございますけれども、警察庁舎全般をやっておりますので、宿舎というものに限定した格好での工事費の残ではないということで、御了解いただければと思います。

ちなみに、職員宿舎の建設は、平成十三、四年ぐらいにある程度整備をいたしまして、今は、その他の交番・駐在所の整備のほうに軸足を置く格好で、整備を進めておるということでございます。

警察署関係の建設物一般につきましては、計画的に施設を整備していくということは変わりませんが、そういった事情でございます。

○押川委員 わかりました。我々の地域、あるいは県内の安全のためにも、宿舎あるいは庁舎というのはもう大事なもんですから、やはり仕事に支障がないような形の中で、整備はしっかりやっていただいて、警察官の皆さん方が安心して、県内の我々の安全のために仕事が

できるように、またいろいろ工夫をしていただくとありがたいなというふうに思いました。ありがとうございました。

○鳥井交通部長 済みません、訂正を1件させていただきます。

免許証返納者に対する運転経歴証明書ということで、先ほど御説明いたしましたけれども、私、無料と言いましたが、これは、条例で1,000円の手数料が要ることとなっております。

ちなみに、平成25年中は680人の方が、この運転経歴証書の交付を申請して受けておられます。以上です。

○西村主査 ほかにないでしょうか。

○鬼塚会計課長 平成25年度の職員宿舎の計画的な工事の関係でございますけども、計画では十数棟の計画をいたしております。以上です。

○高橋委員 先ほど高齢者の講習委託の関係で質疑しましたけど、ここは自動車学校に委託するやつですね。だから、3年ですよ。受講をすれば3年切りかえないから、中にはもう講習を受けない方もいると思うんです。そこが問題なわけで、そうなれば362ページの交通安全指導員への委託、ここのところやっぱり重たいのかなって思いながら、先ほどやりとりを聞いてたんです。25年度、700万ほど、不用額が出ておりますが、ただ、当初予算で400万ふやしていただいているというのは、もうこれはありがたいなと思うんです。ここが、やっぱり本体の警察署員だけでは、とてもじゃないが手が回りませんよね。だから、交通安全協会の職員とか、あるいはそこに附属する民間のボランティアの、交通指導員とかいますね、地区にもいろいろいらっしゃると思います。そこにやっぱり頼ると思うんです。

先ほども言って、繰り返しになりますが、い

わゆる法令講習は最近行かないという、この前の補正の委員会でも出ましたよね。委員長報告でもたしかあったと思うんですけど、やっぱりこここのところにもうちょっと予算をつぎ込んで、人もふやす、そしてまた、中身も充実させないと。私も一度議会で申し上げましたけど、待遇が余りよろしくないという話も聞いてます。やっぱり意識を高め、幅広く丁寧に出向いて、先ほど言いました振り込め詐欺もセットでこの高齢者の交通安全対策はやるべきかなと思いますんで、決算の委員会で申しわけないんですが、こここのところはしっかり今から力を入れていくという宮崎県警察本部の方針があるかどうかをお聞かせいただくとありがたいです。

○鳥井交通部長 御指摘のとおり、高齢者対策というのは本当、喫緊の大きな課題になってるところでございます。我々も、高齢者講習、70歳以上も、御指摘のとおり3年に一遍の免許更新でしか受けないということで、高齢者宅訪問というのが一番効果を発揮するのではないかと。確かにことしの1月20日から3月10日まで、幹線道路沿いの高齢者の死亡事故が多いということから、「50日作戦」ということで、警察官も回したところなんです。この50日作戦をやったときは、この区間は死亡事故が発生しなかったんです。そういう意味でも、高齢者宅訪問というのが最も効果を発揮するのかなということで考えているところです。

ところが、マンパワーといいますか、人的にも限りがある。53人の交通指導員が年間2万5,000人の訪問指導をしていただけるわけですけども、とてもじゃないけども、県内の高齢者30万人のうちの2万5,000人。警察官の数も限られておるというところで、先ほども言われましたように、高齢者の被害というのは、何も交通事

故だけでなく、振り込め詐欺も高齢者が狙われてるという現状があるところがございます。これにつきましては、高齢者対策ということで、あわせて予算要求というところも計画には上げてるところですけども、厳しい財政の中でどこまで認められるかわかりませんが、そこはやはり、今後、高齢者対策、交通事故にしても、振り込め詐欺の対策にしても、大変重要なところかなということで、必要な予算については要求していきたいというふうに考えておるところです。以上です。

○高橋委員 もう最後に要望で締めますが、高齢者の免許の保有数というのは、年々右肩上がりです。ここをちゃんと踏まえた上で、このやっぱり予算なり人の配置ってというのは考えないかというわけで、多分、交通安全指導員のこの53人というのはあんまり変わっていないと思うんです。私もちょっと見させてもらいましたけど、それは、やっぱり間違いだと思うんです。指導する対象者はふえてるのに、そのところはやっぱり視点を変えて、しっかり、今部長がおっしゃったように、ぜひ強い予算要求をやってください。お願いします。

○西村主査 よろしいでしょうか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 なければ、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時39分休憩

午後2時43分再開

○西村主査 分科会を再開をいたします。

平成25年度宮崎県電気事業会計決算、平成25年度宮崎県工業用水道事業会計決算及び平成25年度宮崎県地域振興事業会計決算について、執

行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○四本企業局長 企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に配付をしております平成25年度公営企業会計決算審査資料に基づきまして御説明させていただきます。

めくっていただきまして、表紙の裏が目次になっております。本日は、大きな1番目の提出議案関係3件、それから、2番目の監査結果報告書指摘事項等について説明いたします。

今回提出しております議案は、1番目の2つ目の丸印からでございますけれども、議案第19号「平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」、議案第20号「平成25年度宮崎県工業用水道会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」、議案第21号「平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」の3件でございます。

これらは、3つの事業会計ごとに、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第4項の規定によりまして、決算について認定をお願いするものであります。

また、電気事業及び工業用水道事業につきましては、同法第32条第3項の規定により、資本剰余金の処分につきましても、県議会の議決を求めるものであります。

資料の1ページをごらんください。

ここに、平成25年度の公営企業会計決算の概要を取りまとめております。私からは、このページで各3つの事業の決算概要を御説明申し上げます。

平成25年度の決算につきましては、電気事業、工業用水道事業、それから、地域振興事業、いずれの事業も純利益を確保しております、経営は順調に推移をしているところであります。

まず、電気事業であります。昨年度は、年度前半の渇水によりまして、供給電力量及び電力料金収入は前年度を下回りましたものの、効率的な予算の執行等により、減収増益ということになりました。

具体的には、(1)の事業の実績にありますとおり、年間の供給電力量は、実績4億2,768万6,000キロワットアワーとなり、前年度対比で70.2%となったところであります。(2)の決算額の実績の欄であります、事業収益から事業費を差し引きました純利益は6億2,591万4,000円となりまして、前年度対比で122.5%となっております。

次に、工業用水道事業であります。昨年度は、一部ユーザーへの給水が計画を上回りましたこと等により、常時使用水量及び給水料金収入は前年度を上回り、増収増益となっております。

具体的には、(1)の事業の実績にありますとおり、年間の常時使用水量は、実績1,972万6,000立方メートルとなり、前年度対比で109.6%となりました。その結果、(2)の決算額の実績の欄であります、純利益1億2,024万8,000円となり、前年度対比で119.7%となっております。

最後に地域振興事業であります。昨年度は、利用者の大半を占める65歳以上の利用者がさらに増加したことなどにより、利用者数は前年度を上回った上、効率的な予算の執行等によりまして増収増益となりました。

具体的には、(1)の事業の実績にありますとおり、年間のゴルフ場利用者数は、実績3万2,714人となり、前年度対比で100.7%となりました。

(2)の決算額は、実績の欄であります、純利益891万円となり、前年度対比で203.3%となっております。

以上が、各事業の決算概要でございますが、今後に向けまして、特に、電気事業におきましては、国における電力システム改革の動向等を見きわめる必要があること、また、地域振興事業におきましては、一層の利用促進を図っていく必要があることなどを踏まえまして、適切に対応してまいりますとともに、事業の効率的な運営に努めまして、より一層の経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上でございます。

○沼口総務課長 それでは、引き続きまして、お手元の決算審査資料によりまして御説明をいたします。

決算審査資料の2ページをお願いいたします。

議案第19号「平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概要であります、(1)の供給電力量の表の下のほう、太枠の部分になりますけれども、年度計の欄をごらんいただきたいと思っております。

昨年度は、ダム地点の降水量が、過去30年平均の81.7%と渇水に見舞われましたものの、効率的な発電に努めた結果、平成25年度の達成率でございますが、目標の86.2%となっております。

その結果、(2)の電力料金収入の実績につきましては、年度計の欄にありますとおり、実績額が38億7,062万5,000円となり、目標に比

べ、6,930万9,000円のマイナスで、達成率は98.2%となっております。

供給電力量が目標の86.2%にもかかわらず、電力料金収入の達成率が、目標の98.2%となりましたのは、二部料金制により、一定の基本料金が確保されているということによるためでございます。

3ページのほうをごらんください。

2の決算報告書であります。この報告書は、予算額と対比するため、決算額も消費税込みの数値となっております。1ページの数値とは異なっておりますことを御了解いただきたいというふうに思います。

それでは、(1)の収益的収入及び支出の①の収入をごらんください。まず、営業収益は、発電が低調であったことから、予算を下回っております。

次の財務収益は、資金運用による受取利息の増、また、営業外収益におきましては、有価証券売却益の増によりまして、それぞれ予算額を上回る収益を確保いたしております。

その結果、下から2番目の事業収益は、決算額の欄ですが、43億7,100万余でございます。予算額に比べて、4,100万円余の増となっております。

次に、②の支出をごらんいただきたいと思っております。事業費につきましては、予算の効率的な執行等に努めました結果、決算額の下から2番目の欄でございますが、37億1,500万円余となり、繰越額は1,200万円余、不用額は4億4,800万円余となっております。繰越額につきましては、6月の常任委員会で報告をいたしました綾第二発電所配電盤改良工事の継続費に係る繰り越しでございます。

4ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。これは、事業収益を得るために、必要な資本等に係る収支をあらわすものであります。

まず、①の収入をごらんください。下から2番目の資本的収入の総額は、決算額の欄ということになります。6億6,200万円余で、予算額に比べ19万円余の増となっております。

次に、②の支出をごらんください。下から2番目の資本的支出の総額は、決算額の欄ということでございます。18億8,200万円余ということでございまして、繰越額は7億4,800万円余、不用額は3億5,300万円余となっております。繰越額につきましては、6月の常任委員会で報告いたしました県土整備部が行います多目的ダムの工事が繰り越されたことに伴います局負担平等の繰り越し、あるいは、綾第二発電所配電盤改良工事、それから、新総合監視制御システム整備事業等の継続費に係る繰り越しでございます。不用額は、入札の執行残等によるものであります。

下のほう、欄外のちょっと字が細かいんですけども、米印の2つ目をごらんいただきたいと思っております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足しておりますけれども、不足額は企業債の償還のために積み立てております減債積立金や設備更新に充てるために内部留保しております過年度分損益勘定留保資金等から補填をいたしているところでございます。後ほど御説明いたします他の事業におきましても、同様に処理をさせていただきます。

右側5ページをごらんください。

3の損益計算書であります。①の収益の部をごらんいただきたいと思っております。

収益の主なものは、営業収益の電力料収入で

あります。財務収益は、宮崎銀行等の株式配当金や資金運用による受取利息、営業外収益の雑収益は、有価証券売却益等であります。これらを合わせた収益の合計は、41億7,500万円余となっております。

②の費用の部をごらんください。

費用の主なものは、営業費用に計上されております13発電所の維持管理経費であります。財務費用は、企業債の支払い利息、営業外費用の雑損失は、事業外固定資産に係る経費等であります。これらを合わせました費用の合計は35億4,900万円余となっております。

その結果、収益から費用を差し引きました当年度純利益は6億2,591万4,090円となりまして、当年度未処分利益剰余金も同額ということとなっております。

次に6ページをお開きください。

4の貸借対照表であります。表の左側をごらんください。固定資産の総額は331億9,200万円余で、主なものは、上から3番目の水力発電設備や中ほどにございます投資及び基金であります。投資及び基金は、他会計貸付金等の長期投資や減債基金等の基金でございます。

流動資産の総額は171億6,200万円余でございます。主なものは、現金預金や国債などの短期投資資金であります。

表の右側のほうをごらんいただきたいと思います。

固定負債の総額は22億6,100万円余で、主なものは修繕準備引当金等の引当金であります。流動負債の総額は34億8,500万円余で、主なものは、多目的ダム管理費負担金等の未払い金や修繕工事費等の未払い費用であります。

資本金の総額につきましては307億300万円余で、自己資本金と企業債の未償還残高の借入資

本金でございます。剰余金の総額は139億400万円余で、このうち資本剰余金の主なものは、田代八重発電所等の建設に係る国庫補助金であります。また、利益剰余金は、減債積立金等の各種積立金や当年度未処分利益剰余金でございます。

右のほう、7ページをごらんいただきたいと思います。

5の剰余金処分計算書、これは案でございます。まず、剰余金処分の基本的な考え方について申し上げますと、各会計とも資本剰余金及び当年度未処分利益剰余金につきまして、減債積立金や将来の大規模投資に備えるための建設改良積立金など、優先度の高い順に割り振ることといたしております。

それでは、(1)の資本剰余金の処分でございます。これは、補助金を受けまして取得した資産を老朽化等により処分したことに伴いまして、資本剰余金に計上しております補助金相当額を減額するとともに、除却に伴う費用として、内部に留保されている同額を減債積立金に積み立てたいと考えているところでございます。

具体的には、表の右側から2番目の欄にありますとおり、資本剰余金のうち、163万1,305円を減債積立金に積み立てたいと考えております。

(2)の未処分利益剰余金の処分でございます。表の一番右側の欄にありますとおり、当年度末の未処分利益剰余金6億2,591万4,090円を減債積立金に2億2,156万1,723円、地方振興積立金に1億4,435万2,367円、建設改良積立金に2億5,000万円、緑のダム造成事業積立金に1,000万円それぞれ積み立てたいと考えております。

なお、資本金に係る処分案は、3事業ともございません。

8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号「平成25年度宮崎県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概要であります、(1)給水状況の下から2番目の年度計の欄ということでございますが、そちらをごらんいただきたいと思っております。昨年度は、旭化成等の一部ユーザーへの給水が増加したということから、常時使用水量は、右から3番目の達成率の欄でございますけれども、目標の110.0%となっております。その結果、(2)の給水料金収入の実績は、年度計の欄にありますとおり、3億2,176万3,000円となり、目標に比べ、1,130万7,000円の増、達成率では、103.6%となっております。

右側、9ページをごらんいただきたいと思っております。

2の決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出の①の収入をごらんください。営業収益につきましては、ただいま申し上げましたとおり、給水量の増によりまして、予算額を上回る収益を確保いたしております。営業外収益につきましても、有価証券利息の増などにより、予算額を上回る収益を確保しております。その結果、下から2番目の事業収益は、決算額の欄でございますが、3億7,900万円余で、予算額に比べ2,500万円余の増となっております。

②の支出をごらんください。

事業費につきましては、予算の効率的な執行等に努めました結果、決算額の下から2番目の欄ですが、2億5,700万円余となり、不用額は6,800万円余となっております。

10ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入につきましてはございません。

②の支出をごらんください。下から2番目の資本的支出の総額は、決算額の欄でございますが、1億3,000万円余で、繰越額は2,300万円余、不用額は1,400万円余となっております。繰越額につきましては、6月の常任委員会で報告いたしましたとおり、新総合監視制御システム整備事業の継続費に係る繰り越しであります。不用額は、入札の執行残等によるものであります。

右側、11ページをお願いいたします。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。

収益の主なものは、営業収益の給水料金収入であります。営業外収益は、資金運用による受取利息等でございます。これらを合わせた収益の合計は3億6,200万円余となっております。

②の費用の部をごらんいただきたいと思っております。

費用の主なものは、営業費用に計上されております運転費、これは、工業用水道事業の維持経費でございます。営業外費用につきましては、企業債の支払い利息等であります。これらを合わせた費用の合計は2億4,200万円余となっております。その結果、当年度純利益は、下から3番目の欄ということになりますが、1億2,024万8,463円となりまして、当年度未処分利益剰余金も同額であるということでございます。

12ページをお開きください。

4の貸借対照表であります。

表の左側をごらんいただきたいと思っております。固定資産の総額は27億900万円余で、主なものは、浄水場施設等の構築物であります。流動資産の総額は22億5,200万円余で、主なものは、現金預金や電気事業会計で一括運用しております国債等のその他流動資産であります。

表の右側をごらんください。

固定負債の総額は17億2,500万円余で、主なものは、電気事業会計からの借入金や修繕準備引当金等の引当金であります。流動負債の総額は6,000万円余で、主なものは、負担金等の未払い金や修繕工事等の未払い費用であります。負債の合計につきましては、17億8,600万円余となっております。

資本金の総額は16億4,000万円余で、主なものは、企業債や一般会計等からの借入金等である借入資本金であります。剰余金の総額は15億3,500万円余で、このうち資本剰余金は、設備改良に係る国庫補助金等であります。また、利益剰余金は、他会計への償還財源である借入金償還積立金等であります。

13ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

5の剰余金処分計算書(案)であります。

まず、(1)の資本剰余金の処分でございます。工業用水道事業につきましても、電気事業と同様に、表の右から2番目の欄にありますとおり、資本剰余金のうち、37万3,294円を減債積立金に積み立てたいというふうに考えております。

続きまして、(2)の未処分利益剰余金の処分でございます。表の一番右側の欄にありますとおり、未処分利益剰余金1億2,024万8,463円を減債積立金に601万3,000円、借入金償還積立金に1億1,423万5,463円、それぞれ積み立てたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

議案第21号「平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概要であります。が、(1)のゴルフコース利用状況の年度計の欄をごらんください。

昨年度は、利用者の大半を占める65歳以上の利用者が、さらにふえましたことから、年間利用者数は、下から2番目、太枠の年度計の右から2番目ということになりますが、達成率が87.2%となりまして、前年度の86.6%から0.6ポイント改善をいたしております。

(2)の施設利用料収入につきましては、指定管理者からの納付金が定額となっておりますことから、目標と同額の2,300万円となっております。

右側、15ページをお願いいたします。

2の決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出の①の収入をごらんください。営業収益はおおむね予算額どおりの収入を確保いたしております。営業外収益は、有価証券売却益の増等によりまして、予算額を上回る収益を確保しております。その結果、下から2番目の事業収益につきましては、決算額の欄でございますが、2,900万円余で、予算額に比べ100万円余の増となっております。

②の支出をごらんください。

事業費につきましては、予算の効率的な執行等に努めました結果、決算額の下から2番目の欄でございますが、1,800万円余となり、不用額は700万円余となっております。

16ページをお開きいただきたいと思えます。

(2)の資本的収入及び支出であります。①の収入をごらんください。出資金返還金は、一ツ川県民スポーツセンターが平成24年度に一般財団法人に移行したことに伴いまして、県等からの出資金の返還金ということでございます。下から2番目の資本的収入の総額につきましては、決算額の欄でございますが、予算と同額の70万円となっております。

②の支出をごらんください。下から2番目の

資本的支出の総額は、決算額の欄でございますが、4,000万円余でございます、不用額は500万円余となっております。なお、不用額につきましては、入札の執行残等によるものでございます。

右側のほう、17ページをごらんいただきたいと思えます。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。収益の主なものは、営業収益の施設利用料収入であります。営業外収益は、資金運用による受取利息等であります。これらを合わせました収益の合計は2,700万円余となっております。

②の費用の部をごらんいただきたいと思えます。費用の主なものは、営業費用に計上されております施設管理費でありまして、これは、ゴルフ場の施設維持経費ということでございます。営業外費用は、電気事業会計からの借入金に係る支払い利息等であります。これらを合わせた費用の合計は1,800万円余となっております。その結果、当年度純利益は891万283円となり、当年度未処分利益剰余金も同額でございます。

18ページをお開きください。

4の貸借対照表であります。

表の左側をごらんいただきたいと思えます。固定資産の総額は6億7,300万円余で、主なものは、ゴルフコース等の構築物でございます。流動資産の総額は2億5,400万円余で、主なものは、現金預金や電気事業会計で一括運用しております国債等のその他の流動資産であります。

表の右側のほうに移りますが、固定負債の総額は3,500万円余で、主なものは、修繕準備引当金等の引当金であります。流動負債の総額は1,500万円余で、主なものは、改良工事の未払い金であります。

資本金の総額につきましては8億5,900万円余で、主なものは、電気事業会計からの借入金である借入資本金であります。

剰余金の総額は1,700万円余で、このうち資本剰余金は、財団から譲渡を受けた財産の評価額ということでございます。また、利益剰余金は、欠損金補填のための利益積立金等でございます。

右のほうに移りまして、19ページをごらんいただきたいと思えます。

5の剰余金処分計算書(案)であります。

未処分利益剰余金の処分でございますが、表の一番右側の欄にありますとおり、未処分利益剰余金891万283円を借入金償還積立金に全額積み立てたいというふうに考えております。

お開きいただきまして、20ページをお願いいたします。

こちらのほうには、参考までに、平成25年度におきます企業局から知事部局等への経費支出額を記載をさせていただいております。参考のためのおつけさせていただいております。後ほどごらんいただければというふうに思っております。

以上が、議案関係でございます。

21ページをごらんいただきたいと思えますが、監査結果報告書の指摘事項等ではありますが、今年度は指摘事項等はございません。なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村主査 説明が終わりました。委員の皆様からの質疑はございませんか。

○高橋委員 ことしと違って昨年が渇水だったため、当然電力の供給というのは少なかったということで報告がありましたが、それにおいて

でも、減収増益ということであまりうまくいってるとか、思ったんですけれども、この監査委員の意見書を見ていましたら、5ページに、いわゆる修繕費等の減少でかなり増益になったということで、説明書きにあるんです。(2)の①の2段落目のところに、修繕費等の減少が営業費用を圧縮したということで、差し引きで黒字になったということなんですけど、これって、たまたま25年度が修繕費があまりかからなかった。例えば、26年度は、雨量が多くて、この前の補正の委員会でも報告があったように、ことしは順調にいかかなり増収になるという見込みの報告がありましたよね。ということでいくと、26年度大幅な増益を期待していいものか。修繕費等の中身について、もう少し説明いただくとありがたいです。

○喜田経営企画監 今、委員御指摘のとおり、修繕費が執行が少なかったものですから利益がふえたわけですが、修繕費は、実際の執行分と合わせまして、将来の修繕に備えまして、修繕準備引当金に引き当ててる分もございます。その分が、昨年度は、もう十分引当金がありましたものですから、引き当てなかったことによりまして、費用が減ったものでございます。

したがって、今年度のお話ですが、今年度は、特にそういう要素はまだございませんので、減収というか、発電所の発電のほう比較的順調に発電しておりますので、その分増収増益になるのではと期待しているところでございます。

○高橋委員 いま一つ今年度のことで、昨年はたまたまタイミング的に引き当てをしなくてよかったから修繕費が減少になって、差し引きで黒字になったということですよ。ことしは、

だから、もう引き当てなくていいんですよ。ことしは引き当ててるんですか。

○喜田経営企画監 いえ、ことしは引き当てを行う予定でございます。

○高橋委員 昨年引き当てなかった理由と、ことし引き当ててる理由を、いま一度説明いただけませんか。

○喜田経営企画監 それは、会計制度の見直しを今年度行うことによるものでございまして、昨年度までとはちょっと考え方が変わっております。従来の修繕準備引当金には、大規模な災害を受けた場合の引当金とかというのまで含めて引き当てておりましたが、今回からは、定期的に行われます発電所のオーバーホールとか、そういうものを対象に引き当てることにしておりまして、ちょっと考え方が変わっておる関係で、そういうことになっているところでございます。

○高橋委員 単純にいろいろ考えたものだからお尋ねしたわけなんですけど、25年度は雨が少なかったけども、たまたまそういう会計処理の仕方で減収増益で収支はうまくいったわけですが、26年度については、また引き当てはするんだ、それは、会計処理が変わったという意味ですよ。規模的に、修繕費の引き当てというやつは、額の引き当て方によって、増益の部分が膨れ上がることになるでしょう。その引き当ての額、こころ辺りが、26年度のこと、また次のことになるんでしょうけど、引き当ての仕方によっては、幾ら供給電力量が膨れ上がっても、そこの引き当ての関係で増益というのは余り見込めなくなりますよね。そこのところの考え方は、いま一つわからなかったものですから、お尋ねします。

○喜田経営企画監 お尋ねの引当額につきまし

ては、電気料金に織り込まれます修繕費の額というものも勘案する必要がございます、九州電力から修繕費としていただいた分は、それはもう修繕費に使う必要がございます。また、一方で、引当額をどんどん無制限にふやすということもできかねますので、おのずと上限は決まっております、昨年としては、もうこれ以上積み立てる必要はなかったということがございます。今年度につきましては、やはり、九州電力との料金の中に修繕費というものも決められておりますので、それは、約束どおり執行しなきゃいけないということもございます。その関係で、ちょっと変動が出てくるものがございます。

○高橋委員 最後になりますけど、従来の引き当ての規模からすると、縮小される方向にあるんでしょうかね。九電が資料を出しているから引き当てなさいって。だから、これはもう引き当てないといかんのでしょうか。ただ、引き当てする額は従来からすると縮小されるのかな。その辺のある程度の規模だけでもいいんですけど。

○喜田経営企画監 引当金の額で申しますと、前年度、平成24年度末には11億4,800万円余ございました。これがちょっと額が多過ぎたということで、25年度末としては、それが9億3,700万円余に減少しております。規模で申しますと、こういうような状況でございます。

○高橋委員 わかりました。

○押川委員 5ページの損益計算、ただいまもちょうと出ておりましたけど、電力料による収益が38億7,000万円ですよ。そして、受取配当金は宮銀ということですけども、有価証券利息が2つあるんです、受取利息と基金収益と。これ性質と、有価証券の数量、どのくらいで、利息が幾らか、わかればちょっと教えてください。

○喜田経営企画監 お尋ねの基金のほうは、約50

億円余の運用をしている部分と、その他の部分に分けてございまして、こちらのほうが大体国債で運用しており、平均利息で申しますと1.5%程度の運用をしているものです。基金というのは、基金条例で50億円余は、減債積立金と引当金はこちらで運用するというので、それで分けているものがございます。

○押川委員 上のほうはどうなるんですか。1億1,500万の有価証券利息というのは、総額はどのくらいになっているんですか。利息はこれでしょうから。

○喜田経営企画監 資金運用で申しますと、総合的な資金運用が212億ほどございます。その中から51億ほど引きまして160億程度の運用の分のうち、預金が64億になりますので、90億程度がこの有価証券のほうで運用されていることとなります。その利率につきましては、個別にいろいろ1.3から1.9ぐらいまで国債ごとに違いがございますが、平均いたしますと、やはり1.5%程度の運用利回りでございます。

○押川委員 久しぶりにこっちに来たものですかからわかりませんが、大体毎年このような利息は入っているものなんでしょうか。

○沼口総務課長 有価証券につきましては、国債の利息と、あと政府保証債の利息ということでございます。借入年数によりまして、非常に違いが出てくるというようなことで、これは、年々といいますか、もう月々、あるいは日々変化しております。なかなか一概に言えないところはあるんですけども、やはり、10年ものと20年ものを比べますと、20年もののほうが利率はいいというようなことございまして、それは1.何%というふうな形になりますが、10年ものになりますと0.何%とか、そういう変動がいろいろございます。なるべく私ども、そういった

部分でも資金運用で利潤が入るように、毎日毎日そういった動向を見ながら、有価証券の運用に努めているところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。雑収益の中の有価証券売却ということでありますけど、これは、どのくらい売却されてますか。これを4,100万を売却されたということでもいいんですか。国債の何年ものを売却されたのかわかれば。

○沼口総務課長 有価証券の売却をいたしまして、いわゆるキャピタル・ゲインによる収益でございまして、それが4,228万ほどあったということでございます。

○押川委員 電気料金の売電価格は幾らになってたんですか。

○沼口総務課長 これは、売電価格といいますのは、総括原価を30年の目標値で割った価格というようなことになるわけなんですけれども、1キロワットアワーあたりに、電気料金につきましては、8.02円と、これが26年度の価格になっております。割り戻した価格でございますので、それですよというふうなもんでちょっとないというようなことで。

○押川委員 大体、ここ数年の売電価格というのは、今おっしゃったのを含めて、このような状況なんでしょうか。

○喜田経営企画監 ただいま総務課長が申しました8円02銭は今年度の金額でございますが、昨年度までは7円94銭でございまして、今年度は若干上がりました。それまでは、どちらかといえば、若干、2年ごとに下がっていくような傾向ではございました。ただ、昨今、電力がいろいろ不足してまいりました関係等で、やはり九州電力も、我々、公営電気を大切にしようということいろいろ配慮していただいております。

○押川委員 先ほど高橋委員から出ましたとおり、修繕準備引当金が今回不要だったから、経費が少なかったから6億2,591万4,000円の当年度の純利益がでたという整理でいいわけですね。

○沼口総務課長 総括原価主義ということございまして、企業局のほうもいろいろ経営努力をいたしまして、人員も以前からしますと非常に少なくなっております。これは、総合制御所、平成5年からスタートしたわけなんですけれども、そういった機械化によりまして人員が少なくなったというようなことで、総括原価の上からは、そういう意味では経費が要らないということになってきておるといようなことございまして。

今手元にある資料を見ますと、平成十二、三年ぐらいは9円台をつけておりましたが、それから、人員整理、経費の削減に当たってまいりまして、現在の価格になっておると。ただ、25年度7.94円だったわけなんですけれども、九電もなかなか経営が厳しかったんですが、今回の総括原価いろいろ交渉しました結果、8.02円にアップをしたというようなことございまして。以上でございます。

○押川委員 わかりました。その中で、この貸借対照表ですけれども、資本金と剰余金は未処分、今回こういう形で積み立てをするということは、何かこういう規約はあるんですか。

○沼口総務課長 こういった剰余金の処分につきましては、地方公営企業法に基づき、処分の方法につきまして、議会の議決を得ることになっておりますので、今回御提案をさせていただいたということございまして。

○押川委員 毎年こういう方向でいいんですか。

○沼口総務課長 法律の変更がありまして、以前は議会の議決というよりも、そういった余っ

た金は剰余金のほうに持っていきなさいとか、減債積み立てに持っていきなさいとかいろいろあったわけなんですけど、現在の法律では、議会の議決によりまして決定していくというような形になっております。

○押川委員 わかりました。

次に、20号関係、資本的収入及び支出で、入札での不用ということで、資本的支出の中の繰越額を引いた不用額が1,431万5,931円、これの中身をちょっと教えてください。どういうものが入札されて不用になったのか。

○喜田経営企画監 お尋ねなのは、どういう工事でどのようなものだったかということでしょうか。

○押川委員 はい。

○喜田経営企画監 大きかったのは、工業用水道施設の屋外照明の取りかえ工事が、予算額が417万7,000円に対しまして、実際の執行額が357万余と60万ほど執行残が出たということでございます。

このような工事が、七、八件ほどございまして、その積み重ねでございます。後は、工事そのものを執行しなかったものが1件ございませぬ。

○押川委員 わかりました。ありがとうございました。

○西村主査 ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 ないようでしたらよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、企業局の審査を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後3時43分休憩

午後3時48分再開

○西村主査 分科会を再開をいたします。

あすの分科会は10時に再開をいたしまして、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時49分散会

平成26年10月2日(木曜日)

政策調査課主幹 牧 浩 一
議事課主任主事 沼 口 恭一郎

午前10時0分再開

出席委員(7人)

主	査	西	村	賢
副	主	査	右	松 隆 央
委	員	中	村	幸 一
委	員	押	川	修一郎
委	員	山	下	博 三
委	員	高	橋	透
委	員	徳	重	忠 夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	谷 口 英 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	今 村 卓 也
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	川 崎 辰 巳
特別支援教育室長	坂 元 徹
教 職 員 課 長	西 田 幸一郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	大 西 敏 夫
人 権 同 和 教 育 室 長	黒 木 政 信

事務局職員出席者

○西村主査 分科会を再開いたします。

それでは、25年度決算につきまして、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

まず、おわびを申し上げます。

職員の綱紀保持及び服務規律の遵守については、繰り返し厳しく指導をいたしてきたところではありますが、先日、9月27日に公立中学校講師が公然わいせつ容疑により逮捕され、県民の皆様や委員の皆様の信頼を大きく裏切る事案が起きました。このことは、極めて遺憾なことであり、県民の皆様や委員の皆様に本当に申しわけなく、心からおわびを申し上げます。申しわけございません。

当該講師につきましては、すぐに厳正に処分をさせていただいたところではありますが、今後とも、教職員一人一人の倫理意識をさらに高め、不祥事を防止するための取り組みを粘り強く行うことにより、本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、御心配をかけますが、引き続き御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い致します。

次に、お礼を申し上げたいと思います。

先日、日向市で開催いたしました第36回宮崎県高等学校総合文化祭の開会式等には、西村委員長を初め、多くの委員の皆様、そして地元県議の皆様にご臨席いただきました。ありがとう

ございました。

さらに、第69回国民体育大会宮崎県選手団結団壮行式に際しましては、福田議長、そして西村委員長に御臨席いただきまして激励を賜りました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。高校生も選手団も、大きな力をいただくことができました。ありがとうございました。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、平成25年度決算について御説明させていただきます。

お手元のA4版、横方向の資料、決算特別委員会資料をお願いいたします。

表紙をおめくりください。

見開きの1、2ページをごらんください。

それでは、未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）に基づく施策の体系表により、主要施策につきまして御説明いたします。

教育委員会では、体系表の左上に示しておりますように、宮崎県総合計画未来みやざき創造プランにおける3つの分野別施策の中で、人づくりに係る部門別計画として第二次宮崎県教育振興基本計画を策定し、各種の施策、事業を推進してきたところであります。

大きな四角囲みの体系表の一番上の部分の左端になりますが、山型の括弧でくくって示しております将来像のところを縦にごらんください。

教育委員会では、未来を担う人材が育つ社会、それから生涯を通じ活躍し挑戦できる社会の2つを将来像として設定いたしております。

これらの実現のために、将来像の右隣にございます施策の柱の下のほうに示しておりますが、県民総ぐるみによる教育の推進以下、7つの柱を設定し、柱ごとに右に上げております事業に取り組んだところであります。

続きまして、3ページをごらんください。

教育委員会全体の平成25年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計であります。表の下から5段目の網かけの行、一般会計の計の欄をごらんください。予算額1,004億3,737万8,000円、支出済額1,000億8,663万1,713円、不用額3億5,074万6,287円、執行率99.7%でございます。

次に、特別会計であります。

表の下から4段目と3段目の括弧に示しておりますが、県立学校実習事業及び育英資金の特別会計であります。

下から2段目の網かけの行、特別会計の計の欄をごらんください。予算額18億9,956万6,000円、支出済額15億61万272円、不用額3億9,895万5,728円、執行率79.0%であります。

次に、冊子の一番後ろの紙、30ページをお開きください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項等を記載いたしております。

これらの指摘事項等に対しましては、直ちに改善を図ったところであります。

また、お手元の別冊、後でお開きいただければと思いますが、平成25年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び宮崎県基金運用状況審査意見書におきまして2件の審査意見がありました。後で、担当課長から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課室長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○大西総務課長 総務課につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の総務課のインデックスのところ、4ページをお開きください。

一番上の（款）教育費の欄であります。平成25年度の総務課の一般会計予算額は29億5,504

万2,000円、支出済額は29億4,531万7,591円、不用額は972万4,409円、執行率は99.7%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明申し上げます。

同じ4ページの中ほどにあります(目)事務局費の不用額が、681万782円となっております。この不用額の主なものは、事務局職員の職員手当等や共済費などの執行残であります。

次に、6ページをお開きください。

上から2段目、(目)社会教育総務費の不用額が129万1,090円となっております。この不用額の主なものは、事務局職員の職員手当等と共済費などの執行残であります。

なお、目の執行率で90%未満のものはございません。

次に、資料がかわりまして、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。総務課のインデックスのところ、315ページをお願いいたします。

人づくりの1、未来を担う人材が育つ社会の(1)県民総ぐるみによる教育の推進についてであります。

ページ中ほどの表にあります施策推進のための主な事業及び実績のところ、新規事業「つながる・ひろがる「県民総ぐるみ」教育広報事業」であります。これはインターネット動画共有サイトでありますユーチューブに80本の動画を公開し、配信いたしまして、本県の教育施策や県立学校、市町村立学校の取り組みなどを県民に幅広く情報発信したものであります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

総務課は以上でございます。

○田方財務福利課長 財務福利課でございます。

決算特別委員会資料の財務福利課のインデックスのところ、7ページをお願いいたします。

まず、表の一番上をごらんください。一般会計についてであります。予算額50億9,451万3,000円に対しまして、支出済額50億3,016万8,060円、不用額は6,434万4,940円でありまして、執行率は98.7%でございます。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明を申し上げます。

まず、表の上から4段目をごらんください。

(目)事務局費におきまして、不用額が3,765万6,571円となっております。この主なものは、県立学校緊急耐震対策事業に係る工事請負費の入札等の執行残によるものでございます。

次に、8ページをごらんください。

ページの中ほどにあります(目)教育指導費におきまして、不用額が176万6,135円となっております。この主なものは、生徒用パソコンの保守点検費用の執行残でございます。

次の、9ページをお開きください。

表の上から2段目、(目)高等学校管理費におきまして不用額が922万3,828円となっております。この主なものは、県立学校39校の一般運営費における光熱水費及び電話料等の執行残でございます。

次の10ページをお願いいたします。

表の一番上、(目)学校建設費におきまして、執行率が89.8%となっております。

これは、公共下水道接続に係る実施設計委託の執行残でございます。

その下の(目)特別支援学校費におきまして、不用額が1,187万3,657円となっております。こ

の主なものは、特別支援学校13校の一般運営費における光熱水費の執行残及び特別支援教育就学奨励費の事業費が見込みを下回ったものでございます。

次に、飛びますけれども、13ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。これは農業系学科を有する高等学校7校の農業実習に係る特別会計でございます。

(目) 高等学校管理費の不用額が1,797万7,992円となっております。この主なものは、施設や備品の修繕費用が見込みよりも少なかったことや備品購入における入札等の執行残によるものでございます。

次の14ページをごらんください。

育英資金特別会計であります。これは経済的理由により修学が困難な生徒などに対して行います育英資金貸与事業に係る特別会計でございます。

(目) 事務局費の不用額が3億8,097万7,736円、執行率が77.7%となっております。この主なものは、下から2行目の貸付金であります。内訳といたしまして、貸付金の原資となる国からの交付金が見込額よりも多く交付決定されたこと及び貸付見込額と実績額の差額によるものでございます。

なお、不用額につきましては、平成26年度以降の貸付金の原資となるものでございます。

委員会資料につきましては以上でございます。

資料がかわりまして、主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の財務福利課のインデックスのところ、316ページをお願いいたします。

主なものにつきまして御説明を申し上げます。

初めに、1、未来を担う人材が育つ社会の(2)生きる基盤を育む教育の推進であります。

その下の表の教育のIT化であります。

本事業は、全県立学校を対象に、情報教育推進に必要な設備等の整備を行っているものでございます。平成25年度におきましては、教育用パソコンを14校において更新し、またソフトウェアを10校において整備したところであります。

次に、317ページをごらんください。

(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

表の一番上の維持管理であります。

これは、県立学校等54校について外壁剥落防止工事及びスチールサッシ取りかえ工事等を実施したものでございます。

次に、その下の県立学校緊急耐震対策であります。

平成25年度におきましては、耐震補強工事を10校17棟実施したところであります。これによりまして、平成19年度から本格的に取り組んでまいりました県立学校の耐震化率は100%となり、事業が完了したところでございます。

次に、その下の育英資金貸与であります。

平成25年度の育英資金の貸与者数は、一般育英資金が3,864人、へき地育英資金が218人、合わせて4,082人であり、貸与条件を満たす者全員に対して貸与したところであります。これらにより、経済的理由により修学が困難な生徒などの修学機会の確保を図ったところであります。

次に、318ページをお開きください。

表の一番上、学校職員健康づくり実践強化であります。

これは、教職員を対象としたメンタルヘルス研修や公立学校の全事務長を対象とした管理職研修等を実施し、教職員が能力を十分発揮でき

る環境の整備を行ったものであります。

主要施策の成果については以上であります。

次に、また冊子が変わりますけれども、歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を願いたします。

薄い冊子になりますけれども、その46ページをお開きください。

(12) 育英資金特別会計についてでございます。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、「貸付金の償還促進について種々の対策が講じられているが、収入未済額は前年度に比べ大幅に増加していることから、その解消と新たな発生防止について、より効果的な対策を確実に行うことが望まれる。」という意見をいただいております。

育英資金貸付金等の未済額が増加している主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加や、経済状況の悪化に伴う未就労・収入減等による滞納の増によるものでございます。

滞納者等に対しましては、従来から、文書や訪問等による催告を行っているところでありますが、滞納額の縮減と滞納の長期化防止のため、平成24年度から専門職員（債権管理員）を3名から5名に増員し、滞納者や連帯保証人に対する電話催促や訪問指導を強化するとともに、貸与申請の段階で本人や保護者へ返還に対する意識づけの徹底を図っているところでございます。

これらに加えまして、平成25年度からは、返還時の負担を軽減する貸与額の選択制や返還者の利便性と収納率の向上が図れる返還金の口座振替制度を導入し、新たな滞納の未然防止に取り組んでいるところでございます。

また、「育英資金返還促進強化事業」により、新規返還者に対する架電催促業務の外部委託や

支払う意思のない長期滞納者等に対する法的措置を実施しているところであります。

今後とも、さらなる収納促進に取り組み、育英資金事業の安定した運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○川越学校政策課長 学校政策課分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の学校政策課のインデックスのところ、15ページをお開きください。

一番上の教育費の欄でございますが、学校政策課の予算額は8億3,545万9,000円、支出済額8億1,385万2,835円、不用額2,160万6,165円、執行率97.4%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上及び執行率90%未満のものについて御説明いたします。

(目)事務局費の不用額733万493円です。主な不用額は、節の上から7段目の工事請負費、その下の段の備品購入費であります。西諸県地区総合制専門高校設置における施設整備に係る建設費や備品購入費の執行残でございます。

次に、(目)教育指導費の不用額785万8,133円です。主な不用額は、節の上から2段目の報酬、その4段下の旅費であります。初任者研修における後補充の非常勤講師や「未来を拓く高校生就職支援事業」における進路対策専門員の報酬、旅費等の執行残であります。

続きまして、16ページをごらんください。

一番下の(目)教育振興費の不用額318万6,837円です。主な不用額は、節の上から2段目の報償費、その下の段の旅費であります。「県立高校の6次産業化人材育成事業」の新商

品研究開発における企業等からの指導助言のための謝金や県外の先進的なフードビジネス関連企業への生徒派遣旅費等の執行残であります。

17ページをごらんください。

一番下の(目)保健体育総務費の不用額198万1,551円、執行率89.7%であります。主な不用額は、節の上から3段目の旅費でありますが、

「意識が変わる・行動が変わる」学校防災推進事業における教員の防災教育指導者養成研修に参加するための旅費等の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の学校政策課のインデックスのところ、320ページをお開きください。

1、未来を担う人材が育つ社会の(2)の生きる基盤を育む教育の推進についてでございます。

表の上の段の「伸ばそう学力・高めよう授業力」学びの支援事業」であります。

授業改善及び教員の指導力や児童生徒の学力を向上させるため、算数・数学科「Web学習単元評価システム」を構築して、単元ごとの評価問題をインターネットで配信し、その有効活用を図るために、実践推進校を指定するとともに、実践推進協議会を開催し、システムの効果的な活用のあり方について実践発表を中心とした研究を行ったところであります。

また、活用する力、これを高める授業力を強化するため、中核教員を委嘱し、授業改善のあり方について研究を推進するとともに、中核教員の授業公開を開催し、その成果を全県に普及したところあります。

さらに、授業力向上ワークショップを開催し、児童生徒の学習意欲の向上を図るための授業改善や学習規律の指導、家庭学習のあり方をテ

マとした研修を行ったところあります。

次に、321ページをごらんください。

表の上から4段目の「グローバル人材育成のための英語指導強化支援事業」であります。

グローバル社会で求められる英語力を育成するため、CAN-DOリスト研修会を開催し、英語を使って実際にどのようなことができるようになるのかを記述した学習到達目標(CAN-DOリスト)の普及を図るとともに、指導力向上研修会を開催し、ネイティブスピーカーを講師とした研修を行ったところあります。

また、生徒に対する支援として、専門高校生の英語による学習成果発表会の開催や高校生の留学支援として5人の高校生に対して留学費用の支援を行ったところあります。

次に、322ページをごらんください。

表の1段目の改善事業「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」であります。

小学校教員の理科の授業力を向上させるため、サイエンスアドバイザーを県教育研修センターに2人配置し、観察・実験の指導方法等の支援や助言、また効果的な観察・実験方法等について継続的にホームページに掲載するなど、小学校理科教育への支援を行ったところあります。

その下の段の改善事業「いじめ・不登校」のない夢・心を育む学校づくり推進事業」であります。

各学校の教育相談体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカー、すなわち教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識を有する専門家を学校等に派遣し、児童生徒が抱える諸問題の解決支援を行ったところあります。

また、スクールアシスタント、すなわち教員経験者や青少年団体指導者などの地域人材を配

置し、活用する市町に対して補助を行ったところでもあります。

次に、326ページをごらんください。

(3) 自立した社会人・職業人を育む教育の推進についてでございます。

表の上の段の改善事業「自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業」であります。

県全体のキャリア教育の推進を図るため、産学官連携キャリア教育推進事務局等をモデル地区として日向地区に設置し、日向商工会議所や日向教育委員会の協力を得ながら、小中高等学校でのキャリア教育の普及・啓発活動を行ったところでもあります。

また、キャリア教育アシストキャラバンとして、文部科学省から講師を招き、県立高校の管理職及び各学校のキャリア教育推進リーダーを対象とした研修会を開催するとともに、小中高合同研修会を開催し、研究授業の実施や意見交換により、相互の理解と連携を図ったところでもあります。

次に、327ページをごらんください。

表の上から2段目の新規事業「県立高校の6次産業化人材育成事業」であります。

農業教育において、栽培・飼育から加工、流通・販売までを一貫して行う経営を学ばせるため、商品開発力強化のための学習として、学校で生産した日向夏や野菜が原料であるドレッシングなどの新商品等の研究や、流通・販売力強化のための学習として、新宿みやざき館KONNEなどの首都圏の企業等との連携による学校生産物の流通・販売実習を行ったところでもあります。

下の段の新規事業「復興から新たな成長へ！農業教育充実事業」であります。

口蹄疫の大きな被害を受けた児湯地域における農業教育の充実を図るため、みやざきブランド農産物の生産を学ぶための教育環境整備として高鍋農業高等学校において、育苗用、生産用のビニールハウスの新設等を整備したところでもあります。

次に、329ページをごらんください。

(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてでございます。

表の一番下の段の新規事業「通学路安全推進事業」であります。

児童生徒の登下校時における通学路の安全を確保するため、モデル地域として延岡市と日南市を指定し、通学路安全対策アドバイザーを派遣して専門的な見地から指導・助言を行うとともに、通学路安全マップの作成を2市管内の全ての小学校で行ったところでもあります。

また、合同点検として、学校や教育委員会、警察署等の関係機関による通学路の点検を実施したところでもあります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

学校政策課からの説明は以上でございます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室関係予算について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料、特別支援教育室のインデックスのところ、19ページをお願いいたします。

表の一番上の(款)教育費の欄でございますが、特別支援教育室の予算額は1億738万3,000円で、支出済額が1億279万9,855円であり、不用額は458万3,145円であります。執行率は95.7%となります。

このうち、(目)の執行残が100万円以上のものについて御説明申し上げます。

表の中ほど上にあります(目)教育指導費の不用額が457万9,249円となっております。不用額の主なものは、旅費並びに報償費等の事務費の執行残でございます。

なお、90%未満の執行率の目はございません。

続きまして、主要施策の成果について御説明申し上げます。

資料がかわりまして、主要施策の成果に関する報告書、特別支援教育室のインデックスのところ、331ページをお願いいたします。

表の1番目、「特別支援学校医療的ケア実施事業」であります。

これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の生命の維持、健康状態の維持・改善を目的とするたんの吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアを実施するもので、9校へ20人の看護師を配置いたしました。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒を担当する教員に対して、看護師との連携により、適切に医療的ケアを行うことができるよう研修を実施したところでございます。

1つ飛びまして、表の3番目、改善事業「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート構築事業」であります。

これは、障がいがある幼児児童生徒を支援するため、地域の医療福祉・教育等の関係機関が連携し、幼稚園・保育所等、小・中・高等学校等をつなぐ一貫した地域支援体制の構築を図るものです。

平成25年度は、県内7エリアのうち3エリアで先行して実施しており、地域の関係機関が連

携を図るための協議会の開催や、特別支援学校の教員やエリアごとに1校ずつ指定した拠点校の教員による小中学校等への巡回支援、そしてエリアの課題を踏まえた教職員を対象とするエリア研修を実施し、小・中・高等学校に対する支援体制の充実を図ったところでございます。

次に、332ページをお願いいたします。

表の1番目、改善事業「夢にチャレンジ!特別支援学校自立支援推進事業」であります。

これは、特別支援学校において、将来の自立と社会参加に向けた夢や希望の実現を目指すため、早期からのキャリア教育の充実や、商工会議所や企業、福祉、労働等の関係機関と連携した自立支援を推進するものでございます。

特別支援学校チャレンジ検定は、高等部生徒を対象とした教育委員会認定の技能検定を開発したもので、平成25年度はメンテナンス(清掃業務)について検定を実施いたしました。

また、特別支援学校5校に配置した5名の自立支援推進員が、実習先や職場の開拓、卒業生の職場定着指導などの企業訪問等、きめ細かな就労支援を行いました。

これらの取り組みの結果、平成25年度の特別支援学校卒業生における就職率は、過去最高の27.4%となりました。

次に、表の2番目、改善事業「共に学び支え合う理解啓発推進事業」であります。

これは、高等学校において、障がいに対する理解を深める学習や障がいのある人との交流など、共生社会に向けた人づくりを行うもので、高校生自身が企画した特別支援学校や福祉施設との交流及び共同学習を4校で行うとともに、障がいのある方や障がい者団体等による授業を11校で実施いたしました。

また、保護者や県民を対象に、特別支援教育

や障がいについての理解啓発のための理解啓発フォーラムやまちづくりギャラリー、さらには特別支援学校一日校長先生などの取り組みを行いました。

主要施策の成果については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

特別支援教育室関係は以上でございます。

○西田教職員課長 教職員課につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の教職員課のインデックスのところ、20ページをお開きください。

表の一番上、(款)教育費であります。予算額は894億4,262万5,000円、支出済額は892億4,366万5,181円、不用額は1億9,895万9,819円、執行率は99.8%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

まず、(項)教育総務費(目)教職員人事費の不用額2,569万9,383円であります。この不用額の主なものは、非常勤講師等の報酬及び賃金の執行残でございます。

次に、21ページをお開きください。

上から、(項)小学校費(目)教職員費の不用額5,958万2,789円、(項)中学校費(目)教職員費の不用額4,707万67円、(項)高等学校費(目)高等学校総務費の不用額4,524万2,624円、(項)特別支援学校費(目)特別支援学校費の不用額2,136万4,956円あります。これらの不用額の主なものは、いずれも教職員の給料及び職員手当等の執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものにつきましては、該当はありません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書の教職員課のインデックスのところ、334ページをお開きください。

1、未来を担う人材が育つ社会の(4)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

中ほどの表内の新規事業「学び続けよう!!」教職員資質向上推進事業を実施しております。

主な実績であります。次世代の教育を担う若手教員を対象とした授業リーダー養成塾を、学校種や教科別に8塾開設し、56人が参加しました。

各塾において授業研究会等を繰り返すなど、専門的、実践的な取り組みを行い、若手教員の育成を図ったところであります。

また、他の教員の模範となるスーパーティーチャー22名を委嘱し、そのすぐれた授業を公開することにより、授業力の向上を図ったところであります。

平成25年度は延べ2,883人の教員が参加いたしまして、うち91%が自分自身の授業の工夫改善に努めております。

このほか、校内における教員同士の学びの支援を目的としたOJT推進のための手引の作成や、教員を希望する学生や講師等を対象とした宮崎教師道場の実施などを通して、教員全体の資質向上を図ったところであります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

教職員課からは以上でございます。

○村上生涯学習課長 生涯学習課でございます。

決算特別委員会資料の生涯学習課のインデックスのところ、22ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございます。

課全体の予算額は5億341万1,000円、支出済

額は5億44万5,716円、不用額は296万5,284円、全体の執行率は99.4%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

同じページの上から3段目、(目)社会教育総務費の不用額でございますが、178万701円となっております。主なものとしましては、その下、(節)の一番最初の報酬、また真ん中の旅費ですが、これは生涯学習審議会、社会教育委員会議の委員欠席等によるものでございます。

また、一番下の負担金・補助金及び交付金がありますが、これは、「県民総ぐるみ「学び」推進事業」に係る市町村補助金の額の確定に伴う執行残でございます。

なお、(目)の執行率が90%未満のものにつきましてはございません。

続きまして、主要施策の成果について御報告をいたします。

主要施策の成果に関する報告書、生涯学習課のところ、336ページをお開きください。

1、未来を担う人材が育つ社会の(1)県民総ぐるみによる教育の推進についてでございます。

一番上の項目、改善事業、県民総ぐるみ「学び」推進事業であります。

この事業では、国庫補助事業としまして、市町村への3つの補助事業を行っております。

表の右側、主な実績内容等欄にございますが、まず学校支援地域本部事業でございます。

これは、おおむね中学校区を一つの単位としまして、地域の方々がボランティアとして学校を支援する学校支援地域本部を設置するものがあります。

13市町村、35本部におきまして、学校支援ボランティアの多くの皆さんが児童生徒の安全確

保や学習指導など、さまざまな活動を行っていただいております。

2つ目の放課後子供教室推進事業でございます。

この事業は、14市町村、68教室におきまして、放課後や週末等に学校の空き教室などを活用しまして、学習指導や体験活動などに取り組んでおるものでございます。

3つ目の地域ぐるみの学校安全体制整備事業でございます。

この事業は、スクールガード・リーダーを中心としまして、学校安全ボランティア等によります登下校時の子供の安全確保等を図るものでございます。

25年度は、小林市、都農町、高原町の3市町におきまして取り組んでいただいております。

続きまして、337ページをごらんください。

新規事業「みやざき「親学び」プログラム事業」でございます。

これは、家庭教育の充実を進めるため、保護者や将来の親世代、祖父母、地域住民に向けまして、親の役割や子どもの接し方などを体系的にまとめまして、参加体験型の学習プログラムを作成したものでございます。

続きまして、339ページをごらんください。

2、生涯を通じ活躍し挑戦できる社会の(1)生涯学習の振興についてでございます。

上から3つ目の項目、新規事業「置県130年記念歴史資料整理・活用事業」でございます。

これは、県立図書館におきまして、古文書など歴史資料を整理した上で、電子データとして保存しまして、ホームページ上からも検索可能なデジタルアーカイブ登録を行ったものでございます。

平成25年度は、約2,000点の未整理書籍を整理

しまして、そのうち約800点の登録を行っております。

次に、1つ下の項目、新規事業「次世代につながる「みやぎきの言の葉」継承事業」でございます。

これは、郷土の歴史や文化につきまして学ぶ機会を提供するため、平成25年度は、「言の葉」語り部養成講座や子供のための「言の葉」講座を開催しまして、本県に伝わる神話・伝承などの言語文化を次世代に語り継ぐ活動を推進したものでございます。

続きまして、341ページをごらんください。

(3) 文化の振興についてでございます。

上から3つ目の項目、新規事業「ハイビジョンギャラリー等改装事業」でございます。

これは、県立美術館におきまして、開館以来活用してまいりましたハイビジョン機器類の経年劣化に伴いまして、ハイビジョンギャラリーコーナーをアートシアター、映像ブースに改装整備したものでございます。

次に、1つ下の項目、新規事業「旅する美術館(タビビ)事業」でございます。

これは、県央部から離れた地域で、収蔵作品の展示及び紹介を行う移動美術館を開催したものでございます。串間市と五ヶ瀬町の2会場で、合計1,970人の参加がございました。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

続きまして、監査委員から、基金の運用状況につきまして御意見がございましたので、御報告いたします。

平成25年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び宮崎県基金運用状況審査意見書の資料をお願いいたします。

これの59ページをお開きください。

1、審査の対象でございますが、宮崎県美術品等取得基金でございます。

次のページ、60ページをお開きください。

この基金は、美術品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものでございます。

中ほどの(1)美術品等の取得及び引渡状況をごらんください。

平成25年度は、基金を利用しての美術品等の購入はございませんでしたので、表の右側でございますが、年度末の基金残高は3億円となっております。

恐れ入りますが、前のページにお戻りください。

3、審査の結果及び意見としまして、下から2行目でございます。「引き続き今後の見込み等を的確に把握した上で、基金の活用について検討を行うよう要望する。」との御意見をいただいております。

このことにつきましては、今後とも、美術館の持つ使命・役割と県の財政状況とを総合的に勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

生涯学習課は以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

決算特別委員会資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、25ページをお開きください。

スポーツ振興課の予算額は、10億1,255万1,000円で、支出済額は9億6,819万2,705円でございます。不用額につきましては4,435万8,295円で、予算額に対する執行率は95.6%となっております。

次に、(目)の不用額で100万円以上のものについて御説明いたします。

ページの上から3段目、(目)保健体育総務費の不用額が3,152万8,508円となっており、その主なものは、ページの中ほどから下にありますが、その主なものは、ページの一番下にありますが負担金・補助及び交付金の1,988万2,124円でございます。

これは、主に日本スポーツ振興センター共済給付金に係る執行残であります。

続きまして、ページの下から11段目、(目)体育振興費の不用額が1,273万2,718円となっておりますが、その主なものは、ページの一番下にありますが負担金・補助及び交付金の986万1,141円でございます。

これは、主に「みやざき競技スポーツ特別強化対策事業」に係る執行残であります。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書、スポーツ振興課のインデックスのところ、343ページをお開きください。

主なものにつきまして、御説明申し上げます。

上から2行目の1、未来を担う人材が育つ社会の(2)生きる基盤を育む教育の推進といたしまして、まず下の表中では2番目にあります「元気な子どもを育む「子ども体力ステップアップ」事業」では、全公立小・中・高校で体力向上プランを作成しまして、体力向上プランの計画的・継続的な実践に向けた指導を行い、プランの作成、体力向上の取り組み、新体力テストの実施・検証という学校における体力向上プランサイクルの定着を図ってまいりました。

また、すぐれた取り組みを実践している学校を体力づくり優良校として表彰したり、体力向上研究推進モデル校を指定して、その研究成果

を県下に広めてきたところでございます。

次に、344ページをごらんください。

表の1番目にあります「のびのび食育実践事業」では、実践地域である日之影町で、町内全ての小中学校において、子供たちが自分でつくる「弁当の日」に取り組むようになり、実践力を高めることができました。

また、学校と地域内のJAや保健センターなどの関係機関が連携し、田植え体験学習や親子料理教室などの体験活動を行うことで、児童生徒の地場産物等への関心が高まり、生産者への感謝の気持ちを育むことができました。

次に、346ページをごらんください。

2の生涯を通じ活躍し挑戦できる社会の(2)スポーツの振興といたしまして、まず下の表の2番目にあります改善事業「少年競技力向上対策総合推進事業」では、中学校や高等学校において、それぞれ推進校を指定し、活動費の支援を行ったほか、中学生・高校生による合同練習を実施し、指導の連携による中高一貫指導体制の充実に努めてまいりました。このような取り組みにより、本来、競技力の中心となります少年の競技力のレベルアップが図られました。

次のページをごらんください。

表の4番目にあります「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」では、日ごろ運動やスポーツをする機会が少ない人を対象にしたイベントやスポーツ・レクリエーション活動などに取り組む団体への支援を行ってまいりました。

さらに、子供から高齢者までの幅広い世代で取り組むことのできる運動プログラムとして、「1130体操」を考案し、この体操を収録したDVDを配付するなど、県民への普及啓発に努めてきたところでございます。

このような取り組みにより、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が47.5%となり、前年度より向上いたしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課でございます。

お手元の決算特別委員会資料の文化財課のインデックスのところ、27ページをお願いいたします。

表の一番上、(款)教育費の欄でございますが、予算額4億7,774万9,000円に対しまして、支出済額が4億7,367万8,791円ございまして、不用額は407万209円であります。執行率は99.1%となっております。

このうち(目)の不用額で100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

表の3段目、(目)文化財保護費の不用額が314万9,948円となっております。主なものは、節の欄の上から4段目の報償費及びその下の旅費であります。

これは、国の特別天然記念物に指定されておりますカモシカ調査における調査員の報償費及び旅費の執行残などであります。

また、下から2番目の負担金・補助及び交付金でございますが、市町村に対する埋蔵文化財緊急調査補助金等の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

別冊になりますが、主要施策の成果に関する報告書の文化財課のインデックスのところ、349ページをお願いいたします。

2、生涯を通じ活躍し挑戦できる社会、(3)

文化の振興についてであります。

上から2番目の項目、「未来に伝えるふるさと文化財継承支援事業」につきましては、民俗芸能保存団体に対しまして、芸能活動に使用する用具の購入等に要する経費の助成を行ったほか、民俗芸能保存団体と文化財愛護少年団の児童等との交流体験活動を行ったところであります。

その下の項目、新規事業「めざそう世界無形文化遺産！みやぎきの神楽魅力発信事業」につきましては、県内外の民俗学や神楽の専門家、神楽を継承されている地域の方々で構成しました、みやぎきの神楽魅力発信委員会を発足させ、5回にわたり協議や現地調査を実施いたして、登録に向けた効果的な取り組みについての助言や御提言をいただいたところであります。また、委員会の御助言をもとに現地での聞き取り調査などを行い、完成した2つの神楽の映像資料を英文の解説つきでホームページ上で公開したところであります。

その下の項目、「交差する歴史と神話みやぎき発掘100年事業」につきましては、大正元年の西都原古墳群の発掘調査から100年が経過し、さらに平成7年から実施してまいりました東九州自動車道(延岡から宮崎間)の発掘調査が終了しましたことから、その成果につきまして特別展などを開催し、広く情報発信に努めたところであります。

その下の項目、「西都原古墳群活用促進ゾーン整備事業」につきましては、同古墳群の一番南側に位置しております、第1支群の発掘調査を行ったほか、整備の終了した遺構の維持管理などを実施したものであります。

次の350ページをお開きください。

一番上の項目、新規事業「重要古墳等保護活用推進事業」につきましては、国宝の金銅馬具

が出土したとされます西都市の百塚原古墳の発掘調査を実施するとともに、その成果を現地説明会を開催し地域の方々などへ公開したところでもあります。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

文化財課は以上でございます。

○黒木人権同和教育室長 人権同和教育室でございます。

決算特別委員会資料、人権同和教育室のインデックスのところ、29ページをお開きください。

人権同和教育室の予算額は864万5,000円、支出済額は851万979円、不用額は13万4,021円、執行率は98.4%であります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものにつきましては、いずれも該当がありません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書、人権同和教育室のインデックスのところ、352ページをごらんください。

1、未来を担う人材が育つ社会の(2)生きる基盤を育む教育の推進についてであります。

まず、表内の一番上、「人権啓発資料作成」についてであります。

これは、学校や家庭において、児童生徒と保護者が人権について話し合うための資料として、「ファミリーふれあい」を作成し、小中学校、県立学校の1年生全員に配付しております。

昨年度は3万3,600冊を作成しましたが、より広く活用していただくために、インターネット上でも公開しております。

次に、改善事業「支え合う仲間づくり「ピア・サポート活動」推進」についてであります。

ピア・サポート活動とは、仲間同士支え合う活動という意味で、子供のコミュニケーション能力の低下が問題となっている中、高校生を対象に、進路や友人関係などのさまざまな悩みをお互いに話したり聞いたりして、相談し合い、支え合って解決できるよう、必要な知識と技能を身につけさせるトレーニングを行う事業であります。

この事業では、県立高校等5校を推進校に指定し、ピア・サポート活動の実践に取り組むとともに、周辺の小中学校の先生方にも研修に参加していただくなどしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○西村主査 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様方からの質疑はございませんか。

○中村委員 総務課の中で、主要施策の成果に関する315ページ、公開動画本数80本、総再生回数1万6,696回と書いてありますが、これはどのぐらいの人たちが見たのか、どのぐらいの人たちが興味を持っておられるかというのはおわかりになりますか。

○大西総務課長 総再生回数でございますので、アカウント数としてのこの約1万6,000回余ということございまして、どれぐらいの数といいますと、この数そのものが一応目安というふうには捉えております。

○中村委員 わからないということか。

○大西総務課長 これ以上のデータ以外のものについては、申しわけございませんけど、ちょっとわかりかねるところでございます。

○中村委員 どのぐらいの人たちが興味を持つ

て見たか、それもわからないと、やっている価値がないなと思ったところでした。

それから、321ページですが、グローバル人材育成のための英語指導強化ということで、CAN-DOリスト研修会83人、高校生の留学生が5人ということになっておりますが、研修会に83人参加したのはどういう人たちなのか。そしてまた高校生の留学支援はどここの高校生がどこに行っただのか、それを聞かせてください。

○川越学校政策課長 グローバル人材育成のための英語指導の部分ですが、まずCAN-DOリストの研修会でございます。CAN-DOリストにつきましては、全高校及び26市町村の中学校を対象とした研修会を開催しております。研修会参加校が作成したCAN-DOリストの研究、公開につきましては、宮崎南と飯野高校が拠点校になっておりますので、そこで研修会を行ったところであります。

留学の件でございますが、先ほど5名と申し上げました。中身につきましては、県立高校が3名、私立高校が2名でございます。内訳を申し上げますと、大宮高校の生徒さんがアメリカとロシアに行っております。小林高校の生徒さんがアメリカに行っております。私立のほうでは、日大高校さんのほうでアメリカとスウェーデンということで、平成25年度には5名の生徒が留学をしております。以上でございます。

○中村委員 それから、326ページで、自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業について、これは小中高で合同研修をやったということですが、このキャリア教育については大学あたりも一生懸命やっているんですね。キャリア教育ですから、だから宮大とか宮崎公立大あたりとも、ちょっと参考にして手を組んでやるというか……。どう言ったらいい

いかわかりませんが、参考にされたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川越学校政策課長 委員のおっしゃるとおり、4年生大学につきましては、宮大、公立大等の連携、現在のところ教科に関して、理科の教科とかいう部分では連携をとっております。公立大につきましても、今後検討していくというふうに考えていこうかなと思っておりますが、宮崎国際大学につきましては、小学校の英語教育を含めまして連携をとっております。今申し上げました宮崎大学の医学部、それから農学部等につきましては、理科の学習を含めまして取り組みについて、連携を行っているところがあります。そういった意味では、キャリア教育という部分というよりも、学習意欲の向上という意味でのキャリア教育という部分では連携をしているところでございます。

○中村委員 それから、346ページ、スポーツ振興課について、少年競技力向上対策総合推進ということでやられたわけでしょうけど、申し上げておきますが、私は、ことしの初めまで都城の陸上競技会の会長をしていました。もう既に何年も前から、我々は小中一貫の合同練習をやっていたんですよ。今、市町村でどのぐらいのところがこの小中一貫の競技力向上をやっているのか、それをお聞きしたいなど。

○日高スポーツ振興課長 しばらく時間をいただけますでしょうか。

○中村委員 はい。では、その間にいいですか。生涯学習課長、私はこの委員会に去年もおったんですが、そのときに私が非常に気になったのは、課長が青年団を利用して——これには載っていませんが、青年団組織をつくると。今まで教育委員会は青年団をつくるとか、いろいろおっしゃったのね。

だから、それがいつも頓挫しとったので——頓挫したというのはおかしいかわからんけども——青年団組織そのものが弱体化して、私、何回も言ったことありますけど、ほんのわずかな人で、役員のほうが多いぐらい集まるんですよ。それを、今から組織をするとおっしゃったんだが、どういう施策を講じてこられたのか、載ってないけど、それをちょっとお聞きしたい。

○村上生涯学習課長 委員が言われるその事業につきましては、青年の事業としまして、今年度取り組んでおる事業でございます。昨年度の新年度予算説明のときに、ここで申し上げました内容でございます。

中身につきましては、今、委員がおっしゃるように、社会教育団体であります、いわゆる青年団につきましては、かなり厳しい状況になってきておる部分がございますが、片や見方を変えますと、それぞれ違った形で、いろんな団体、NPO、個人の集合体、いろんなところで若い人たちがさまざまな活動をしておると。そういったところに着目をしまして、いろんなところの若者たちに集まってもらって、その中で意見交換をしながら、一つの取り組みをやっていくことによってネットワークづくりとか、リーダーを養成していこうというような事業をことしやっております。その中で青年団と申し上げましたのは、たくさん集まる中でも、そういった実績をたくさん持っております青年団に旗振り役をやらしてもらおうというような説明をここで申し上げました。以上でございます。

○中村委員 今進めていらっしゃるんですね。青年団の数が少なくなった。そして、各企業とか、そういった職域の中でのまとまりは、若手が多いでしょう。これを一堂に集めるということは、非常に至難のわざと思うんですよ。

それに苦慮されると思う。昔は、青年団というのは農村の人たちが非常に多かったんです。

だから、農村社会のころには、青年団の組織ががちっとあったんですけど、今はまとまりということについて非常に大変だろうと思う。この前も申しましたけど、私のところの地域では、青年団も年寄りも一緒に青壮年会ってやってるんですよ。私と子供が2人、親子3人で参加しており、年に二、三回公民館に集まって、ソフトボールをやったりもしますが、飲み会で上のほうに位置している私と息子たちまで一緒に仲間ができるんですね。そういった組織も目指してみられたらどうかなと思ったものですから申し上げます。

○村上生涯学習課長 地域コミュニティを活性化していく上で、今、委員のおっしゃられたような公民館活動とか自治会活動とか、そういった中での縦のつながりという取り組みが非常に大事であろうと思います。私も青壮年部でやっておりますけれども、70になるまでは青壮年部だと言われておりまして、そういった地域の実情を見ますと、今、青年の取り組みについてお話しましたが、そういった青年を核としながら、地域の中で広がりを持っていけるような取り組みについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○中村委員 はい、わかりました。

○日高スポーツ振興課長 小中高一貫指導体制については、市町村あるいは競技団体、あるいは総合型地域スポーツクラブ、いろんなところで実施されておまして、この最初の取り組みは、平成^{*}12年度から14年度にジュニア養成事業という県の事業で、小中高一貫指導体制の構築を目指して取り組んだいきさつがあります。

※79ページに発言訂正あり

その後、また3年間、平成15年から17年、ジュニア連携事業ということで、合計6年間、一貫指導体制の構築に向けて、県のほうで主体的に取り組んできております。

そういった中で、現在は、できれば全ての市町村、競技団体、あるいは総合型地域スポーツクラブ、全体で取り組んでいこうということで、それ以来ずっとそれぞれの競技団体に自立というか、市町村も含めて、独自にやっていただくということでお願いをしてきております。その関係で、具体的な数というのは、現在、把握しておりませんが、ほとんどというか、かなりのところで、競技団体のほうで主体的に、あるいは中体連、高体連が主体となって、さまざまな取り組みが行われているところであります。

今後、スポーツ振興課といたしましては、2巡目国体も視野に入ってきておりますので、より一層充実を図っていき、また小林地区の新体操とかハンドボールは、今かなりの成果を一貫指導体制で出しておりますので、ぜひいろんな競技で、そういった形で完成していくといいのかなというふうに思っております。今後、またいろんな施策を通じて、そういったものが小林地区のハンドボール、新体操に匹敵するような取り組みになるように、スポーツ振興課内でも今後その事業の構築に向けて、検討をしておりますので、そういった形で、またしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中村委員 私は、大分昔ですが、ドイツに1カ月ぐらいおったことがあるんですけども、あそこなんか学校での部活とかじゃなくて、全部地域で、子供も大人も、一流選手からずっと一緒なんで、それがいいかどうかは別として、そういったものをつくっていくと、あそこ辺まで行きたいなとか思うんですね。

だから、小中高一貫のことは、ぜひ伸ばしていただきたい。要望しておきます。

○押川委員 322ページ、学校政策課、改善事業、「いじめ・不登校」のない夢・心を育む学校づくりということで、スクールソーシャルワーカーの配置8名、同じくアシスタント39名ということで配置されておりますけども、これはどこの学校に配置されているのか。そしてこの改善されたことによって効果はどうか、もしあれば聞かせてください。

○川崎学校支援監 スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在、県全体で8名となっております。その中で、スクールソーシャルワーカーとしては3教育事務所に7名ということで、各事務所にそれぞれ配置をしておりますけども、中部教育事務所のほうが4名、それから南部教育事務所のほうに2名、北部教育事務所に1名と、さらにスーパーバイザーという形で、九州保健福祉大学の先生をお願いしておりますけども、1名、計8名を配置しているところでございます。スクールソーシャルワーカーの方々は、いじめや不登校、その他さまざまな問題等の相談活動ということで、学校、家庭に向いておられまして、非常に多くの事案に対応していただいております。

支援対象となりました児童生徒数につきましては235人、それから件数につきましては317件ということで対応していただいております。不登校の子供たちができるだけ学校のほうに帰れるような条件整備、いろんなことに努力をしていただいております。以上でございます。

○押川委員 この事務所ごとの人数の違いというのは、学校数あたりで配置の人数が違うということではないんですかね。

○川崎学校支援監 中部教育事務所が県内の全児童生徒数の約半数を抱えておりますので、そういった関係で4名ということになっております。

○押川委員 決算額は、この8名のスクールソーシャルワーカーの方々とアシスタントの方の person 費ということによろしいわけですね。

○川崎学校支援監 スクールソーシャルワーカーとしましては7名なんですけども、それにプラス、スーパーバイザーが1名ということで、合計8名ということでございます。

○押川委員 いやいや、この決算額というのは、そういう方々の person 費ということではないんですかねという質問です。

○川崎学校支援監 大変申しわけありません。ほとんどが報酬等でございます。

○押川委員 昨年と比較ということで、昨年度あたりで結構ですが、ここ近年と今回、改善で実施されて、先ほどありましたとおり、効果というものがあらわれたということで、評価はされているということによろしいのでしょうか。

○川崎学校支援監 これは国のほうも、スクールソーシャルワーカーに対しましては今後ふやしたいというような意向等もありまして、本県としましてはできるだけふやしたいということでは考えておりますけども、賃金の面だとか、なっただけの方の person 確保ということではある課題がありますので、そういったものを解決しながら、今後ふやしていければなというふうには考えているところでございます。

○押川委員 私は、2月の代表のときに、いじめ、不登校があつて、なかなか普通の学校に行けないと、そして市町村でそういう子供さん方を受け入れる学校といますか、そういう学びがあつて、その子たちがなかなかまともに中

学校の授業が受けられない。今度、また高等学校の進学、そういった問題もあるわけですから、今、課長のほうからありましたとおり、こういういじめ、あるいは不登校に気づいた段階で、親御さんと一緒になって、子供さん方ができるだけ早く学校に行ける環境づくり、これはしっかりやっしてほしいなというふうに思います。

これは、先生方が悪いとか、子供が悪いとか、親が悪いとかじゃなくて、3者が一つになることによって、そういう環境というものを校長初め、教頭、そして担任もしっかりやっただくという形で、このいじめ、不登校の問題、さらにやっただきたいなと思いますし、こういう人たちが少なくなることが本来はいいのではないかなと私は思いますので、金額的にもそうでありますから、できるだけこのソーシャルワーカーとか、アシスタントの方々がいなくなるように、今後、改善をしていただくように要望をしておきたいとします。

それから、先ほど説明がありました、本日の委員会資料の学校政策課の「意識が変わる・行動が変わる」学校防災推進の中で、この旅費の予算が217万5,000円から116万6,000円で、不用額が100万何がしということではありますが、当初これは何人ぐらい計画されていて、どのくらいの方が行かれなくて不用額になっているのか、ちょっと教えてください。

○川崎学校支援監 済みません。少しお時間をいただけないでしょうか。

○押川委員 334ページ、教職員課ですけども、「学び続けよう！！」教職員資質向上推進について、8塾、塾生数56人、スーパーティーチャー制度も22人、そしてその先生方の授業を見て、授業公開参加者数が2,883人というように、先ほど報告があつたんですが、こういうことをされ

ることによって、先生方の指導の向上というのはかなりついてきていると思うんです。生徒さん方のそういうこの指導に対する本県の向上力といいますか、こういったものはどのように捉えていらっしゃいますか。

○西田教職員課長 今、問い合わせのあったことですが、8塾、56人、そしてあとスーパーティーチャー等の授業についても、この前申し上げましたが、その後にアンケートをとって、授業改善がどれぐらいできていますかというようなことを捉えたときに91%、かなり具体的に授業改善を行っております。大きく授業といったときに、その授業をつくる力、授業企画力、そしてあと授業実践力といって実際に授業をする力、そして評価、改善力ということで、それを改善するというような力を養っているところなんです、じゃ具体的に子供に対してどうなったかということまでは、調査は及んでおりません。まず、教職員のそういう力をしっかり把握するところまで、現在、とどまっております。

○押川委員 スーパーティーチャーが委嘱されたのが22名ということですが、これは確かにふえているということですか。それとも塾生で、今回56名のリーダー養成をされたということで、こういう方々がスーパーティーチャーのほうに移行されていくのか、そこらあたりの関連はどうなっているんですか。

○西田教職員課長 ここの22名というのは平成25年度で、本年度は18名になっております。スーパーティーチャーの中から教頭になったりとか、そうやって出られる方もいらっしゃいます、必ずしも年々ふえているというような状況にはないということですが。

○押川委員 はい、わかりました。

それから、生涯学習課、先ほど県民総ぐるみ「学び」推進ということで説明があったわけですが、これは手挙げ式で、市町村はこの事業に取り組んだのか、そのいきさつをちょっと教えてください。

○村上生涯学習課長 この県民総ぐるみ「学び」推進事業につきましては、国の補助事業でございます、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1ということで、平成19年から始まっている事業であり、最初は委託事業ということで、国が丸々抱えてスタートしております。

そういったこともありまして、当初から取り組んでおるところ、また予算の関係で途中でおりたところとかありますが、現在のところ13市町村35本部というようなことで、大体ここ数年は同じようなところで来ております。これは市町村が希望して、手を挙げて取り組んでおる事業でございます。

○押川委員 こういうことをされておられる中で、確かに改善なりあるんでしょうが、実施された市町村の中で、何か声等があれば、ちょっと聞かせていただきたいと。

○村上生涯学習課長 この事業につきましては、取り組んでおる市町村からは、これは非常に効果が高いと、どの市町村も足並みをそろえてそういう評価の事業でございます、学校の求めに対し、地域の方々が自分の特性、特技とか特徴とか、そういったものに依りまして学校の教育支援を行うという事業でございます。

地域の側から見ますと、その地域の方々につきましては、子供の教育にかかわることができると、子供たちから見ると、学校の先生だけじゃなくて地域の方々との触れ合いがそこで生まれるというような、教育の推進ということだけではなくて、地域の活性化につながるというよう

なことで、非常に評価の高い事業であるというふうに思っております。

○押川委員 どういう方で、どのような教室の中での内容というのはあるのか、ちょっとそこも教えてください。

○村上生涯学習課長 具体的な支援の内容につきましては、もちろん学習支援であります授業そのものの支援、それから校外活動の支援ということ、先生だけではなかなか目が届かないというようなことがあったりします。

また、物によっては伝統芸能の指導とか読み聞かせであるとか、あと環境支援としましては学校の整備とか運動場整備でありますとか、あと通学路の安全指導というのは一番多い内容でございます。そのようなことがございます。

○押川委員 ありがとうございます。

それから、349ページ、文化財課、めざそう世界無形文化遺産！ということ、ありがたいなというふうにこれを聞いたところでありますけれども、神楽魅力発信委員会というのはどのくらいのメンバーで、どういうことをされているのか、ちょっと教えてください。

○大西文化財課長 神楽の魅力発信委員会につきましては、県内外の有識者の方、それからそれぞれの地域で、今、神楽を伝承されている方々になっていただきまして、合計11名の方々になっていただいております。

お願いしている項目は、まず神楽を世界無形文化遺産にするためにどういう取り組みをしたらいいかというようなお知恵をいただいたり、また現場での記録等がございましたので、どういう方向で記録、それからデータ収集、そういうのをとっていったらいいとか、そういう御助言をいただいているところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。ぜひ神楽、

そして西都原もというか、古墳もということ、我々も考えているんです。こういった委員会設置をされて、今10回ぐらいということではありますが、これを例えば文化遺産に持っていくためにどのくらいの期間をかけて、これをやろうとされているのか、そこあたりもちょっとお伺いしておきたいと。

○大西文化財課長 期間につきましては、私どものほうから非常にお答えしづらいんですが、無形文化遺産につきましては文化庁がユネスコに申請するというのがございまして、その申請していただくために、できるだけアピールとか、文化庁あたりとの接触を重ねまして、その狙上に上らせていただこうということで、今努力しているところでございます。期間につきましては、私どもでは何ともお答えしづらい部分がございます。

○押川委員 ありがとうございます。今言われたとおり、どうアピールするかということが一番大事だろうと思うんですね。この11名の方が会議等をされることは大事ですけども、じゃそれを県内にどのような形で、そういう会議の内容を知らせたり、あるいは我々がどういにかかわり方をすればこれが広がっていくかということでの検討とか、そういったこともされていらっしゃるのでしょうか。

○大西文化財課長 魅力発信委員会の中での御助言の中で、1つは、一般県民の方へのアピールというのもあるんですけども、もう一つは、国レベルで文化財行政に影響があると申しませうか、民俗芸能を研究されている方とか、いわゆる専門家へのアピールも大事だなとか、そういう御助言をいただいております。今年度の取り組みで恐縮なんですけども、来月、日本民俗学会では上野神楽の上映をしていただくことに

なったり、そういう形で、専門家へのアピールに今取り組んでいるところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。今、試みをやっているわけでありますから、ぜひこの文化遺産になるように、さらにこれに力を入れていってほしいというふうに思います。ちなみに、今週の土曜日、雨が降らなければ、西米良の小川で神楽があるんですよ。月の神楽、お月様の光だけで神楽をするということで、教育関係の中でどなたか興味ある方や近くの方がいらっしゃれば、ぜひまた見ていただければありがたいというふうに思っております。

それで、生涯学習課で報告がなかったんですが、県立図書館の予算確保のことで、知事が10月1日に県民の方々とのふれあいフォーラムで、来年度以降、また予算を確保するという記事が載っております。議会でも質問があったと思うんですけども、教育委員会は、このフォーラムのこの記事についてはどのようなかわりとどう理解をされていて、こういったことが流れてきたのか、ちょっとだけ聞かせていただければありがたいと思いますけども。

○村上生涯学習課長 フォーラムの開催につきましては、知事のほうが行うというような形で、秘書広報課が中心に進めた事業でございます。当然その内容が私どもの内容にかかわりますので、私どもは、現状等につきましてのレクチャーも行っておりますし、当日の出席もしております。

○押川委員 では、議会からそういう質問なりがあったことを受けて、教育委員会と、知事サイドではそういう意見交換はあったということですね。

○村上生涯学習課長 一連の新聞報道につきましては、4月の段階で毎日新聞等が出しまして、

知事の予算がスタートをして間もなくでございますので、このことにつきましては、当初から知事と色々な意見の交換をしておるところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。ありがたいことだなというふうに私たちも思いましたので、ぜひ次年度以降、もとに戻すような形、あるいはそれを増額するような形で、また努力をしていただければありがたいと思っておりますので、一応要望にしておきたいと思っております。

○川越学校政策課長 先ほど押川委員のほうから御質問がありました「意識が変わる・行動が変わる」学校防災推進につきましての内容でございますが、先ほどおっしゃられた防災教育指導者養成研修会に参加するための旅費の不用額の部分でございます。

これにつきましては、実は当初、教員の防災教育指導者養成研修会というのは、小中高436校を対象に2日間を予定しておりました。これが1日に変更したために、旅費に執行残が生じたものでございますが、じゃなぜ1日になったかということですが、平成24年度の時点では2回開催しておりました。当初予算では2回で積算をしておりましたが、平成25年度に入りまして、研修の主催者であります危機管理課のほうから1回でという指示がございましたので、それに従った部分でございます。以上でございます。

○押川委員 はい、わかりました。では、この研修を受けられたことによって、学校での取り組みというものは具体的に何かあるんですか、なければ結構ですけど、あれば教えてください。

○川崎学校支援監 この防災教育指導者研修会というのは、基礎コースと専門コースがございまして、基礎コースは1日間の悉皆研修ということで、受講者総数が421名になっております。

専門コースというのが2日間で、市町村立の学校が任意ということなんですけども、104名受講と。それから県立学校は悉皆研修なんですけども、56名が受講ということで、防災士の資格を取得するためにこういった基礎コースとか専門コースという、指導者養成研修会の研修を受けてから防災士の資格受験に臨むという、そういう流れになっております。以上でございます。

○押川委員 内容がわかりました。そういう説明があればわかっておったんですが、防災士の資格を取得されて、今度、学校の中で生徒さんや保護者さんと一緒になってそういった指導ができるということですから、これは、ぜひ今後でも取り組んでいただくようお願いをしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○山下委員 私もこの委員会に初めてきたものですから、ちょっと勉強させていただきたいと思うんですが、財務福利課の育英資金貸付状況をお聞きしたいと思うんですけども、この委員会資料の14ページです。不用額が3億8,000万ほどあるということで、状況をちょっとお聞かせいただきたい。人数的には4,082名ということで、経過を見てみますと、貸付者人数というのは減少傾向にあるんだなと思っております。

先ほどの説明の中で返還未済額、このことがちょっと触れられたと思うんですが、貸し付けの総額と、未済額というのはどれほどあるのか、それと払われない人たちの人数というのはどれぐらいあるのか、おわかりでしたらお知らせください。

○田方財務福利課長 まず、貸し付けの総額を申し上げておきますが、14ページの資料に書いてございますように13億822万6,000円、25年度では約13億円が貸し付けの総額になります。

それで、滞納の状況、未済額ということでご

ざいますので、その状況を報告いたしますが、滞納額といたしましては、平成25年度の返還状況で申しますと、滞納者数が2,695人、平成24年度は滞納者数が2,345人でしたから、350人ほど増加をしております。滞納額で申しますと、現年度と過年度があるわけですけれども、合わせて約4億300万で、平成24年度が約3億4,300万でございましたので、約6,000万ほど増加をしているということになります。

未済額になりますけれども、償還率で申し上げますと、現年度で79.6%、過年度が28.8%で、現年度と過年度を合わせた分が償還している額になるわけですけれども、64.1%が償還をしているということですから、差し引きの35.9%というのが未済の額ということになるかと思いません。

○山下委員 はい、大体わかりました。この未済、返還しない人たちがふえているということは大きな問題かなと思うんですけども、その理由としては何なんでしょうか。そして県内の人たちが多いのか県外の人たちが多いのか、おわかりでしたらちょっとお知らせください。

○田方財務福利課長 返還できないという状況でありますけれども、財務福利課のほうで債権管理員というのが5名いますが、その5名が各滞納者のところを回ったりして状況を確認するわけであります。その中で、仕事についていないとか、給料が少なくなって返せる金額がない、あるいは病気とか、そういうことで返還ができない状況というのが非常に多くなっているのではないかと考えております。

○山下委員 病気をしたり、いろんな健康上の問題があったりしてどうしても払えない人も確かにおられると思うんですね。

だけど、社会人として、払える力があっても、

余り払わないとか、そこ辺の見分け基準というのは、私たちもいろいろ聞くんですけども、例えば相手の給料の差し押さえをすとか、そこ辺まで県としては回収する義務というか、どういう仕組みがあるんでしょうか。

○田方財務福利課長 今ありましたように、返せる能力があるのに返さないとか、そういうことがあったり、先ほどありましたように、例えば病気であるということで、こちらに相談があれば、猶予措置とかですね。

だから、例えば高校を卒業して大学に行かれる場合には、そういうときには猶予措置というのをとっているわけです。ただ、全く連絡もないということがございますので、そういうことがありましたときには法的措置というのをやっておりますけれども、再三の支払いの催告をしても全然連絡がとれないとかいうことでありまして、そういう方に対して、去年は75人に法的措置のための支払督促申立予告書というのを送りました。その75人のうち71人につきましては、一部納付等とか、連絡がございましたので、その段階で支払いを約束させたりして、支払っていただいているところもございます。

ただ、4人につきましては、全くその時点では連絡等もございませんでしたので、裁判所に対して仮執行宣言支払申立を行って、最終的には強制執行を伴うわけですけれども、そういう形で4人の方々に送付をさせていただきました。その4人の方々からは、2人からは毎月の納付が今あっているということですが、あと2人も支払いの約束をしたということで、これから支払いについての協議をしていると。そういう形で、法的な措置を行うということでやらせていただいているところであります。

○山下委員 もうちょっと教えてください。借

りておられる方は、月々どれぐらいの返還金額になるんですか。あと、金利が発生している人たちがいるのかどうか。

○田方財務福利課長 返還の金額でありますけれども、何種類かありますので、例を申し上げますが、国公立高校の自宅で通学された場合、貸付額が3種類あるわけですが、一番高いもので、高校生が1万8,000円を3年間借りたと、その場合は3年間で貸与総額が64万8,000円になります。これは3年間借りて4倍の期間で返すということになっておりますので、12年間で返していただくということになりますから、1年間に5万4,000円、月で言いますと、4,500円になるということになります。

○山下委員 遅延した場合、金利は。

○田方財務福利課長 金利につきましては、返還していただければ金利はつきません。返還を滞納しているということでありまして、年7.6%という金利を掛けて滞納金としていただいているということでありまして。

○山下委員 それであれば、3年間借りられて就職した、じゃその月から12年間払わないといけないという義務ですか。

○田方財務福利課長 12年間の返還でありますけれども、例えば高校を卒業してすぐに返還ということにはなりません、六月たった後に返還が始まるということになりますから、10月からの返還ということになります。

○山下委員 今お聞きしますと、金額的に返せない金額じゃないと思うんですよ。でも、今どっちかという、若い人たちは携帯の使用料とか油とか、もちろん物価が上がってきて大変な状況もあるんだろうと思うんですが、貸し付けるときに大きな条件を、社会人になったら支払いをする義務があるんだよと、ちゃんとした申

し合わせを。そして保証人、親とか親権者、そういう保証人関係は、これは条件として入っているんでしょうかね。

○田方財務福利課長 まず、貸し付ける場合の子供たち、あるいは親御さんたちへの周知なんですけれども、まず学校の奨学金の担当の方々に説明会を行いまして、その中で、例えば奨学金をお借りになったときに、子供さんは知らないという状況が出ているわけですね。親が勝手に借りたんだという意識を持っておられる方もいらっしゃいます。

だから、借りるときに自分が借りているんだという意識を持ってもらわないと、将来働いて返す場合には、本人が返すことが原則でありますので、それを親が返していらっしゃることもありますけれども、実際には本人が借りたんだということをきちんと周知していく必要があるかなと思っており、それについてはきちんとやっております。それと今ありました保証人のことですけれども、保証人は第1保証人、第2保証人、お二人を立てていただいております。第1保証人は、保護者とか、そういう方がなれるんですけども、第2保証人は生計を別にした人になっていただいているということで、借りたお金を返す場合には、必ず保証人にも責任があるんだということのお願いをしながら、保証人になっていただいているというところがあります。

○山下委員 安易な気持ちで貸すほうも貸すほうですけども、JAあたりも農家を苦しめている状況というのは、安易に貸し付けをさせていく、それが将来的には経営を思うように回せない状況の悲劇というものがかなりあるわけですから、その辺はぴしゃっとした形での責任を貸し付けの段階でやっていくこと。それと回収に

ついても厳格な気持ちで、大変な人たちも融通しながら貸し付けはしていかないといけないわけですから、その辺の考えを、今後、厳格にやっていただくとありがたいと思うんです。

○田方財務福利課長 今おっしゃっていただきましたように、借りたものは返していただくというのが原則だと思っております。それで、25年度からですけども、借り過ぎということがありますので、今は奨学金についても3種類の貸し出しを行っております。例えば、一般育英資金で、高等学校で、自宅で通学する場合は1万8,000円、1万4,000円、9,000円という設定をしております。余り借り過ぎると、返すときに大変ですので、こういう形で選んでいただいて返していただくということで、25年度からはそういうことも取り組んでおります。また、今おっしゃっていただきましたように、返していただくお金が次の子供たちの貸与金になっていくわけですから、資金不足になったら貸せなくなりますので、私たちも、きちんと返していただくことを徹底してやっていきたいなということで考えているところであります。

○西村主査 済みません。ここで休憩に入ります。

正午休憩

午後1時0分再開

○西村主査 分科会を再開をいたします。

○田方財務福利課長 先ほど山下委員の御質問で、滞納者の県内・県外の割合というのがあったんですけども、登録されている住所で今振り分けておりますが、滞納者数が先ほど申し上げました2,695人で、そのうち県内が2,207人、県外が488人ということになっております。

○山下委員 県内が2,200ですね。先ほど

ちょっと課長から答弁をいただいたんですけども、新規に申し込んでいく人たちのために回収は大事なことです。金額的にはそんなに返済不可能な金額じゃないと思いますので、滞りないような仕組みをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、16ページに県立高校の6次産業化人材育成等の事業がありますが、主要施策の成果報告書によると、327ページなんですけども、高校等において商品開発力強化のための学習ということで、いろんな知恵を出していただきながら。私どもも日南の振徳だったかな、委員会調査で拝見させていただいたんですけど、日向夏の何か食材ができておったんですけども、今の取り組み、例えば学校の先生方だけでそういう知恵が出るのか。それぞれの地域との取り組みとか、基本的な考え方をちょっとお聞かせいただくとありがたいんですが。

○川越学校政策課長 県立学校の6次産業化の人材育成につきましては、今委員がおっしゃいましたように、商品開発強化のための学習というのを宮崎農業、高鍋農業、都城農業、日南振徳高校でやってございます。先ほど言われた日南振徳については日向夏ドレッシングというのをつくっているとの内容だったと思いますが、それをもとにしまして流通販売力強化のための学習ということで、県外の先進的なフードビジネス関連企業等へ生徒を派遣をしている。また、首都圏の企業との連携による学校生産物の流通販売については、連携企業として、県内では宮崎県経済農業協同組合連合会（JA宮崎経済連）とか経済連直販、それから首都圏におきましては九州屋、東京青果株式会社等の連携企業とタイアップしながら生徒の流通販売の学習をする

ことになっております。

○山下委員 私は、そこが大事なポイントだろうと思うんですよね。宮崎県は基幹産業が農業で、農業産出額は3,000億という全国で第6位、7位の位置にあるんですけども、隣の鹿児島県においては4,000億の農業産出額の中で6,000億、150%の食品製造産出額があると。宮崎県はまだ八十五、六%だったと思うんですけども、3,000億あっても2,700億ぐらいしかなかったと思うんですよね。

今、宮崎県も河野知事の目玉としてフードビジネスに取り組んでおられます。そのことで地域との連携やら、せっかく学校でこういう事業化をしていただくのであれば、教育委員会として、農政サイドが持つてるフードビジネス、そして宮崎県は総合政策課が持っている大きなフードビジネスですよね、総体的な認識、学校の先生方にも宮崎県が目指す方向というのをしっかりと認識を持ってほしいと思うんですが、そのような認識はどのようにお持ちでしょうか。

○川越学校政策課長 今年度より総合政策課のほうに教育委員会のスタッフを1人配置しております。フードビジネス課のほうにも教育委員会のメンバーが1人参加しておりますので、総合政策課等との連携をことしから図っているところでございます。

また、別な事業になりますけれども、農政水産部とのコラボと申しますか、そういったところで緑の学園事業というのがございますので、その中に就農の志育成事業というのを入れ込んでいる部分があります。そういったところで他の本庁あたりの課と連携しながら、教育委員会のやる中身を広げていくというような形で進めているところでございます。

○山下委員 6次産業というのは、ほとんどが

食品産業界ですから、1次産業というのは食と
いうのをつくる現場ですよ。だから、その辺
からの教育の一環の中で農政サイドと十分理解
を深めていただくとありがたいと思っております。

それから、教育長にお伺いしていきたくと思
うんですけども、宮崎県に農業大学校があるん
ですが、以前は競争率が激しくて、行きたくて
も行けないような人たちがおるぐらいの人気の
あったんですけども、今は定数65を割るぐらい
の現状なんです。宮崎県が今後、大きな農業
を展開していこうと思えば、やっぱり農業大学
校がいつも定員を超えるぐらいの活力がないと
だめだと思うんですよ。それで、食というテー
マの中で6次化とか取り組んでいただけるんで
あれば、もうちょっと学校の先生方もひっくる
めて——私は都城農業高校出身で、運動会とか
卒業式、入学式に行くんですけども、希望者が
少なくなってきたと。

私は校長とも話をしたんですけども、やは
り学校現場で高校の先生方が普通科に限らず、
商業科でも農業高校専門のところに限らず、農
業というのはもうかるんだよとか、こういう大
きな宮崎県の柱の中で目指す方向もこうなんだ
よ。だから、農業産業というのは、今法人経
営を中心にさまざまな角度で期待されておるし、
宮崎県でも伸ばしていかないといけない産業分
野でありますから、そういう人材をしっかりと
つくっていくためには、教職員の皆さん方も
もうちょっと熱意を持って、農業高校に限らず、
普通高校でも優秀な人材が農大あたりにどん
どん行ってくれるといいかなという思いでいつ
も考えてるんですが、その辺の基本的な考え方を
ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○飛田教育長 おっしゃるとおりだと思います。
それで、魅力づくりを農大とどう連携しながら

やっていくか。今、農学部長を初め、うちから
大分出向させております。それから、農業高校
3年間だけでそういうスキルが子供たちにつく
かということ、やっぱ5年間見通すと非常に大事
な役割をする。農業というのは6次産業に限ら
ず、自営をするというような社長をつくるとい
うような意識をどうやってしていくか、あるい
は集落営農とか農業法人にしても核となるよう
な人材をどうつくっていくかというような非常
に問題意識を持っていますので、今後も農政、
農大と連携を強く持っていきたいと思いま
す。以上です。

○山下委員 327ページの新商品等の研究の中
で、試作・商品化で9点と表示がしてあります
けども、いわゆる、この出口の問題、売り先で
すよね。学校でつくるものですから、わずかな
量であるし、試作的なものなんでしょうけども、
やっぱり子供たちに大事なことは、つくったも
のがどう消費者の期待があったり、何を求めら
れたかとか、そこまでの検証が一番大事だろう
と思うんですよ。そういうので評価があったら
ちょっとお聞かせいただきたい。

○川越学校政策課長 つくった商品、開発強化
のための学習ということで、生産、それを加工
し、流通販売と。一つのフードビジネスという
サイクルの中で利益を上げられる農業、製品の
販売ということになるかと思うんですが、そ
ういった中で商品開発の強化で先ほどの話は、
商品化で9点ほど各学校が作成しているとい
うこと。それと、流通販売強化の学習につつま
しては、先ほど県内外の各方面の関係機関と連
携をしているということ。もう一つ上げられる
のは、企業等による指導・助言というのがござ
います。例えば、宮崎農業高校ではお菓子の田
園から来ていただいているとか、高鍋農業高校の

場合はミヤチクの都農加工センターの所長さんが来て指導・助言を与えると、農業高校につきましても、農事組合法人のきりり農場の方が来られたり、それぞれの各学校でつくった製品等において、企業による専門的な指導・助言を行っているところがございます。

○山下委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。終わります。

○徳重委員 二、三お尋ねしてみたいと思います。

先ほども山下委員から質問のあった育英資金のことなんですが、約36%返済してない人がおると。これは大変な数字じゃないかなと思ってらるんですよね。なぜならば、もう3分の1以上の人が、これから借りようとする、修学しようとする人たちに与えられないという理屈になるのかなと思うんですよ。これを解消しなきゃいけない。しかし、私、やっぱり貸すときの責任、自分の金を貸すと思って貸してもらわないと、公のもんだから貸しとれば何とかなるのよと、もう事務処理はざっとしていけばいいんじゃないかというような意識がもしもあるならば、許される話ではないという気がしておるわけなんです。それで、やはり徹底的に回収の努力をしなきゃいけないということを申し上げておきたい。行政の場合は誰が責任をとるのか。責任の所在がはっきりしないような気がするんです。担当課なのか、あるいは教育長なのかわかりませんが、どこが責任をとってこの処理をするのかということが少し曖昧じゃないかなという気がしてならないんです。

ところで、いろんなことがあると思うんですが、私は前、浄化槽の法定検査のことで何回か質問をした経緯があるんです。そこでも100%に近い法定検査料を取ってるところもあるわけで

すよ。だから、これは全国的な組織ですから、例えば、九州各県で宮崎県の回収率というのがどの位置にあるのか。また、全国ではどの位置にあるのか、ちょっとわかれば教えてください。

○田方財務福利課長 先ほど、宮崎県の状況は64.1%とお答えしたんですけども、全国の状況としましては、25年の7月の調査になりますので、24年度の数値になります。全国の返還率は64.6%となっております。それと、九州各県の状況で申し上げますと、これも24年度の数値になりますけども、全県ちょっと申し上げますが、福岡県が69.55%、佐賀県が79.82%、長崎県が86.06%、熊本県が86.64%、大分県が79.65%、鹿児島県が75.02%、沖縄県が81.14%という結果で、宮崎県がやはり一番低いという形になっております。

○徳重委員 私は、このことがやっぱり意識の問題かなと思ってらるんですよね。九州各県でも福岡のようにたくさんの人口を抱えて、お金も相当な額になってると思うんですけど、それでも70%ぐらいいってるわけですね。長崎県は86と、鹿児島も75、沖縄でさえ81と。この数字を見たときに、やはり何とかしなきゃいけないと本当に思うんだったら、これどっかで何らかの方法を。どういう形でほかのところは回収率がいいのか。そういったものを研究された経緯があるもんですか。

○田方財務福利課長 この九州各県の状況につきましては、各県持ち回りで、毎年、奨学金に関する担当者の会議というのをしております。今年度は宮崎県でやるんですが、その中で各県の状況をお伺いをしながら、各県がどんな取り組みをしてるかということ参考にして、やはり各県もこういう滞納の状況は苦しんでるところがございますので、そういうことを話し合い

ながら各県のいいところを取り入れていくということで研究をしてるということでもあります。

○徳重委員 25年度の県民給与所得も全国最低になったという報道がなされたことは事実ですね。どうも宮崎県、何もかもびりに近い状態。例の法定検査だってそうですが、九州でもびり、一番低いわけです。どうも何か一つ、どの分野においてもやっぱり九州一になるぞというような意識改革を全体でしていかなければ。先ほど農業の問題もおっしゃいました。農業は生産額も多いんだけど、二次製品にして売る場合はずっと鹿児島より下だという理屈ですね。どっからどう考えても、何か一つ問題があるんじゃないかなろうかと。私は、これは意識の問題だと。相当お互いに意識を持って、まず九州一になるぞという気持ちが県庁全体にもなければいけないんじゃないかという気がしてならないんですよ。一事が万事とよく言われます。私はそうだと思うんですよ。だから、そういうことを考えたときに、この問題はぜひともしっかりと取り組んでいただかないと、これから受けようとするあの子供たちに対して迷惑な話ですよ。それを担当してる皆さん方が、俺はもう終わったんだからいいということになったら、もう将来どうにもならなくなると、私はこう考えてますが、教育長、ちょっとお答えいただきたいと。

○飛田教育長 委員がおっしゃるのと全く同じ感覚を持っております。それで、言葉を選んで言わないといかんと思うんですが、やれることはよそに学んで何でもやろうということで、さっき法的措置をやるという話をしましたが、それまでに手を打ってなかったことを改善を幾つも図ってきております。そういう法的措置もそうですが、口座振替も、そしてコンビニ収納にも手を出したいということをお検討しております。

そういうことをしっかりやっていって、やっぱり社会人として責任を果たすようなことを含めて指導すべきだと思います。高きを目指すということはほかの教育のことでも同じで、例えば運動スポーツ習慣のテストでは九州1位でありますし、いい子供が育つランキングでも全国1位、全国1位、全国2位というような状況ですので、いろんな分野でやっぱり宮崎のよさを生かしながら高きを目指す取り組みを今後も進めたいと思っております。

○徳重委員 ぜひ一つ前向きにしっかりと取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

もう一つ、文化財のことについてちょっとお尋ねをしておきます。350ページなんですけど、文化財課の埋蔵文化財のことでちょっとお尋ねをしたいと思います。予算が2,200万程度消化されておりますが、この発掘調査の、これは東九州自動車道だけではないと思うんですけども、東九州自動車道の関係はこの金額の中でどれぐらい入っているものでしょうか。2,207万9,000円の決算額が示されてますが。

○大西文化財課長 置県130年記念の埋蔵文化財資料活用促進事業の件でございます。この事業につきましては、東九州自動車道というよりも、埋蔵文化財センターの収蔵資料の整理が入っております。

○徳重委員 その埋蔵文化財というのは、東九州自動車道を、ここにも書いてあるわけですけど、これが終わったということですから、その整理費用というのも入っているんじゃないですか。入ってないんですか。

○大西文化財課長 この130年記念、2,207万9,000円の事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金の事業を活用いたしまして、今まで収蔵し

た資料の整理ということで整理作業員を雇った事業でございます。

○徳重委員 そしたら、ずっと調査をされてきたと思うんですが、25年度には高速道路の埋蔵文化財についてはほとんどもう終わって、なかったという理解でいいですか。県内にそういうのはないんですか。たくさんありますよね。高速道路あるいは大型開発のときの文化財の調査を必ずしなきゃいけないと、こうなってますよね。そういうのはどこに出てくるんですかね。

○西村主査 これは351ページの⑤のところで、「発掘調査が終了したことから」と書いてるところとつながっていると思うんですが、その発掘調査したものはどのように展示されて、それが決算のどの部分なのかをお答えいただければ、わかりやすいと思います。

○大西文化財課長 東九州自動車道の予算につきましては、東九州自動車道発掘調査というのをやっておりまして、その中で25年度決算で*926万6,000円ほど支出しております。

○徳重委員 25年度決算で926万6,000円とおっしゃいましたが、これは何カ所の調査費用ですか。どことどこか場所を教えてください。

○大西文化財課長 東九州自動車道につきましては、発掘調査は終了いたしております、25年度は報告書作成等に要した経費でございます。

○徳重委員 わかりました。そしたら、あと、東九州自動車道も清武から北郷、日南のほうをやっておりますね。さらに私たちの都城志布志道路も一生懸命やっていたいております。あるいは大型開発のところもあろうかと思いますが、ほかに25年度はなかったんですかね。

○大西文化財課長 埋蔵文化財保護対策費といたしまして、25年度決算額で6,927万6,000円ほど支出させていただいております。

○徳重委員 それはどこに数字が出てくるんですか。

○大西文化財課長 決算特別委員会資料の27ページをお願いいたします。この中の(目)の文化財保護費の中で埋蔵文化財保護対策費が入っております。27ページの文化財保護費の中のここに節が書いてあるんですけども、その中で…。主に委託料等に入ってるものでございます。

○徳重委員 今おっしゃいました6,927万というのと、ここでは4,970万ですがね。

○大西文化財課長 10分の10の国費からの委託料がまずありまして、そのほかに、賃金とか旅費とか使用料、その他もろもろが入っております。

○徳重委員 わかりました。それで結構ですが、25年度に行った箇所がわかれば教えてください。

○大西文化財課長 *都城志布志道路につきましては、梅北地区を行っております。それから、あと国交省がやっております都城インターチェンジから五十町インターチェンジまでの区間の調査作業を行っております。

○徳重委員 金額はわかりますか。2つを教えてください。

○大西文化財課長 都城志布志道路につきましては、*6,645万4,201円を支出しております。

○徳重委員 国は。両方ですか。これは国の直轄と県単とあるんですが。

○大西文化財課長 ちょっと時間をいただけないでしょうか。済みません。

○徳重委員 わかりました。

○高橋委員 順番にいきます。まず、財務福利課。先ほどから話題になってますが、育英資金の関係ですね。九州各県の納付率を聞いてびっ

※67ページに発言訂正あり

くりしたんですよね。20ポイント開きがありますよね。だから、もしかして、そのところは不納欠損処理とかしてやる分母のところを整理してるんじゃないかという気がするんですよ。宮崎県の場合、そういった不納欠損処理をされてるのかどうか。

○田方財務福利課長 まず、不納欠損処理の前段階として返還免除というのがあるんですけども、この返還免除といいますのが、例えば育英資金の貸与を受けた者が死亡した場合、その場合には、貸与を受けた育英資金を返還することができなくなりますから、育英資金の返還の債務の全部または一部を免除するという措置をとっております。本人が死亡した場合に限るんですけども。その本人の死亡の場合でも、死亡する前に借りていて返してない金額は、それは免除いたしません。死亡された以降に返還を行わなければならないものは免除するというようにしておるところであります。

それと、今おっしゃいました不納欠損処理についてでありますけども、不納欠損処理につきましては、宮崎県としてはその返還免除という形でやっております。育英資金の返還金というのが次世代の資金になるということから、不納欠損処理をしますと、その分貸し出すお金が減っていくということになりますから、不納欠損処理は行わない方針ということでやってきてるところであります。

○高橋委員 お気持ちはわかりますけど、結局取れないものを請求したってそれは無駄な労力だと私は思うんですよ。例えば、亡くなった方、滞納して残っている分は請求するというようにしたよね。それはいわゆる連帯保証人にいくことになるのかな。もうちょっと丁寧に整理しますけど、自己破産もありますよね。結局、連帯

保証人まで自己破産する場合がありますよね。そういうところはもう請求できないと私は思うんですよ。そういったケースとかはないんですか。

○田方財務福利課長 今おっしゃいましたように自己破産される、本人が破産されるということはありますし、連帯してその保護者の方が、親が不納欠損になるということはあるんですけども、ただ、第一保証人、第二保証人というのをつくっておりますので、あくまでもその保証人がいらっしゃる限りは、第二保証人のほうに請求をするという形になっていきます。これは連帯保証人になっていただいた段階でそういう説明はしておりますので、あくまでもそういう形でのことをやってるということでもあります。

○高橋委員 一番古い滞納分というのは何年前の分ですか、教えてください。

○田方財務福利課長 しばらく時間をいただいてよろしいでしょうか。

○高橋委員 そしたら、次の課にいきますね。学校政策課です。主要施策の成果の報告書で322ページの若人の絆！復興支援、23年の東日本大震災の関係の復興支援ですが、シクラメンの配布をされてますよね。鉢物がいいからシクラメンなのかどうかわかりませんが、冬の花ということで、なぜシクラメンかということ。あと特定の学校に偏ってはいないのかなというそういう疑問もあったりして、いわゆる農業高校で生産をしてますよね、多分代金を支払ってらっしゃると思うんですよ。学校の収入にもなるわけで。そういったところをもう少し詳しく教えてください。

○川越学校政策課長 まず、なぜシクラメンかということですが、この若人の絆！復興支援で宮城県の亶理郡の山元町に、12月5日から8日

にかけて行っております。その季節に一番合う植物ということでシクラメン。さらに各農業高校でシクラメンの栽培をしておりますので、生徒たちが日ごろの学習の成果をそういったもので広げていくということで一番いい植物だということでシクラメンになっているというふうに思っております。

もう一つですが、学校に偏っているかというのは、農業高校につきましては、全ての農業高校から892鉢、平成25年度は宮城県山元町内の仮設住宅にシクラメンを892鉢配布しております。代金につきましては、ちょっとお時間ください。

○高橋委員 買い上げてるんですね。

○川越学校政策課長 そうでございます。

○高橋委員 わかりました。鉢物となると限られてきますから、思いつくのはポインセチアとかそんなのがあるのかなって。例えば、特別支援学校はつくってるかな、障がい者施設が結構つくってますね。わかりました。これも続けていかれるんだろうと思いますから、よろしくお願ひします。

あと、旅費の関係で何か執行残、先ほど押川委員も聞いてらっしゃいましたけど、結局旅費というのは、何でもそうですが、いわゆる旅費単価というのがあって、何人分というやつで多分それで予算要求されてそれが決定されるわけでしょうから。結果的に不用額というのは、求めた人数が参加がなかったということで理解していいんでしょうか。例えば、学校政策課でいくと、意識が変わる・行動が変わるとか、さっきおっしゃってましたね、何か2つほどの事業で執行残が出ましたという説明が冒頭あったと思いますが。未来を拓く高校生就職支援ですね。この分野でも何か執行残とおっしゃってました。

○川越学校政策課長 先ほど申し上げた分では、

例えば、防災教育指導者養成研修の旅費ですが、そのときの不用額について若干説明をさせていただきました。内容につきましては、当初、小中高の学校の先生方436名になるんですが、2日間の計画をしておりました。それは24年度が危機管理課等からの指示もありまして、2日間の研修を行っていたわけですが、25年度は1日でもいいということで減らされた形で大幅な余りが出たということになります。

○高橋委員 わかりました。ちょっと多いですから、次いきますね。324ページですけど、施策の進捗状況のところちょっとお願いと申しますか、問題提起になればまた検討いただきたいと思うんですが。この目標値の定め方なんですけど、数値であらわしていいものと、あらわしにくいものがあつたりするんですね。きのう、私、警察本部に交通事故死を41人目標とかしてるから、ちょっと待ってくださいと。死亡41人あらかじめ置くというのは、ちょっといかがなものですかということで、いろいろと検討してくださいねということで問題提起しましたけども。例えばわかりやすく言うと、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合、みんな思っただけでほしい、100%。7割でいいわけじゃないですよ。次の市町村の自分のふるさとが好きだということも、みんな好きになってほしいから、目標87じゃいかがなものかな。そんな疑問を持ったもんですから。数値的に妥当なものとはそうじゃないもの、数字を明確に載せられないものはあるはずですから、その辺をちょっと検討いただきたいなと思います。

次いきますね。そういう意味では、327ページの、まずここで下のほうに目標値がありますが、これも間違いなく100ですよ。1割は落ちこぼれがおつてもいいんだわというのが宮崎の教育

じゃないですよ。そういう意味では、これは100だと私は思っています。

それで、これ中学3年生の割合というふうになってますけど、このページの施策は高校生がほとんど対象だというふうに、見て思ったものですから。それで中学3年生の割合がここに進捗状況で出てるものですから、この整合性をちょっと教えていただけません。質疑の意味はわかりますかね。

○西村主査 時間かかりますか。

○川越学校政策課長 この部分で、自立した社会人・職業人を育む教育の中におきましては、小学校、中学校、高校も含めた部分もございます。その中において、中学校3年生の割合について、そこに実績数として目標値も含めて出しているというふうに思っていたければいいかなと思います。

○高橋委員 私が申し上げた意味は、326、327ページに事業がございますけど、ほとんどの事業が高校生を対象にした事業だというふうに受けとめているんですが、その割には下の進捗状況の問いが中学3年生の割合というふうになってるものですから、高校3年生なのかなと思ったりして。

○川越学校政策課長 確かに高校を対象とした事業がほとんどなんですが、一つだけ、自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業につきましては、小中高と合同でやっているところがございます。その部分を含めて中学校になっているというのはありますが、このあたりの整合性も含めまして検討させていただきたいと思います。

○高橋委員 わかりました。続けて。特別支援教育室にいけますね。331ページ。特別支援学校医療的ケア実施ということで、看護師配置を9

校20人配置いただきまして本当にありがとうございます。支援学校は13校ございますよね。例えば都城の聴覚支援とか、そこは看護師は必要ないんだよということで理解をしていいんでしょうか。

○坂元特別支援教育室長 医療的ケアの必要な学校に配置するという事ですので、医療的ケアの子供がいるところということになります。さくら聴覚支援学校にはございせんので、いないということでもよろしいと思います。

○高橋委員 4校は医療的ケアの子供がいない特別支援学校ですよということで理解していいですね。

○坂元特別支援教育室長 そのとおりございます。

○高橋委員 教職員課です。334ページ。先ほど、スーパーティーチャーの質疑もありましたけど、委嘱教員数が毎年出ているはずですから、これはトータル的にはふえ続けますよね、ふえますよね。私はそういう理解をすべきでいいと思うんですよ。たまたま26年は18名ですよということで、ふえている状況でないとおっしゃいましたけども、総体的にスーパーティーチャーはふえているということで理解をします。

そこで、また施策の進捗状況になるんですけど、これは目標といいますか、この項目にありますように、授業公開に参加した教職員のうち、そこで学んだことを踏まえて授業改善を図った者の割合、図ってない人がいるということじゃないですか。だから、教職員課としてもいろいろ悩ましい部分なんだろうけど、私たちは全てスーパーティーチャーと思ってます。私たちが子供のころは、先生はもう神様だと思ってましたから。だからスーパーティーチャー制度ができるときも、私、ちょっと疑問があったんで

すけど。スーパーティーチャーは全ての先生がそのスーパーティーチャーになってほしいというのは、多分教育委員会にあるはずですよ。だから、ここは何かうまくできんもんかなと思って、ちょっと表を見ながらですね。なれなかった人はどういった対策をとるのかということ。今度は逆に問わないかんです。改善を図らなかった人。その対策まで問わないかんですから、そこは課長どうですか。

○西田教職員課長 確かに今おっしゃったように、この表現で見ると、授業改善を図ったというところを書いてありますので、図らなかったのがあるんじゃないかという感じもあります。具体的にどんなことをしたのかというのを書いていただいたのが、この91%ということでありまして、受けただけでも当然意識は変わってるんですが、その具体策がなかったということで。ただ、言われたように、そういう人に対してはしっかりとした指導が必要だというふうに思っております。

○高橋委員 ひとつお手やわらかによろしくお願ひしたいと思ひます。生涯学習課にお尋ねします。336ページの県民総ぐるみ「学び」の推進ということで質疑もあつたわけですけど、答弁に、前から取り組んでいるところもあるんだよということで説明もありました。私が見るからに、ほとんどの市町村のほとんどの学校で学校支援をやってらっしゃる認識でおります。私も通勤途中とか、あるいは私がふだん地元におる中でも、早朝から高齢者を中心にいろんな支援をやってらっしゃいますから、13市町村の35本部というくりがあるんですけども、これは補助の対象の数でしょうから、認識として、26市町村のほとんどの学校でやっていらっしゃらないんでしょうかという問いです。

○村上生涯学習課長 御報告申し上げましたのは、今委員がおっしゃるように補助事業に取り組んでおるところでございます、どこの学校でもやってるんじゃないかということにつきまして委員のおっしゃるとおりでございます。現在、それぞれの地域の特性に応じまして、地域支援ボランティアの方々がいろんな形で学校の支援に当たっておるという実態はございます。補助事業がないと、その学校支援のシステムはできないのかということにもつながるようなことだと思ひますが、もともとこういふことは広く行われておつたことを文部科学省のほうで、いわゆる地域の方々いろんな人がおると、学校の求めもいろいろな要求がある、これをつなぐコーディネーターという存在を1人置いて、その人に対する謝金等が委託の補助金の主な分になりますけども、そういったシステムをつくっていく上で非常に合理的なやり方があるということ。システムを示してこの補助事業に取り組んでおるということでございます。それぞれの市町村のやり方でいろいろ取り組まれておるという認識です。

○高橋委員 今後も御指導よろしくお願ひいたします。

続けて、生涯学習課。隣のページのみやざき「親学び」プログラムを作成したところまではいいんですが、その後の活用を報告いただきたいと思ひます。

○村上生涯学習課長 昨年度、プログラムができて、実はこのプログラムは、みやざき家庭教育サポートプログラムというふうになまえを変えました。現在、これを広げるためにトレーナーを養成してございまして、そのトレーナー養成につきましてもほぼ終了し、全県下で100名を超えるトレーナーの方を養成をいたしてござい

す。この方々がこれから広くいろんな場面におきましてこのプログラムを展開していくという計画であります。このプログラムがいかに展開が広がるかということが、これからの家庭教育支援の私どものやってる事業の中での展開の大きな部分になりますので、このトレーナー制度ということに、これまで今年度の前半戦は力を入れてまいってきたとでございます。

○高橋委員 要するに、このトレーナーというのは、県内に散らばっていらっしゃるといことで理解していいですよ。

○村上生涯学習課長 全県下くまなく広がるようなことを計画しながら、教育事務所3事務所におきまして、それぞれのエリアごとにトレーナーを養成しております。

○高橋委員 わかりました。生涯学習課、最後ですね。図書館のことが出ましたけども、私は、知事のあの発言は正直いってかちんときました。多分、生涯学習課長はぎりぎりまで予算要求を粘って、妥協せざるを得なかったのかなと。それを手のひらを返すように、県民の話題で来年また戻すと、それはちょっといかななものかと、私はあの知事の発言を聞いて感じたんですよ。もちろん私どもの当初予算に対するチェックの甘さも反省しつつ、教育委員会制度の改革も今論議されてまして、もう決まりましたよね。私はそこに何で教育委員会制度があって、教育委員会の主体性をしっかりと認めてきたか。やっぱり政治的中立、時の首長が変わることによって教育の方針が変わっちゃだめですよ。またこれ知事がかわって、図書館費の予算が削られることもあるかしらんとですよ。だから、今度の知事の姿勢というのはちょっと私は疑問でした。むしろ教育委員会の改革をするのであれば、予算権を上げたらどうですか。逆にそ

ういうことを私は申し上げたいなと思って、先ほどたまたま話題になったからちょっと申し上げたところであります。図書館はふえてますよね、人も貸し出しもふえてますわ。

○村上生涯学習課長 予算につきましては、全体の調整の中でこのようなことになっておりますが、図書館全体の取り組みを示すいろんな数値がございますけども、利用者数とか貸出冊数とかの部分におきまして、県立図書館の取り組みが非常に伸びてきておるといふふうに捉えてよろしいかと思っております。

○西村主査 先ほどの問いに対してはいいですか。

○田方財務福利課長 先ほどの一番古いものはっていうことなんですけども、昭和47年で、これは宮崎県が独自にやっておりました宮崎県育英資金の返還金であります。

○高橋委員 ちなみに額をお願いします。

○田方財務福利課長 この47年の事例は延滞金のみということで、金額が*11万8,607円ということになっております。

○高橋委員 47年、延滞金のみで11万8,607円ということですけど、元金は払ったということですか。

○田方財務福利課長 昭和47年ですけど、元金は支払っていただいたと。ただ、延滞金そのまま支払っていただいてないということで、近年で見ますと、この方は2012年の11月に延滞金を一部お支払いをいただいております。

○高橋委員 頑張ってますね、教育委員会は。

最後にしますけど、やっぱりいろいろと分析をしてもらって、先ほどありましたように仕事についてないとか、今後つく予定であれば、これはもちろん取れますけど、病気でもう職場復

※67ページに発言訂正あり

婦も無理だとか、あるいは第一保証人、第二保証人がかなり高齢で連帯保証人の体をなしてないということとか、そういったところの整理も私はしていいんじゃないのかなと。今度、九州各県のそういう意見交換会があるのであれば、それぞれ学べるところは学んでいただいて、整理すべきところは整理していただいていいんじゃないかなと思います。

○田方財務福利課長 そういう実態を把握するために債権管理員が県内をくまなく、県外にも行くわけですが、債権管理員のほうでその生活、生業についてなのか、連帯保証人の方はどうなのかというのも調査をしています。その中でやはり苦しいということであれば、返還の猶予をお勧めしたり、そういうことで今やっているところでもあります。ただ、一つは、返していただけないと、もう貸すお金がなくなるということは確かでありますので、そういうこともありますから、もう返さなくてもいいんだという意識をしてもらうことだけはしたらいけないんじゃないかなということは考えておるところです。

○高橋委員 わかりました。

○飛田教育長 先ほどの高橋委員の認識に対して私も同感です。少しだけ補足をさせていただこうと思うんですが。実は、教育委員会で第二次教育振興基本計画をつくりました。県民の皆様方にどういうイメージでそれをつくったかということで、10の目標というのをお示ししました。5つずつ読ませていただきますが、「挨拶ができる子供日本一」「思いやりの心を持っている子供日本一」「将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている子供日本一」「ふるさとや社会に貢献したいと考えている子供日本一」「世界の出来事について関心を持っている子供日本一」「生涯を通じてみずからを高めている県民日本

一」、日本一ということは比較はできないんですが、全員がそうあってほしいという願いであります。

一方、主要施策のこの冊子につきまして、現実的な施策をどうするかということで書いてあるというので、認識論としては委員と同じ認識を持っておりまして、全ての子供がそういう目標を持ってほしいと。

それから、もう一つ、調査項目につきまして、既存のアンケートをとったりしてるので、先ほどの不整合感が出てきたりしておりますが、また今後工夫をしてみたいと。

○高橋委員 ありがとうございます。私の全ての要望を聞いてくださいということではなくて、一応問題提起として検討できる部分があればぜひ直していただきたいというやわらかい要望ですんで、よろしく願います。

○田方財務福利課長 先ほど、私、11万8,607円と申しましたが、11万8,603円の間違いでしたので訂正をさせていただきます。よろしく願います。

○大西文化財課長 先ほど徳重委員の御質問で、都城志布志道路の経費の件がございました。訂正等をさせていただきたいと思えます。

まず、国交省の分につきましては、今年度事業をやっておりまして、昨年度はまだ用地買収等が終わってませんで事業をやっておりませんでした。訂正させてください。

それから、県分につきましては、金額が6,467万2,335円でございます。

それから、もう一件訂正なんですけど、東九州自動車道の発掘調査につきましては、決算額が926万5,000円になります。お願いいたします。

○西村主査 よろしいですか。

○徳重委員 スポーツ振興課長にちょっとお尋

ねします。348ページの施策の進捗状況の中での成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率というのがここに数値を上げてあるんですが、どういう調査をされてこういう数字が出てくるのかなと、ちょっと疑問になったもんだから。この数字の中身というんですかね、どういう形の調査をされてこういう数字が出てきたのかをちょっと教えていただけますか。

○日高スポーツ振興課長 県で一括で行っております調査の中で、一緒に週1回以上30分以上の実施率もあわせて調査をしていただいた結果がここに反映されております。

○徳重委員 どういう人を対象にこれ調査されたんですか。

○大西総務課長 指標につきましては、総合政策課の所管になっております県民意識調査というのを毎年やっておりまして、いわゆる無作為抽出でアンケート調査を行っております。その中の項目の一つというふうに理解をしていただければありがたいと思います。

○右松副主査 まず、決算に関係ありませんけど、懲戒処分につきましては全国に配信されますので、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが、ヤフーのニュースのトップに、あそこは六、七行しかなくてめったにあそこに載ることはないんですよ。あそこに載って全国に知れ渡るような状況になりました。掲示板とかもつくられてて、教員本人の顔写真もほかの教員と一緒に載せられるような、そういう事態に発展していったわけですよ。この容疑者が講師ということでありまして、本県の講師の任用、採用のあり方についてちょっと伺いたいと思っておりますが、県内の公立学校に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員、括弧で、講師並びに養護助教諭であるとか実習助手であるとか、

これは県の申請書をダウンロードしてきたものなんですけれども。臨時的任用講師等の希望者の登録についてということで、これも県のホームページから持ってきましたが、この中に本県の公立学校では産休補充であるとか、それから育休の補充等で一定期間、臨時の教職員を必要とする場合に、期限つきで臨時的任用職員あるいは非常勤教員を任用する制度がありますということで、そこはいいんですけれども、2行下に、「本登録は、例年希望者が多いため、登録されても希望どおりに任用されない場合があります」ということで、ここに太い棒線が引っ張ってあります。この希望登録者、現在どういうふうな人数であるのか、そして、この容疑者が何名の枠で採用されたのか、そこをちょっと教えてください。

○西田教職員課長 しばらく時間をいただけますか。

○右松副主査 決算のほうに移りましょうか。そしたら、主要施策の報告書について、順を追って伺っていきたいと思います。

まず、これが財務福利課なんですけど、317ページなんですけども、県立学校の緊急耐震対策ということで100%完了ということで大変すばらしいなというふうに思っております。そして、私が伺いたいのは、市町村教育委員会の公立学校の耐震化率と、そしてあわせて避難所に指定されている学校の数がわかれば、ちょっと教えてください。

○田方財務福利課長 公立小中学校の耐震化の率でございますが、これは平成26年4月1日現在の数字で申し上げますけれども、市町村立学校の対象棟数1,705棟で耐震対策済み棟数が1,610棟、耐震化率は94.4%となっております。

お尋ねは、その小中学校の避難所としての指

定という数でしょうか。

26年の7月の調査でございますけれども、小中学校全学校数は373校で、避難所に指定されている学校が322校ということになっております。

○右松副主査 実は文科省で成果指標フォローアップということで全てここに全国の数字が出てくるんですね。その中に公立学校の耐震化率、宮崎の94.4%というのは非常に高いというふうに思います。ちなみに全国平均で小中学校が88.9%、それから高等学校で86.2%、そして幼稚園で79.4%でありますので、94.4%は非常に高いのかなと思ってます。

そして、その中でもう一つ、調査項目が幾つかあって、その中に避難所に指定されている学校の防災関係施設設備の整備状況についても調査が文科省のほうでされており、これは国立教育政策研究所というところの学校施策の防災機能に関する実態調査という中で出てまして、これも年度、24年、25年ということで上がってきてるんですね。ちなみに防災倉庫、備蓄の倉庫が設置されている学校が41.7%、これが25年度直近です。それから、非常用の通信装置が設置されている学校が、平成25年度で46.8%、そして停電に備えた自家発電設備が設置されている学校が25年度で34.2%であります。全国平均が今の数字でありますから、これは問いませんが、ぜひこの322校ということで避難所に指定されておりますので、ここの防災設備の設置状況、これを全国平均以上に持って行ってもらえればありがたいなというふうに思っております。以上でこれは終わります。

続きまして、学校政策課で幾つか伺いたのですが、324ページ、先ほど高橋委員のほうからお話があったところでありますけれども、私もこの数値目標をちょっと触れさせていただきたい

というふうに思っております。確かに100%ということで私も同感でありますけれども、現実施策として、全国の指標と比べたときに本県がどうかということで、これは文科省のほうで数字が出ておりますので、それと比較をさせていただきますと、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が目標値を超えてると。私は単純にこれは頑張っ、確かに年度順でいくと64%から始まって、しっかりと頑張っておられた結果が25年度にきてると。そして、26年度の目標値も70%を超えておりますので、これも評価させていただきたいと思っております。

ただ、これが全国調査、全国平均がどういうものなのかなというふうに、ちょっと調べさせていただいたんですが、平成25年度の全国学力・学習状況調査の結果でいくと、小学校が25年度で75.8%、これが全国平均ですね。それから、中学校になるとちょっとこれが落ちてしまう、10ポイントぐらい落ちて、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が66.6%。これでいくと小学校と比較をすれば、全国平均にはやはりまだ到達していないというふうな、どうしてもそれはシビアに見るとそうなるということでもありますけれども、ここは児童生徒ですから、合わせた平均値ということでよろしいのでしょうか。73.5%は、小学校それから中高という形で出された数字でしょうか。

○川崎学校支援監 これは*小中学校だけでございます。

○右松副主査 73.5%ということで、先ほど申し上げましたように、これは評価させていただきますので、ぜひ目標値を今後さらに高めて、100%を目指すような形で頑張っただけであればと思っております。

※79ページに発言訂正あり

それから、327ページの先ほど高橋委員のほうから出ました、将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合。これは、私もちょうど教育長がお話をされた、それを言おうと思ってたところなんです。第二次教育振興基本計画の中に10の項目がありまして、100%を目指すということですので、これはちなみに全国平均が73.5%なんです。小学校でいくと87.8%なんです。だから、全国平均の73.5%からすると、本県の夢や目標を持っている生徒の割合というのは高いのかなと思ってますので、ぜひ目標数値も高く設定して、100%を目指してさらに頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それから、次に生涯学習課ですね。337ページであります。これもどうしてもこの成果報告で数値が出てきますので、その真ん中の地域の一員としての自覚を持ち地域の活動に積極的に参加する子供の割合について、55%ということで、これは非常に地域と教育を考えると、もっともっとパーセンテージが上がる必要があるのかなというふうには思っています。その中で、これも全国平均と比較をさせていただいたときに、児童が61.7%、そして生徒が41%でございますので、平均値をとれば全国平均ぐらいなのかなというふうに思っております。今後、60%ということでもありますので、これを引き上げていく中でお考えがあれば伺いたいと思います。

○村上生涯学習課長 学校地域支援本部とか放課後子ども教室、これはまさに学校支援ボランティアといいますか、ボランティアの方々との触れ合いということが展開される場面でございますが、こういった取り組みが補助事業以外にも積極的に随分行われるようになっております。

また、先ほどの御質問の家庭教育サポートプ

ログラムと、親学びのプログラムですが、これにつきましても、もう学校におきましては家庭教育学級とかPTAの研修会、市町村では就学時健診とか乳幼児健診等、いろんな団体の中で地域とのかかわり合いというようなことをプログラムの中に入れてございます。これは、参加体験型のプログラムで高校生が直接研修に参加したり、親御さんが参加して、そういったことを話し合いながら学びとっていくというプログラムですので、こういったことを通じて少しでもこういう数字を上げてまいりたいと考えております。

○右松副主査 今回の9月の一般質問で、時間の関係で触れませんでしたけど、やっぱり家庭教育とそれから地域の教育というのは非常に重要でありますので、ここは頑張ってもらいたいというふうに思っております。

最後に、スポーツ振興課に伺いたいと思います。これが345ページなんですけど、全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回る項目の割合ということで70.6%という実績値が出てます。目標値が90%ということで、これだけ見ると、あつというふうに思ったんです。ただ、私のほうで、また文科省の調査をしたものを調べてみましたら、70%という数字がひとり歩きするような印象を私は受けました。頑張ってるのかなと。ただ、やはり運動する子としない子の二極化であるとか、あるいは女子生徒、いろいろ課題はあるのかなというふうに思っております。この分析も私からすればちょっと、もし目標数値90%に持って行くのであれば、もう少し分析の成果の書き方があるのかなと思っております。というのは、傾向と対策を考えたときに、これは8種目でありますけれども、例えば8種目それぞれの全国順位が、宮崎の立ち位置

がどこにあるのか、どこに力を入れていけばいいのかというあたりが、やっぱり傾向と対策が出てきますので、そのあたりのどういうふうな評価をされておられるのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○日高スポーツ振興課長 この70.6%という数字ですが、数字としては、今九州ではトップの成績であります。あと全国でも上位に位置しております。ただ、この数的な評価の仕方ですと、0.01ポイントでも平均より下回ったりとか、0.1でも下回ったりすれば下回るということになってしまいますので、今はある程度の枠を設けて、その枠内に入っているものについては除外するようにはしております。そういった意味で、一概にこの数値が、委員おっしゃるように、この結果だけで評価するのは非常に厳しいものがあるのかなと思っております。そういう意味では、前年度との比較、あるいは、経年、どういった形で本県が劣ってるのかすぐれてるのかを分析しながら、しっかりとした目標値なり劣ってるところに対する対策を毎年いろんな会議を通じたり、学校からの報告書を通じて分析して、それをまた次の年以降の対策等でそれぞれ体育担当者会、主任会等で本県の実情等をしっかり分析した結果をフィードバックして、それぞれ各学校、またすぐれてるところ、劣ってるところがありますので、学校独自にもそういった分析をしていただいて、しっかりとした取り組みをしながら、この目標数値90%に全体を引き上げようという形で現在取り組んでおります。

○右松副主査 私の調べた中では、例えば握力であるとか、それから50メートル走ですか、8種目ある中で、やはりポイントが全部出てますので、いろいろ考え方はあると思いますけれど

も、ぜひ対策をやっていただければ。

また、女子生徒の運動時間とかもやっぱり大分少ないんですよ。それでいくと、結局、要因もいろいろあり、友達と一緒にできたらやりたいとかいうのがあって、例えば、青森県では友達とペアを組ませて、それでやっておられる、体力アップで授業で組み込んでいるというふうな形もあります。いろいろと宮崎は宮崎のいい取り組みをしてみると思いますが、全国のそういう取り組みも参考にしながら、ぜひこれはまた頑張ってもらえればなと思っております。

○山下委員 財務福利課の奨学金のことについて、もう一回お聞きしたいんですけども、貸し付け条件というのは、先ほども申し上げました。返還義務ということはもちろんなんですけども、借りられる人たちの条件、例えば、いろいろ何か困っておられるでしょうから、借りられる条件があるんでしょうが、余りにも安易に貸し付けをしてるのかなと思ったりするんですけども、どういう条件があるんでしょうかね。

○田方財務福利課長 まず、貸し付けの条件ですけれども、一般育英資金とへき地育英資金というのがございます。一般育英資金のほうの貸し付けの条件を申し上げますと、まず、本人の生計を主として維持する方が宮崎県内に居住をしていること。次に、本人が高等学校等に在学していること。それから向学心に富み、すぐれた素質を有しながら経済的理由により就学が困難であること。先ほど申し上げましたへき地育英資金も条件は同じであります。ただ、これに成績条項というのがあり、3.0以上の成績があることというのがついておりまして、僻地の場合は、平均の評定値が2.7以上でも大丈夫だと。それから、特例推薦というのも2.7以上でも大丈夫だということになっております。そういう条件

がありますので、そういう条件をクリアされた方だけに貸し出しをするということになります。

○山下委員 今、高校授業料はいくらですか。

○田方財務福利課長 月額9,900円になります。

○山下委員 私たちのころは3,000円だったような気がするんですが、大分古い話ですけど。貸し付けをする場合に、授業料目当ては僕は大体条件かなと思うんですけど、その授業料を払っていくことはですよ。そういう義務的な責任とか、ここの条件の中で経済的困窮という、そういう支援ということも項目にあったようなんですけども、それであれば、基本的に高校に行かれる場合には、やっぱり授業料が高いからとかそういうことでしょうか、もちろん、それは通学費とかいろいろ要るんでしょうけども、できればそっちのほうに充当していくような貸し付けの条件をつけたほうがいいのかと思うんですが、どうなのでしょう。

○田方財務福利課長 今高校の授業料につきましては、不徴収制度というのが2年生、3年生にありましたし、就学支援制度があって、1年生についても——2年生、3年生については全ての方々が条件なしで不徴収になっておりますので、授業料を払われるということはありません。1年生につきましては、市町村民税の額が30万4,200円を超える方は授業料を徴収します。それ以下の方につきましては徴収してないということですから、実質的にその奨学金というので授業料を払われてるということはないのではないかと考えております。

○山下委員 初めてそういう仕組みもわかりました。授業料を徴収されてない生徒さん方も大分おられると。

○田方財務福利課長 今の高校2年生、3年生については授業料は徴収はしていません。不

徴収制度というので、条件を問わずに授業料は取っておりません。それで、1年生につきましては先ほど申しあげましたように、市町村民税が30万4,200円を超える方はいただいておりますから、ほとんどの方がもう授業料は徴収してないということになります。

○山下委員 高校も授業料は要らないちゅうことですよ。

○田方財務福利課長 高校は授業料だけではなくて、例えば通学に要する費用だとか、それから教科書だとかそういうものにお金がかかりますので、そういうものに奨学金というのは使っていただくということになるのではないかと思います。

○山下委員 私は、そこの自覚の問題だろうと思うんですよ。自分たちの子供ですから、やっぱり親の義務として、子供が向学を臨むのであれば、まずは親の力で出すことが教育の哲学だろうと思うんです。だから、皆さん方がそこ辺のことをしっかりと認識をさせていくことも、貸し付けする以上は大事なかなと。だから、条件の中に何がしかの親としての義務とかそういうこともある程度びしゃっと話をしていくとか、そこ辺も大事なことかなと。でない、24年、25年対比で350名も未納者がふえてくるということは、何かの意識が欠落しているような気がするんですよ、生徒さんにしても親にしてもですよ。だから、本当に生活が大変だと、親の病気とか、そういうことはやっぱり支援していかないといけないと思うんですが、そういうシステムは福祉関係等で別にあると思うんですよ。だから、お互いにそこ辺の連携をとりながら、条件の見直しとか、返済を確実にしていくということとか、もう一回見直ししていただくありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○田方財務福利課長 今おっしゃっていただきましたように、私たちはやはり次の世代に貸せる奨学金というのの確保が一番大事だと思っております。奨学金自体は国からの移管によりまして、全体枠は来ているわけですが、それを回しながら、貸して、回収して、また貸してというサイクルをつくっていくわけです。そういう中では返していただかないとそのお金がもうなくなってしまいますから、次にやっぱり向学心があって高校、大学に行きたいという子供たちに対しての責任だろうと思っておりますので、そういう面では今おっしゃっていただいたように、返していただくことが前提でお貸しをするんです。ただ、絶対返せない状況にあるのに無理に返してくださいということは申し上げずに猶予措置とかいろんなことをしていきます。きちんとそういう意識づけをした上で貸していくということが非常に大事だと思っておりますから、各学校の奨学金担当とか、それから、今うちの職員が中学校にお邪魔して、受験をする前の子供たちを指導される先生方とかそういう方々を集めての会もやっておりますので、そういう意識づけをしっかりとやっていきたいと思っております。

○山下委員 今、社会風潮の中で言っているかわかりませんが、権利は主張して義務は果たさない。何かしらそういう社会風潮というのがいろんな面で僕はやっぱり残念だなと思うことが多々あると思うんですが、地域の中の活動とかそういうこともひっくるめてですよ。だから、これも一つの大きな問題だろうと思っておりますから、本当に大事な思いで目的をしっかりと徹底していただくとありがたいと思っておりますけど、よろしく願いいたします。

○押川委員 教職員課、20ページ、報酬の中で

支出額が7億5,000万、不用額が1,780万何がしであります。これは非常勤講師ということで先ほど説明があったと思うんですが、計画は何人ぐらいでどういう先生方を講師として——短期1年ということで多分あるんだろうと思うんですが、ここをもう少し詳しく教えていただけませんか。

○西田教職員課長 この報酬の部分でいいますと、非常勤講師と非常勤職員、あと学校医、また、教職員疾病審査委員会の委員等に支払われる給与が総額でこのような数字になっております。人数についてはしばらくお待ちください。

○押川委員 人数は後で教えてください。

それから、ちょうど昼の休憩のときに中村委員のほうから、人権同和教育室の話があったんですが、今、この同和地区っていうのはどのくらい指定とかいうのはあるんですかね。

○黒木人権同和教育室長 地区として指定をされているところというのは、国の対策事業がなくなりましたので、指定を受けてるところというのはございません。

○押川委員 私たちよりかはかなり先輩ですから、あの当時というのは、相当そういう同和関係のいろんな声というのを聞かれていますよ。でも、我々の世代から下になってくると、そういうのもなかなか聞かないし、恐らくこの同和をとられて人権教育ではいけないのかという発言だったと思うんですよ。できれば、他県あたりの状況も調べていただいて、これも次年度のことですけれども、できるならばそういうことがもう余りなければ、——教育はあってもいいと思うんですけど——名前その同和をとってほしいという要望があったというふうに考えておりますので、できればそういう方向で御検討していただくとあり

がたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○黒木人権同和教育室長 委員のお話のとおり、同和問題が完全に解決して、そして、人権教育という名前で進められるようになることが理想だというふうには思っております。ただ、現在もその同和問題というのは解決しておりませんで、インターネット上での差別的な書き込み、それから、同和地区出身者であるかないかということを知るための戸籍謄本を大量に不正取得した問題とか、そういうこと等が現在も起きております。そのために、学校でも、子供たちの発達段階にあわせた同和教育というのをしているところでもあります。

また、先ほど委員が話されたように、九州管内のところでの県の課・室等の名前を見ても、同和というものがなくなっているところはございません。全てついております。そういうこと等も含めましたところで、現在のところ、このまま人権同和教育室という形で進むのが適当ではないかというふうには思っているところでございます。

○押川委員 先ほども言いましたとおり、この同和教育をやめるということではなくて、それはもう確かにあることでしょうから、これは続けてほしい。インターネットで調べてみると、三重県とか茨城県とか、他県ではこの人権教育課というものがあるわけなんです。九州管内はないかもしれませんが、できればそういうことも含んで、今後検討していただくよう要望をしておきたいということで、教育長いかがでしょうか。いろいろとあるとは思いますが、他県でもそういうことで、同和という言葉に対するアレルギーがもうなくなってきたんではないかということも確かにあると思うんです。それをかたくなにするよりは、人権教育という

形の中での課をつくられたほうがいいんじゃないかということでの発言、そのお願いがありましたので、できれば、そういう方向で、次年度でありますから、御検討していただくとありがたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○飛田教育長 先ほど中村委員のお話聞き、また、押川委員のお話聞きながら、確かに私の子供のときの状況とか考えると随分違って来たというのは、県民の皆さんの意識が高まって来た、あるいは行政、教育、地域、いろんなどが変わって来たということは、事実そう思います。ただ、なかなかお話しにくいんですが、現実には、県内でも、そういうことで、年間にそういうケースがまだ現在残っておる状況にあります。ですから、本音をいいますと、早くとれたらいいなという気持ちは持っておりますが、ちょっとまだ微妙かなというのが正直な感想でありまして、十分そういう思いは受けとめさせていただきたいし、私もそう思いますけど、今のところはちょっと微妙なところかなというふうに認識しております。以上です。

○押川委員 室長も教育長もありがとうございました。事情はいろいろあるというふうにもう認識をいたしましたので、これ以上はもういたしません。

最後にしたいと思うんですが、冒頭、教育長のほうから公然わいせつのおわびがあったところでもあります。この決算を見る中で、そういう起きてしまったのおわびというよりは、事前に何かその対策を——総務課あたりでされるのかどうか知りませんが、何か受けた後の対策というものは、今回のことを受けてどうしようということで、何かもうそういう防止をしようという対策の……。

○西村主査 押川委員、さっきの副主査の回答

がまだなので、最後にまとめてでよろしいですか。決算のことだけさきをお願いします。

○高橋委員 全体的なことをちょっとお尋ねするんだけど、予算の流用です。ちょっと決算の調書を見たら事務局費で105万ほど予算の流用がありますよね。決算に関する調書の228ページに105万予備費支出及び流用増減ということで、教育費は105万、教育総務費ってなっているんですけど、まず予算の流用があったかどうか確認をします。

○大西総務課長 済みません、ちょっと一般論になりますけどもよろしいですか。流用そのものについては、教育委員会に限らずどの部局にもあると思います。それは、財務規則にのっとって、その規則のルール上行われるものがあるということでございます。この数字がその数字ということで、理解します。

○高橋委員 それで、私がお聞きするのは、予算を使い切るのが美德なのか、残すのが美德なのか、いろいろと見方、考え方あると思うんですけども、不用額も結構生じてますよね。例えば、さっき1,700万という報酬も出ましたけど、一番流用しやすいのが需用費とかです。多いところはたしか3,000万というところがあったと思うんですけど、高等学校管理費とか1,000万がありますよね。何が言いたいかといいますと、タイミングもあるかもしれません。早い時期の流用なんていうのはあり得ないと思うんですけども、例えば、学校の体育用具とか、不可抗力によって、もう買い換えが必要だというときに、予算を求めてもそれはなかなかつきにくいでしょう。大西総務課長が先ほど言いましたように、財務規則の中で目の範囲だったら流用できます。そういったところをどしどしやっているのか、私はやっていただきたいと思うんです。予算のや

りくりにはもう四苦八苦されていると思うんで、だから、そこは柔軟に大西総務課長がちゃんとやっているかどうかちょっと聞きます。

○大西総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。目間流用というのも、これはもう柔軟に対応できるようになっておりますし、現実、あくまでも予算はあらかじめ想定したものでありますので、やはり、予算を執行する段階においては、実態に応じた支出科目、費目によって行わなければなりません。そこは柔軟にルール上やるということでやっているのが現実でございます。

○高橋委員 他の課長もお聞きになったと思うんで、求めるものがちゃんと根拠があれば、私はぜひ流用で予算を獲得してほしい、大西課長印鑑を押すはずですから、ひとつよろしくお願ひします。

○西村主査 決算についてほかにないでしょうか。決算について、私から2点いいですか。1点、美術品等取得基金、これ毎回出るんですが、たしかしばらく使われてないと思うんです。平成元年にできまして、これまで基金で使われたことがあるのかということと、審議会等で購入するとかいろいろ検討をされるのではないかなと思うのですが、例えば絵画であるとか、彫刻であるものを、それが非常に高額だった場合に、誰がその決定権というものを持つのか教えていただきたいと思います。

○村上生涯学習課長 基金につきましては、平成元年に設置をされまして、その後、この基金によりまして、美術館開館までに、基金購入で相当の美術品を購入しております。その後、平成14年を最後にしまして、15年からこれまで10年を超える期間、基金を流用しての購入はないと。この大きな理由としましては、県の財政上

の問題ということがございまして、事実上、これまでこの基金は動いていないということでございます。

私ども教育委員会としましては、美術館のこの使命ということを鑑みると、当然収集というものは行っていかなければならないという立場で、毎年財政当局とは協議をさせていただいております。その結果としては、こういう状況が続いておると。

それから、先ほどの誰が決めていくのかということでございますが、美術品の購入につきましては、専門家によりまして、美術館の中に収集委員会というものがございます。その中で美術館が決めております収集方針というものがございまして——その収集方針も、当初この審査会のほうで決めたものでありますけども——それに基づいて、美術の流通業界のほうに出てきたときに、迅速かつ効率的に購入するための基金ということで位置づけられております。決める場合、そういったものが出てきまして、これが欲しいと美術館の学芸員が考えた場合には、その審査会にまずかけます。審査会が、これは県立美術館として購入すべきだということになれば、教育委員会のほうにそれを申し出ると。教育長は、それを総務部長にも届ける。金額によりましては、高額なものにつきましては、県議会の承認も得るといような手続を踏んで進んでまいります。基金が動くようになりましたら、正規の動き方は、そんな動きになります。以上でございます。

○西村主査 ありがとうございます。もう一点よろしいですか。スポーツ振興課にお伺いします。子ども体力ステップアップの県単事業につきまして、体力向上研究推進モデル校というのが、えびの地区で、えびの市立の小学校が2つ

と中学校、そして、飯野高校が選ばれております。そのモデル校になった学校は、例えば、そこに特別なプログラムをされて、他校と比較するのか、前年と今年とかで同じ学校内で比較するのか。もしくは、同じ生徒をしばらく長期で小学校時代はこうだった、中学校はこうだった、高校はこうだとかというような形でやっていくのか。そのために、小中高それぞれがえびの地区に固まっているのかなとも思うんですが、どういうモデル校の生かし方をされているのでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 基本的には、小中高で地域での一貫指導の中でしっかりとしたテーマを持ってやることで、先ほど委員おっしゃったように、経年経過というか、成長の状況もわかりますので、そういった形で小中高同じ地区でこれまでずっとやってきております。

基本的には、こういう取り組みをすればこうなるのではないかという仮説を立てて実践をしていただいて、その結果、他校あるいは県内のデータと比べて、すばらしい成果が出たものについては、県内一円に広めていこうということでやっております。過去には、細野、小林地区で立腰指導というのをやっていただいた結果、非常にすばらしい結果が出ておりましたので、今県下一円に立腰指導を広めているところでもあります。あるいは、小学校において朝の柔軟体操等もやった結果、非常にすばらしい成果が出たということで、いろんな仮説を立てて、それぞれの研究推進校でやっていただいた結果をもとに、これまでその財産を県内一円に広げてきているところでありますので、今現在、真幸地区でやっていることで3年経過した中で、すばらしい結果が出てくれば、また、その内容を県下一円に広めたいという形で研究を進めてい

るところでございます。

○西村主査 3年更新して、私のイメージからいうと、せっかく小学校から高校まであれば、12年ぐらい同じ地区でとったほうがすばらしいデータが出ていくんじゃないかなと思ってますが、そういう計画ではあるんでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 基本的には、3年間やったものは財産として、いいものは、そのままその学校で継続的に研究に取り組んでいただいております。例えば、先ほど申しました細野小学校は、7年連続ぐらいで体力向上の優良校に選ばれている状況もあります。

そういった形で、できれば、県内一円3年ずつ回して行って、その地域地域の特性に合ったものを、その地域に根づかせていこうというふうに考えておりますので、できれば、地域を全て県内一円回していきたいという考えで行っております。いい結果については、そのままその地区で、研究指定が終わった後も継続的に取り組んでいただいておりますので、そういった方針で今現在やっております。

○西村主査 わかりました。ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。それでは、先ほどの右松副主査、また押川委員の件につきまして答弁をお願いします。

○西田教職員課長 まず、先ほど教職員課の報酬の部分ですけれども、ここにつきましては、非常勤講師等を含んで884名ということで決算でやっております。

○押川委員 非常勤講師と職員と学校医、それぞれお1人幾らか教えていただきたい。

○西田教職員課長 金額が、非常勤講師が424人で金額が4億8,760万2,000円ということになってます。あと疾病審査委員会が7名で65万です。そして、学校医につきましては、6,264万1,000

円という形になっております。

○押川委員 今回の不用額の中での、一番大きなものは何ですか。もとはこれだけの人数と金額というものを必要として上げているわけですから、どういう状況なのかちょっと教えてください。

○西田教職員課長 最も多いものが非常勤講師でありまして、1,301万6,000円ということで執行残ということになっております。

○押川委員 この非常勤講師の方々は、期間というのがどういう形になっているんですか。

○西田教職員課長 非常勤講師につきましては、それぞれでありまして、1年間になるものもあれば、ほかにも。中心は1年間というのが多いんですけども、よろしいでしょうか。

○押川委員 それだけ非常勤講師の人数が減っても教育には関係はないという形でいいんですか。採用が少なくても、この対応というものは十分できているのかということです。職員を、非常勤講師を入れなくても支障は出てないんですか。計画に対して少ないんですが、そのことが、充足しているのかしてないかということではいかがなんでしょうか。

○西田教職員課長 ある程度の幅を見積もってまして、産休、育休とかそういう部分でいうと非常に人数が不確定です。そういう意味では、この範囲内で予算の範囲内で何とか済んでいるというような形になっておるところです。

○押川委員 ちょっとわかりませんので、内容全てペーパーで出してください。

○西田教職員課長 はい、準備したいと思いません。

右松議員からお問い合わせのあった件ですけれども、9月末現在で、講師全体の登録者数は1,723名であります。そして、被処分者が中学

校の国語でした。その登録者数は42名となっております。以上です。

○右松副主査 ということは、42名中1名採用した人が、ああいう形になったということでしょうか。

○西田教職員課長 これは9月末現在であり、被処分者は4月1日採用になっておりまして、その前の段階の登録者の中から、学校のほうを選んだという形になっておるところです。

○右松副主査 ということは、何名中何名で、その容疑者が採用されたんですか。

○西田教職員課長 年度末は非常に異動が多くて、実際のところ、具体的に何名中何名というのがなかなかこれはわからない状況であります。済みません。

○右松副主査 いずれにしても、ほかにもやっぱり候補がいたわけでありますので、どういう経緯で採用されたかわかりませんが、宮崎の教育に汚点を残したのは間違いないと思うんです。だから、先ほど、教育長が、いい子供が育つ都道府県ランキングで、平成19年、22年が全国一位です。だから、ほんのわずか1名、2名の教員で足を引っ張るのはもったいないとか、一生懸命やって、私は、教育界をやっぱり応援したいんです。こういうのが全国で配信されると、非常に教育委員会にとっても汚名です。だから、この方がどういう前歴を持ったか、これ前歴も全部書く欄がありますけれども、そこは慎重にとるほうもやっってもらいたいなというふうに思ってます。

○押川委員 副主査に関連ですけども、先ほど言いましたとおり、教育長が幾ら謝られても、教育長は、一人一人の先生方になかなかお会いすることはできないわけですから、こういうことがもう出てこないような形で何か対策あたり

を、どうするのかということで、やはりやってほしいなど。それが、今副主査も言われたとおり、本県のためにならないなという気がするんです。すばらしい先生方がたくさんいらっしゃる中で、もったいないなと思うんです。今言われるように、これ非常勤講師の方ですから、そこはしっかりチェック機能を働かせながらやらせる。そして、採用したからには、やっぱり本県の教育者であるという自覚の中でやっってもらわないと困るなと思いますし、現実、先生方の中でもそういう方々もいらっしゃるわけだから、これはひっくるめて、そこあたりのチェックというものが、どういう形であればしっかりできるかということに対策として行っていくのが必要なかなという気がしましたので、教育長のお考えを聞きたいということで、先ほど言わせていただきました。

○飛田教育長 県議会議員の皆様方を初め、県民の皆さん、そして、何より子供たちに申しわけない、卒業生にも申しわけないという気持ちでいっぱい、いろんなことを思いながら、この職に3年前につかせていただいて考えてきました。

おっしゃるとおり、対策を立てることが一番大事だということで、それまでなかった市町村教育委員会と一緒にした取り組みとか研修のあり方とか、届ける工夫とかいろいろやりました。

実は、言葉が何と書いていいかわからんですが、就任したときに、大きな山を動かすぐらい厳しいことだと思って、いろんな手を打ちました。それが一番大事だと思ったんですが、私になる前の3年間で、その年に懲戒処分をした職員が、21年が26名、22年が21名、23年が26名、20数名ずつ処分をしております。それは、その年

度に起こった人数で、処分は次の年に若干ずれる場合もありますが、24年が16名、25年が17名、そして、ことしは上半期が終わって、今折り返しにきたところですが、実は3名であります。

一つ通じるところは、一つの手立てでやれているけど、届かない人がおることをどうするか。やっぱり教職員というのは、倫理性が高く、子供の前に誇りを持って立てる人であるというのは当然なんですけど、一方で、人というのはやっぱり弱い部分がある。本当にそういう部分をわかってやらんといかんということをやっぱりつくづく難しい。講師とかP T A職員とか入れたら1万人を超える職員が学校ではかかわっており、その人たちにいろんな悩みがあるし、ある踏み出しちゃいかんとこ、川を渡っちゃいかんとこを渡ることもあると思いつながらやるんですが、ずっとこの職でやってきて思うことは、体罰だとか、あるいは不適切な授業のあり方だとか、そういうのを管理体制をある程度、あるいは指導を強くすることでできます。それから、指導力、授業力とかいうことについてもそういうことはできるなと思ってますし、人格のある部分については面接をしたり、日ごろの触れ合いの中から管理職が見てとってできると。そういうことは熱心にやりたいと思うし、講師についても、実は人権教育だとか生徒指導のあり方についても、従前は落ち着いたときに研修をやるというんで、夏休みぐらいに研修をやったんです。それはだめだと。できたら4月やれと。4月はなかなか日程が組めんですけど、4月に研修をやろうと。それは、正採用した新卒だけじゃなくて、やっぱりやろうということで、そういう手立てもやっておるんですが、本当に辛いなと思っているのは、病気かもしれないその人の性癖だとか、アルコールが入った後にど

う豹変するかとかというようなことをどうやって見るか。ただ、手立てとしては、人の善をどう磨いていくか、倫理性をどう磨いていくか、人の、教師のあるべき姿をどう磨いていくか。もう一つでは、やったことによって、どんな影響があるのか、想像をさせるような場面をリアルな例をやってやるとか、いろんな手があると思うんです。ですから、そういうことをしっかりさらに磨きをかけてやっていって、できることはゼロにしたいという決意でこれからも仕事をさせていただこうと思います。以上であります。

○川崎学校支援監 済みません、先ほど右松議員のほうからお尋ねのありました324ページの成果報告書なんですけども、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合のことでお尋ねがありまして、そのことに関連しまして一部補足と訂正をさせていただきたいと思っております。まず、全国学力調査の中で、意識調査として、自分によいところがあると思うと答えている児童生徒は、議員のおっしゃったように80%の近くの子供たちが答えておりまして、これは全国一位でございます。ただ、ここに上げております実績値、目標値につきましては、これは県が独自に調査をして定めている値でございます。これは、小中高校まで含んでいるものでございますので、大変申しわけございませんでした。

○日高スポーツ振興課長 訂正をさせていただきます。午前中、中村委員からの質問で、小中高一貫指導体制についてということでお答えしたんですが、その中で、ジュニア養成事業とジュニア連携事業の開始年度が間違っておりましたので訂正させていただきます。ジュニア養成事業、12年から14年とお答えしたんですが、13年から15年、その後、中高の一貫指導体制を構築

するために行ったジュニア連携事業は、平成16年から18年に行いましたので、申しわけありませんでした。訂正をお願いいたします。

○西村主査 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後3時0分休憩

午後3時4分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月の3日、あす13時30分に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのように決定をいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 ないようでしたら、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時4分散会

平成26年10月3日(金曜日)

午後1時38分再開

出席委員(7人)

主	査	西	村	賢
副	主	査	右	松
委	員	中	村	幸
委	員	押	川	修
委	員	山	下	博
委	員	高	橋	透
委	員	徳	重	忠

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧	浩	一
議事課主任主事	沼	口	恭

○西村主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、一括して採決を行うことよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、一括して採決いたします。

議案第18号につきましては、原案のとおり認定、第19号、第20号、第21号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 異議なしと認めます。

よって、議案第18号につきましては、原案のとおり認定、第19号、第20号及び第21号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定をいたしました。

次に、主査報告骨子(案)についてですが、主査報告の内容として御要望等はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時39分再開

○西村主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村主査 ないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時40分閉会